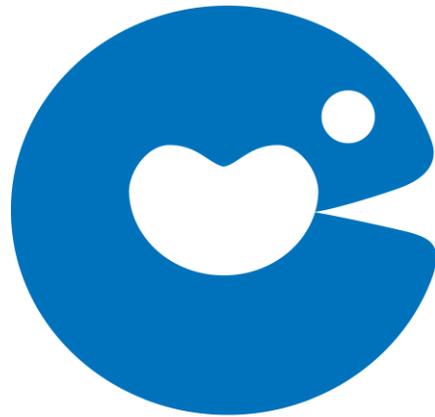


2021(令和3)年度

# 板橋区環境白書



ゼロカーボン  
いたばし2050

Eat Carbon up to ZERO

2022(令和4)年3月



## 「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは 私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市生活は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

- 1 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
- 2 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
- 3 私たちは みどりや水 空気を大切に守り 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日



## ゼロカーボン いたばし2050

Eat Carbon up to ZERO

近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、限りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実践します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和4年1月26日 板橋区長

坂本 健

# はじめに

環境問題は人類のあらゆる社会活動から生じるものであり、環境・経済・社会の諸課題は密接に関係していると言われていています。これまでの経済発展・技術開発により、私たちには豊かで便利な生活がもたらされましたが、一方で大気・水質などの環境汚染、環境破壊などにより地球環境は悪化しました。

さらに、近年では地球温暖化の影響による気候災害の激甚化、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、環境問題はますます多岐にわたり、かつ深刻化してきています。

こうした中、我が国は、昨年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

板橋区においても、地球温暖化への強い危機感のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。

環境問題は、私たち一人ひとりが「自分事」として捉えて課題解決に向けて取り組むことが重要であり、これまで以上に、区民・事業者の皆様と区が、連携・協働して環境への取り組みを進めていくことが大切です。

これまでも区民・団体・事業者の皆様のご協力により、環境美化活動や環境保全活動など様々な活動が行われ、区内の環境改善に大きな成果をあげてきました。この環境白書は、板橋区の環境の現状と環境保全に関する施策の成果を報告する環境報告書です。併せて、区民の皆様とのパートナーシップの形成や区民一人ひとりの環境行動が推進されるような情報提供を目的としています。

今後、より良い環境白書にするため、ご意見・ご要望等があれば、ぜひお寄せいただきますようお願いいたします。

最後に区民の皆様には、板橋区の環境への取り組みに対しまして、一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

# 目 次

## 第1部 環境基本計画の推進

- 1 「板橋区環境基本計画 2025」について . . . . . 1
- 2 計画の推進と進行管理 . . . . . 3
- 3 板橋区の環境とSDGs . . . . . 10

## 第2部 環境保全の取り組み

### 基本目標1 脱炭素社会の実現

- 1 板橋区の現状 . . . . . 12
- 2 環境施策の活動状況
  - (1) 区民・事業者における省エネ・再エネの推進 . . . . . 13
    - 緑のカーテンの普及 . . . . . 13
    - クールビズ・ウォームビズ . . . . . 14
    - 新エネルギー・省エネルギー機器の普及 . . . . . 14
    - 板橋区環境マネジメントシステム . . . . . 15
    - 企業の環境マネジメントシステム構築・維持支援 . . . . . 18
    - 環境ビジネスの振興 . . . . . 19
  - (2) 建物や交通などインフラの脱炭素化の推進 . . . . . 21
    - エネルギーと環境に配慮した公共施設の整備 . . . . . 21
    - 板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針 . . . 21
    - LED街灯 . . . . . 22
    - 板橋区の自動車公害対策 . . . . . 22
    - 自転車通行空間整備事業 . . . . . 23
- 3 関連計画・事業
  - 板橋区地球温暖化対策実行計画 . . . . . 24
  - 他自治体・海外とのパートナーシップ（イクレイ） . . . . . 24
  - 区におけるスマートシティへの取り組み . . . . . 25

### 基本目標2 循環型社会の実現

- 1 板橋区の現状 . . . . . 28
- 2 環境施策の活動状況
  - (1) 板橋かたつむり運動の推進 . . . . . 29
    - 板橋かたつむり運動 . . . . . 29
    - 区民・事業者とのパートナーシップ . . . . . 30
    - 発生抑制 . . . . . 30
    - リサイクルプラザ . . . . . 31
  - (2) 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用 . . . . . 32
    - 清掃リサイクル事業の運営 . . . . . 32
    - ごみ出しルールの徹底 . . . . . 32
    - ごみ収集 . . . . . 33
    - 資源回収 . . . . . 35
    - ごみの処理 . . . . . 36
    - 区民・事業者主体のリサイクル . . . . . 37
- 3 関連計画
  - 一般廃棄物処理基本計画 . . . . . 38

### 基本目標3 自然環境と生物多様性の保全

- 1 板橋区の現状 . . . . . 40
- 2 環境施策の活動状況
  - (1) 板橋区らしい良好な緑や水環境の保全・創出 . . . . . 42

民有地の緑の保全	42
緑化指導による緑化	43
自然との共生	44
水環境の保全と活用	45
公園	47
水質汚濁・湧水保全	48
(2) 自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受	50
緑を楽しむライフスタイル	50
農地の保全	50
熱帯環境植物館	51
自然・いきものさがし	52
エコポリスセンターかんきょう観察員	52
<b>基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現</b>	
1 板橋区の現状	53
2 環境施策の活動状況	
(1) 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全	54
大気環境の保全	54
アスベスト対策	57
放射線対策	58
騒音・振動対策	59
悪臭対策	63
土壌汚染対策	64
PCB 対策	64
有害化学物質対策	65
公害の未然防止	66
公害相談・苦情	69
環境調査に関する情報の発信	72
(2) 潤いのある景観や美しい街並みの保全	73
良好な都市景観	73
環境美化活動	74
<b>基本目標5 「環境力」の高い人材の育成</b>	
1 板橋区の現状	76
2 環境施策の活動状況	
(1) 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成	78
エコポリスセンター	78
学校における環境教育	79
(2) わかりやすい環境情報の発信	82
環境情報の発信	82
環境イベントの開催	83
3 関連計画	
板橋区環境教育推進プラン 2025	83
<b>基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現</b>	
1 板橋区の現状	85
2 環境施策の活動状況	
(1) 環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり	87
エコポリス板橋クリーン条例	87
エコポリス板橋環境行動会議	87
エコポリス板橋環境活動大賞	88
区民団体における取り組み	89

参考資料

- 1 板橋区の概況・年表 . . . . . 90
- 2 用語解説 . . . . . 95
- 3 板橋区環境基本計画の変遷 . . . . . 99
- テレフォンガイド . . . . . 100
- ご意見・ご要望をお寄せください（板橋区環境白書アンケート） . . . . . 101

《板橋区環境白書の役割》

板橋区では、環境基本計画（第一次）が策定された 1999（平成 11）年度より、板橋区の環境全般についてまとめた「板橋区環境白書」を発行しています。環境白書では、環境基本計画に基づいて取り組まれた環境施策の進捗状況や区の環境の現状などを、計画の構成に沿って公表しています。

●本書第2部以降の構成●

第2部 環境保全の取り組み 基本目標1 脱炭素社会の実現

## 第2部 環境保全の取り組み

### 基本目標1 脱炭素社会の実現

#### 1 板橋区の現状

##### ■ 区内エネルギー消費量

指標名	基準年度 平成24年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 平成29年度	(参考) 達成率	進捗率	進捗度
区内エネルギー消費量 (熱量換算)	24,307 TJ※1	↓	22,901 TJ※2	21,862 TJ※3	173.9% A A	100% 以上	順調

区内エネルギー消費量は、電気やガスの使用、自動車の燃料であるガソリンによるものが大部分を占めていますが、東日本大震災以降、省エネ・節電対策や再生可能エネルギー（※P95）の普及が進んだことにより、基準年度と比較し順調に減少傾向で推移しているといえます。平成29年度の値が前年度と比較して増加しているのは、ガスの消費量の増加が要因として考えられます。

図2-1-1 区内エネルギー消費量の推移

第2部では、環境基本計画の基本目標ごとに、「1 板橋区の現状」と「2 環境施策の活動状況」を紹介しします。

「1 板橋区の現状」では、各基本目標の環境指標について紹介しします。

第2部 環境保全の取り組み 基本目標1 脱炭素社会の実現

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 区民・事業者における省エネ・再エネの推進

#### ■ 緑のカーテンの普及

緑のカーテン（※P97）は、窓の外に植物を寄せた自然のカーテンで、夏場の強い日差しを和らげ、冷房の使用を抑えることができて、省エネ効果があります。また、「緑のカーテンコンテスト」は、カーテンの育成に関する成功例や工夫などの情報共有を目的として実施しており、2019（令和元）年度より、未

就学児及び小学生を対象とした「キッズ絵日記部門」を新設しました。当年度は、個人部門10作品、団体部門3作品、公共施設部門

「2 環境施策の活動状況」では、各環境施策の取り組み概要を基本計画に沿って紹介しします。

各環境施策の活動指標に関連するSDGs アイコンを掲載しています。

（※POO）は、巻末の用語解説に掲載しています。  
（関連 POO）は、本書内で関連するページとなります。

緑のカーテン（板橋区役所本庁舎）

#### 関連する活動指標

指標名	基準年度 平成26年度	めざす 方向性	実績値 平成30年度	実績値 令和元年度	進捗度
区公共施設における緑のカーテン実施施設数	180 施設	↓	161 施設	167 施設	後退

今後の対策：公共施設は数が限られているため、今後も大きな増減はありませんが、引き続き、施設側のニーズを把握し適切に育成支援（資材提供）していきます。

関連するホームページ（緑のカーテン） <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/curtain/index.html>

各環境施策に関連のある活動指標を、P7～P8 に掲載されている一覧表から抜粋して掲載しています。

各環境施策に関連のあるホームページアドレスを掲載しリンクを貼っています。詳細や最新情報はリンク先ホームページでご確認ください。

# 第1部 環境基本計画の推進

## 1 「板橋区環境基本計画」2025について

2009（平成21）3月に策定した板橋区環境基本計画（※P95）（第二次計画）以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー導入の加速化、人口減少社会への移行など、行政を取り巻く環境が大きく変化してきました。さらに、水素エネルギーの活用など新技術の発展、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、状況は刻々と変化し続けています。

第二次計画の期間満了（2015（平成27）年度）にあたり、このような状況変化への対

応を図り、板橋区における環境保全の取り組みをより効果的に進めていくため、2016（平成28）～2025（令和7）年度を計画期間とする新たな環境基本計画として、「板橋区環境基本計画2025」を2016（平成28）年3月に策定しました。

本計画は、“環境像”＝概ね10年後のめざすべき環境の姿（図1-1-1）を設定するとともに、環境像のもと、個別分野ごとの環境課題に対応した6つの基本目標を設定しています（図1-1-2）。

### 人と緑を未来へつなぐスマートシティ“エコポリス板橋”

#### 区の環境の将来像＝10年後の姿

武蔵野の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川や美しい桜並木に彩られる石神井川など、緑と水やきれいな空気に囲まれ、生物の多様性が保全されるなど、自然環境との共生が進んでいます。

またスマートシティに向けてICT（情報通信技術）（※P98）など最先端の技術が整備され、エネルギーを効率的に生みだし使用するライフスタイルが定着するとともに、水素や再生可能エネルギーなどの有効な資源の活用が進み、環境や防災面で持続可能な脱炭素社会※を実現するまちづくりが進んでいます。

さらには、区民一人ひとりや事業所のごみ減量・リサイクルなど環境に対する意識が高く、世代や職業、地域の枠を越えて、地域全体が連携して活動が進み、資源循環型社会が実現しています。

#### 「人」

身近な環境を守り、育て、よりよい環境をつくっていくためには、人（個人、事業者、地域など）の意識を環境にシフトし、実際に行動に移していきながら、様々な人が協働して進めていくことがとても大切です。

#### 「緑」

身近に緑や水などの豊かな自然があるまちづくりを進め、安心安全でやすらぎのある環境をつくっていくことが大切です。

#### 「未来」

板橋の宝である子どもたちや豊かな暮らし、そして緑や水などの豊かな自然環境など、持続可能な発展を象徴しています。未来を担う子どもたちが環境と共存・調和しながら将来にわたり持続的に快適な都市環境を実現することが大切です。

#### 「スマートシティ」

あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化し、安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現をめざすかしこいまちづくりを進めていくことが大切です。

#### 「エコポリス板橋」

1993（平成5）年4月、環境都市宣言を行い、人と環境が共生する都市“エコポリス板橋（※P95）”の実現をめざすまちづくりを進めています。

図1-1-1 「板橋区環境基本計画2025」が掲げる環境像

※ 「板橋区基本計画2025」のアクションプログラムである「いたばしNo1実現プラン2025」の策定により、施策名における「低炭素社会」は「脱炭素社会（※P96）」へと変更されたことに伴い、「低炭素社会」は「脱炭素社会」と読み替えることとします。



図1-1-2 「板橋区環境基本計画2025」の体系

※ 出典：板橋区環境基本計画2025（2016（平成28）年3月策定）  
 ※ 環境基本計画2025策定当時の基本目標1は「低炭素社会の実現」ですが、「板橋区基本計画2025」のアクションプログラムである「いたばしNo1実現プラン2025」の策定により、施策名における「低炭素社会」は「脱炭素社会」へと変更されたことに伴い、本白書では「低炭素」は「脱炭素」と読み替えることとします。

## 2 計画の推進と進行管理

### (1) 進行管理の体制

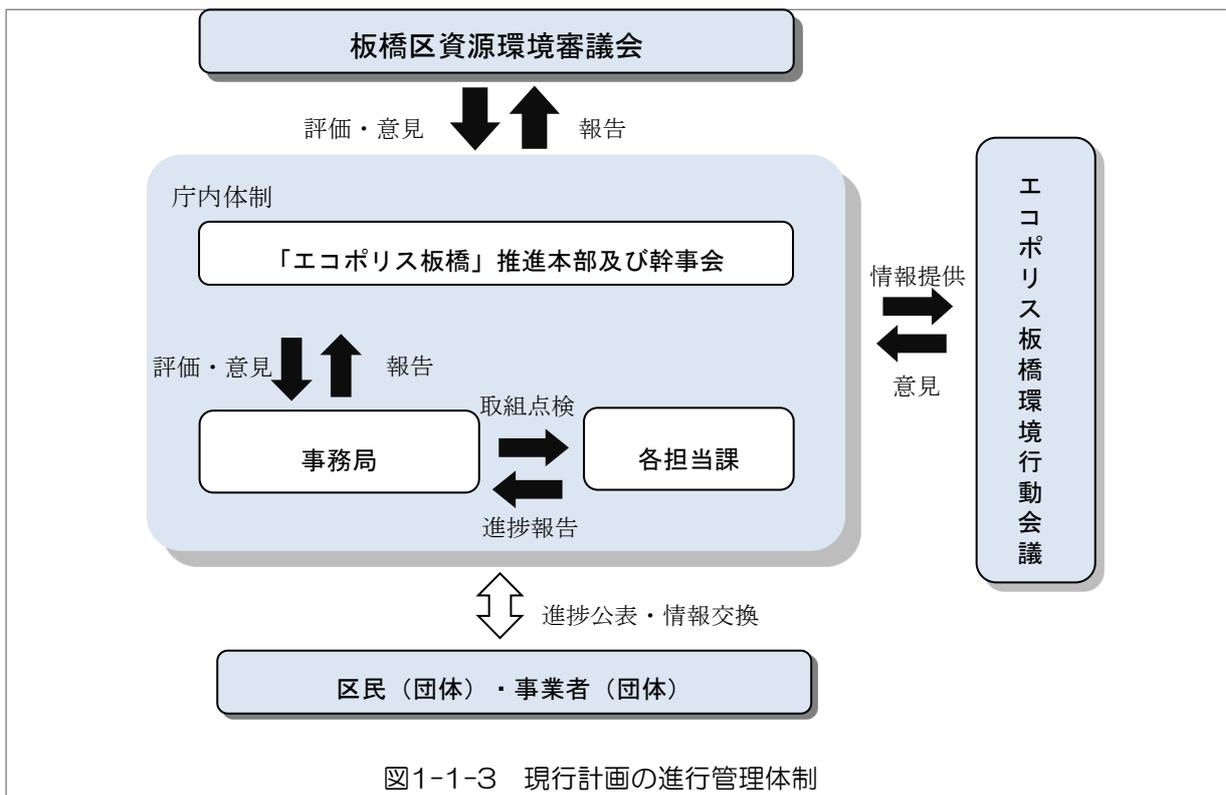
「板橋区環境基本計画2025」（以下「現行計画」という。）を実効性のあるものとしていくため、計画の進行管理を行います。計画の進行管理は、学識経験者などで構成された区の付属機関である「板橋区資源環境審議会」及び庁内検討組織である「『エコポリス板橋』推進本部」により行われます。また、環境保全活動に関する区民や事業者への普及啓発や区との連絡調整のため、区民や事業者などによる「エコポリス板橋環境行動会議」と連携しながら計画を推進していきます。進行管理の体制と各組織の役割は以下のとおりです（図1-1-3）。

### (2) 現行計画の進行管理

計画の進行管理を適切に行うためには、計画の達成度を評価するための指標の設定が重要となります。

現行計画では、主に6つの基本目標に対す

る達成状況を評価する「環境指標」と、環境施策の活動状況を把握する「活動指標」の2種類を設定しています。環境指標は、環境保全に資する取り組みを実施した結果、区民などにもたらされた影響を数値化したもので、原則としてアウトカム指標（成果指標）を用いています。一方、活動指標は、取り組みの具体的な活動量（「何をどの程度提供したか」など）を定量的に示したもので、原則としてアウトプット指標を用いています。また、どちらの指標にも、その数値の増減が良い方向に向かっているのか、又は悪い方向に向かっているのかを判断する基準として「めざす方向性」を示しています。（数値の増減で良し悪しを評価することができないものについては「－」で示しています。）現行計画では、これらの指標の数値変化などをもとにして進行管理を行っていきます。



① 「環境指標」による進捗管理

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) ※7 達成率 達成度	進捗率	進捗度 ※8
<b>基本目標1：脱炭素社会の実現</b>							
区内エネルギー消費量 (熱量換算)	24,307 TJ※1	↘	22,901 TJ※2	21,298TJ※3	214.0% A A	100% 以上	順調
区内温室効果ガス排出量	231.4万t-CO <sub>2</sub> ※1	↘	220.1万t-CO <sub>2</sub> ※2	204.8万t-CO <sub>2</sub> ※3	235.4% A A	100% 以上	順調
<b>基本目標2：循環型社会の実現</b>							
区民一人当たりの一日の ごみ排出量	689 g※4	↘	598 g※5	658 g	34.1% C +	34.1%	漸進
リサイクル率	21.5 %※4	↗	28.0 %※5	22.5 %	80.4% B	15.4%	漸進
<b>基本目標3：自然環境と生物多様性の保全</b>							
区全体の植生被覆率	18.3 %	↗	21 %	—※6	—※6	—	—
公園率	5.9 %	↗	6.1 %	5.9 %	96.7% A	0%	停滞
石神井川における生物化学的 酸素要求量 (BOD75% 値)	0.7 mg/L	—	1.0 mg/L以下	0.9 mg/L	— A A	100% 以上	順調
白子川における生物化学的 酸素要求量 (BOD75%値)	3.8 mg/L	↘	2.0 mg/L以下	2.7 mg/L	61.1% C +	61.1%	順調
<b>基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現</b>							
微小粒子状物質(PM2.5)の基 準値Bレベル以上の日数	25 日	↘	23 日	3 日	1,100.0% A A	100% 以上	順調
騒音に係る環境基準の達成率	79 %	↗	85 %	81 %	95.3% A	33.3%	漸進
<b>基本目標5：「環境力」の高い人材の育成</b>							
人材育成に関わる環境講座 参加者数	199 人	↗	400 人	185 人	46.3% C	0%未満	停滞
外部人材を活用した環境学 習実施校(園)の割合	76.1 %	↗	100 %	36.0 %	36.0% C	0%未満	停滞
環境教育プログラム利用校 (園)の割合	74.4 %	↗	100 %	69.4 %	69.4% C	0%未満	停滞
エコ生活(アクション9)の 実施状況	75.0 %	↗	100 %	84.3 %	84.3% B	37.2%	漸進
<b>基本目標6：パートナーシップが支えるまちの実現</b>							
全区民参加型環境保全キャ ンペーン参加者数	25,674 人	↗	31,500 人	0 人	0.0% C	0%未満	停滞
エコポリスセンター事業へ のボランティア等参加者数	990 人	↗	1,300 人	279 人	21.5% C	0%未満	停滞
環境登録団体数	27 団体	↗	37 団体	35 団体	94.6% A	80.0%	順調
環境学習講師派遣人数	363 人	↗	500 人	164人	32.8% C	0%未満	停滞

※1：平成24年度 ※2：平成32年度（「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標年度）

※3：平成30年度（オール東京62市区町村共同事業「特別区の温室効果ガス排出量」より）

※4：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値（平成27年度）

※5：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値（令和7年度）

※6：植生被覆率は5年ごとの調査（参考 令和元年度実績は18.1%）

- ※7：目標値に対する実績値の達成状況。A A（達成率100%超）、A（達成率90%～100%）、B（達成率70%～90%未満）、C+（達成率70%未満でも基準年値を上回る）、C（達成率70%未満で基準年値より悪化）、めざす方向性が△の場合は進捗率と同値とした
- ※8：計画最終年度の目標達成に向けた進捗状況。基準年値と比較して実績値がこのままのペースで推移した場合に、進捗率が100%以上になるものを「順調」、改善はしているものの100%に届かないものを「漸進」、0%以下になるものを「停滞」とした。令和2年度については、10か年計画の5年度目（一部を除く）であるため、進捗率が50%以上になるものを「順調」とした。なお、基本目標2については、「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の計画期間が平成30年度から始まる8年間であるため、進捗率は37.5%以上になるものを「順調」とした。）

## ○環境指標の進捗状況概要

### 基本目標1：脱炭素社会の実現

環境指標の「区内エネルギー消費量」及び「区内温室効果ガス排出量」は、共に「順調」に推移しました。東日本大震災以降における節電の取り組みの定着等により、エネルギー消費量の減少傾向が続いているほか、再生可能エネルギーによる発電量の増加等により、電力の二酸化炭素排出係数が緩やかに低下し、温室効果ガス排出量の減少につながりました。

なお、区では2021（令和3）年度に「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の策定に続いて、2021（令和3）年度中には「（仮称）板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025」を策定する予定であり、更なる区の脱炭素化へ向けた取り組みを推進していきます。

（関連ページ：P12）

### 基本目標2：循環型社会の実現

環境指標の「区民一人当たりのお一日のごみ排出量」は、近年減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での巣ごもりや食品などの消費が増えた影響で前年度の排出量が増え「漸進」となりました。また「リサイクル率」は、基準年値よりやや数値を改善し「漸進」となりました。「リサイクル率」も同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭で過ごす時間が増え、分母となる家庭から排出されるごみが増えた一方

で、インターネットショッピングなどの需要拡大が進み、配達後に出る梱包材の段ボールの排出量が増えるなど分子となる要因の数値が改善したためと考えられます。

「区民一人当たりのお一日のごみ排出量」及び「リサイクル率」は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的なごみの増加が見受けられました。今後も推移を見守っていくとともに、2021（令和3）年度からは、いたばしNo.1実現プラン2025の計画事業である「プラスチックごみの再資源化の推進」をはじめ、プラスチック使用の抑制、食品ロスに対する啓発等についても取り組みを進め、ごみ排出量の削減、資源化量の増加を目指します。

（関連ページ：P28）

### 基本目標3：自然環境と生物多様性の保全

環境指標の「公園率」は、農業園（赤塚植物園の増設）が完了しましたが、前年度から数値に変化はありませんでした。「生物化学的酸素要求量（BOD75%値）」については、石神井川、白子川ともに「順調」に推移し、石神井川については目標値も下回ることができました。

「公園率」については、本計画期間内に予定されていた（仮称）板橋区史跡公園の開園が2029（令和11）年度に延期となり当面数値の改善が困難な状況ですが、将来的な公園の拡張や整備に向けて、引き続き計画を進めていきます。

（関連ページ：P40）

**基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現**

環境指標の「微小粒子状物質(PM2.5)の基準値Bレベル以上の日数」は、2014（平成26）年度以降、年間を通じた測定結果が得られ、基準値Bレベル以上の日数は前年に引き続き低値で「順調」に推移しており、2020（令和2）年度は3日のみとなりました。理由としては、工場等のばい煙発生施設の規制や自動車排気ガス規制等が考えられます。また、「騒音に係る環境基準の進捗率」は目標には届いていないものの、近年の自動車性能の向上及び低騒音型の路面舗装の普及等が進み改善が見受けられます。「騒音に係る環境基準の達成率」については引き続き道路の騒音調査を行い、調査結果を道路管理者に情報提供し改善を促していきます。

（関連ページ：P53）

**基本目標5：「環境力」の高い人材の育成**

環境指標の「人材育成に関わる環境講座参加者数」など3つの項目で「停滞」となり、「エコ生活（エコアクション9）の実施状況」については前年度より僅かながら数値が改善し「漸進」の評価となりました。

「外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため外部講師による学習活動を制限した学校・園が多く活用率が低下しました。2020（令和2）年度からはエコポリスセンターの出前授業の一部がWEB対応になっていることから、今後はより活用してもらえるよう周知していきます。

（関連ページ：P76）

**基本目標6：パートナーシップが支えるまちの実現**

環境指標の「環境登録団体数」は「順調」に推移しました。一方、「全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数」等の指標については全て「停滞」の評価となりました。

「全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響で全てのキャンペーンが中止となりました。今後はキャンペーンのあり方を見直すとともに、打ち水キャンペーンについては今後も集団での実施は行わず、個人や家族での実施を呼びかける形で継続していきます。

（関連ページ：P85）

②活動指標による進行管理

2020（令和2）年度における活動指標の実績と進捗状況は以下のとおりである。なお、「進捗度」については、基準年値に対して実績値が5%以上増加（「めざす方向性」が下

向き矢印の場合は減少）したものを「進展」、5%以上減少（同増加）したものを「後退」、増減が5%未満のものを「横ばい」としました。

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
<b>基本目標1</b>					
▶環境施策1-①：区民・事業者における省エネ・再エネの推進					
区内の住宅用太陽光発電システム導入発電容量	4,611 kW	↗	6,043kW	6,153kW	進展
区公共施設における緑のカーテン実施施設数	180 施設	↗	167 施設	162 施設	後退
環境マネジメントシステム新規構築事業所数	14 事業所	↗	4 事業所	9 事業所	後退
新エネルギー・省エネルギー機器設置補助件数	347 件	↗	319 件	174 件	後退
▶環境施策1-②：建物や交通などインフラの低炭素化の促進					
「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」に基づく省エネ建築物受付件数	57 件	↗	48 件	42 件	後退
街灯の更新	— 基	↗	2,768 基	3,320 基	—
区役所で使用している自動車の低公害車率	74 %	↗	73 %	72 %	横ばい
自転車道整備延長距離（累計）	4,670m	↗	4,881m	5,028m	進展
<b>基本目標2</b>					
▶環境施策2-①：板橋かたつむり運動の推進					
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	43 回	↗	43 回	0回	後退
資源回収品目数	11 品目	↗	11 品目	11 品目	横ばい
リサイクル推進員研修会参加者数	433 人	↗	372 人	283 人	後退
小型家電の資源売却量 <sup>※1</sup>	544,570 kg	↗	541,152 kg	563,048 kg	横ばい
いたばしエコ・ショップ（ゴールド）認定数	— 事業所	↗	— <sup>※2</sup>	— <sup>※2</sup>	—
▶環境施策2-②：適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用					
家庭ごみの排出量（可燃・不燃・粗大ごみ）	110,742 t	↘	108,331 t	110,536 t	横ばい
事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）	29,520 t	↘	30,911 t	27,544 t	進展
資源の回収量	13,869 t	—	13,238 t	14,421 t	—
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	783 件	↗	853 件	914 件	進展
集団回収登録団体数	883 団体	↗	908 団体	901 団体	横ばい
<b>基本目標3</b>					
▶環境施策3-①：板橋らしい良好な緑や水環境の保全・創出					
緑化指導に基づく緑化箇所数	90 件	↗	62 件	94 件	横ばい
緑化指導に基づく緑化面積	59,617 m <sup>2</sup>	↗	11,010 m <sup>2</sup>	15,020 m <sup>2</sup>	後退
地域がつくる公園制度導入公園数	27 公園	↗	28 公園	27 公園	横ばい
花づくり活動登録グループ数	83グループ	↗	82 グループ	81 グループ	横ばい
保存樹木指定本数	1,842 本	↗	1,781 本	1,765 本	横ばい
雨水流出抑制量	4,119 m <sup>3</sup>	↗	3,959 m <sup>3</sup> <sup>※3</sup>	3,379 m <sup>3</sup> <sup>※4</sup>	後退

※1：小型家電の資源売却については、金属価格の下落による逆有償（排出側が処理側に代金を支払うこと）が発生し、売却が困難な状態となっているため、基準年値・実績値ともに、「資源回収量」を掲載した。

※2：平成30年3月末にて事業終了 ※3：平成30年度実績値 ※4：令和元年度実績値

指標名		基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
基本目標3	▶環境施策3-②：自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受					
	グリーンフェスタ参加者数	8,073 人	↗	5,109 人	0 人	後退
	緑のガイドツアー参加者数	102 人	↗	106 人	45 人	後退
	熱帯環境植物館来館者数	103,925 人	↗	114,666 人	35,861 人	後退
	エコポリスセンター「環境観察員」登録者数	57 人	↗	59 人	64 人	進展
	区民農園応募者数	3,144 世帯	↗	2,498 世帯	2,691 世帯	後退
基本目標4	▶環境施策4-①：大気汚染や騒音などのない生活環境の保全					
	公害苦情件数	251 件	↘	233 件	242 件	横ばい
	公害相談件数	2,182 件	—	2,762 件	2,537 件	—
	公害関係法令に基づく改善指導件数	201 件	—	153 件	181 件	—
	「板橋区大気情報公開システム」アクセス件数	458,533 件	↗	237,311 件	310,081 件	後退
	環境調査に関する情報のツイッター発信数	25 件	↗	155 件	137 件	進展
	▶環境施策4-②：潤いのある景観や美しい街並みの保全					
	景観形成重点地区指定数	4 地区	↗	4 地区	4 地区	横ばい
	「板橋クリーン作戦」参加者数	18,721 人	—	19,583 人	0 人	—
	「板橋クリーン作戦」におけるごみ回収量	6,600 袋	—	6,449 袋	0 袋	—
路上禁煙地区(8地区)内の定点におけるたばこのポイ捨て月平均本数	1,300 本/月※5	↘	899 本/月	722 本/月	進展	
基本目標5	▶環境施策5-①：環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成					
	環境講座・教室開催回数	677 回	↗	579 回	244 回	後退
	環境講座参加者数（人材育成に関わる講座を除く）	22,898 人	↗	20,316人	5,753人	後退
	環境学習講師派遣人数	363 人	↗	290 人	164 人	後退
	環境学習施設の入館者数	270,195 人	↗	315,947 人	162,971人	後退
	環境講座受講前後の知識・考え方の変化	63 %※6	↗	77.1 %	88.1 %	進展
	▶環境施策5-②：わかりやすい環境情報の発信					
	区から発信する環境情報の更新回数	356 件	↗	965 件	708 件	進展
	環境イベント等開催回数	244 回	↗	199 回	60 回	後退
	環境イベント等参加者数	96,949 人	↗	44,877 人	5,974 人	後退
基本目標6	▶環境施策6-①：環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり					
	ボランティアなどの協力を受入れたエコポリスセンター事業数	183 件	↗	187 件	91 件	後退
	自主講座支援回数	2 回	↗	2 回	1 回	後退
	喫煙マナーアップ推進員人数	157 人	↗	93 人	100 人	後退
	集団回収登録団体数【再掲】	883 団体	↗	908 団体	901 団体	横ばい
	地域がつくる公園制度導入公園数【再掲】	27 公園	↗	28 公園	27 公園	横ばい
花づくり活動登録グループ数【再掲】	83グループ	↗	82 グループ	81 グループ	横ばい	

※5：平成27年4月～平成28年1月までの10か月間の平均値 ※6：平成28年度実績値

## ○活動指標の主な成果

### 基本目標1：脱炭素社会の実現

2020（令和2）年度で事業終了となる「住宅等の新エネルギー・省エネルギー機器の導入補助」については、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅設備等の消費が落ち込み、申請件数が伸び悩みました。なお、2021（令和3）年度から、機器の導入補助を廃止するとともに、「いたばし環境アクションポイント事業」を新たに創設し、区民や事業者の省エネルギー活動を促す取り組みに事業を見直しています。

### 基本目標2：循環型社会の実現

「事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）」は計画期間中継続して基準年値を上回って推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間事業者などの活動が縮小し前年度に比べ10%程度減り初めて基準年値を下回りました。「高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数」については安定的に基準年値を上回って推移しています。

### 基本目標3：自然環境と生物多様性の保全

2020（令和2）年度は、「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づく緑化指導制度による緑化完了の届出が94件あり、高

木植栽1,831本、中木植栽5,550本等の実績がありました。また同制度により、地上部の緑化面積は14,109㎡、屋上の緑化面積は911㎡増加しました。

### 基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現

「路上禁煙地区（8地区）内の定点におけるたばこのポイ捨て月平均本数」については、基準年値を大きく下回って推移しており、新型コロナウイルス感染対策による外出自粛の影響も考えられますが、区内における一定の喫煙者のマナーの向上が見受けられます。

### 基本目標5：「環境力」の高い人材の育成

「環境講座受講前後の知識・考え方の変化」については着実に上昇傾向で推移しています。また、区から発信する環境情報の更新回数もTwitter等を積極的に活用しており基準年値を大きく上回りました。

### 基本目標6：「パートナーシップ」が支えるまちの実現

「ボランティアなどの協力を受け入れたエコポリスセンター事業数」については、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が減少しましたが、今後もボランティアの活動機会を提供するとともに、「エコみらい塾」等の指導者養成講座でボランティアの人材育成・確保を図っていきます。

### 3 板橋区の環境とSDGs

2015（平成27）年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。ここで掲げられた2030（令和12）年を年限とする国際目標が持続可能な開発目標（SDGs）（※P98）です。持続可能な世界

を実現するための17のゴールと、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

板橋区で取り組む環境関連事業においても、SDGsの目標達成に寄与しており、その一例をご紹介します。



日光市産の木材を使用した大階段  
（板橋第一小学校）



板橋区と日光市で交わされた「みどりと文化の交流協定」に基づき、区立学校施設整備に係る木材資材に日光市産のスギやヒノキなどを使用することで、地域の「経済」に貢献するとともに、木の循環利用や環境問題などを学習するための「環境」教育の場となり、さらにCO<sub>2</sub>排出削減にも大きく寄与しています。（関連P43「板橋区の森」）



熱帯環境植物館



熱帯環境植物館は清掃工場の余熱を利用した省エネルギー型施設で、東南アジアの熱帯雨林や環境問題に関する普及啓発を図っており、マレーシア・ペナン州立植物園との交流も重ねています。また、区立中学生のマレーシア派遣事業により国際「社会」との人的交流も行われ、マレーシアとの交流を通して、「社会」「環境」「教育」の各分野が相互に連携しながら、SDGsの目標達成に向けて相乗効果を生み出していると言えます。

（関連P51「熱帯環境植物館」）



緑のカーテンを見学する園児



公共施設の緑のカーテン



板橋区で全国に先駆けて始まった「緑のカーテン」は、小中学校をはじめとして「環境」教育の「生きた教材」として活用され、また、冷房使用抑制やヒートアイランド現象の緩和に貢献しています。（関連P13「緑のカーテン」）



板橋こども動物園の草屋根

2020（令和2）年12月にリニューアルオープンした「板橋こども動物園（東板橋公園内）」では、動物とふれあうことで「生命の尊さ」や「ヒーリング効果」を大切にし、子ども、障がい者、高齢者など様々な方の健康と福祉に貢献します。さらに馬糞の堆肥化により循環型社会に寄与し、草屋根や壁面緑化により環境負荷の低減および気候変動への影響緩和をめざします。

（関連P48「板橋こども動物園」）



2020（令和2）年5月に「赤塚植物園」に増設された「農業園」は、「観て・育てて・収穫する」体験型農業園です。主に児童・園児たちが農業体験や自然体験をすることで農業教育・環境教育を行い、さらに収穫した野菜をつかって本園で調理することで農作物への理解を深め、食育の推進につなげています。

（関連P48「赤塚植物園」）



赤塚植物園・農業園



電気自動車のカーシェアリング



2020年12月から、区有地を事業者に貸し出し、電気自動車（EV）のシェアリング事業を実施しています。庁有車を1台削減し、代替車としてEVを借り上げることで、環境負荷を低減するとともに、区民・事業者にEVを利用する機会を提供しています。（関連P26「区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業」）

板橋区環境基本計画2025でめざす6つの基本目標を達成し、持続可能なまちを実現するためには、これらのうちのどれか一つを追求するのではなく、全てをバランス良く実施していく必要があります。

本書第2部以降で紹介する取り組みは、それぞれが単に一つの「環境」問題を克服するためだけのものではなく、「経済」「教育」「社会」などの幅広い分野とも密接に関わり、相乗効果を生み出す可能性を含んでいます。

基本目標実現に向けて、“環境問題を克服する”ことが、同時に“地域の活性化”“環境教育の充実”“協働による社会活動推進”などにもつながっていくことを各主体が認識し、相互に連携しながら取り組みを推進することが重要となります。

このように、板橋区環境基本計画2025における基本目標実現に向けたアプローチは、SDGsとの親和性が高く、SDGsの目標達成に寄与していると言えます。

# 第2部 環境保全の取り組み

## 基本目標1 脱炭素社会の実現

### 1 板橋区の現状

#### ■ 区内エネルギー消費量

指標名	基準年値 平成24年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 平成30年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
区内エネルギー消費量 (熱量換算)	24,307 TJ <sup>※1</sup>	↘	22,901 TJ <sup>※2</sup>	21,298 TJ <sup>※3</sup>	214.0%	A A	100% 以上	順調

区内エネルギー消費量は、電気やガスの使用、自動車の燃料であるガソリンによるものが大部分を占めていますが、東日本大震災以降、省エネ・節電対策や再生可能エネルギー（※P95）の普及が進んだことによって、基準年値と比較し順調に減少傾向で推移しているといえます。

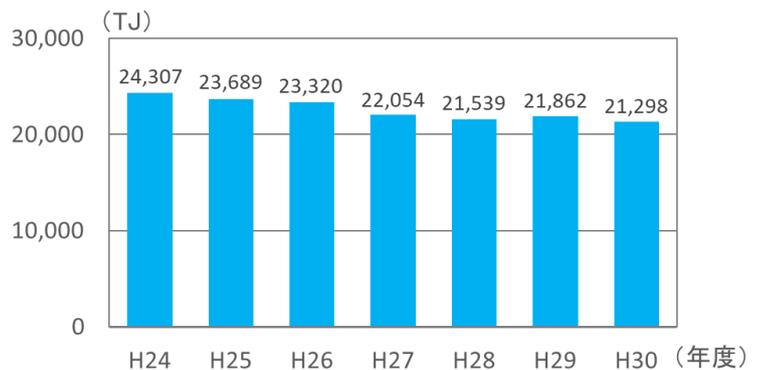


図2-1-1 区内エネルギー消費量の推移

#### ■ 区内温室効果ガス排出量

指標名	基準年値 平成24年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 平成30年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
区内温室効果ガス排出量	231.4万t-CO <sub>2</sub> <sup>※1</sup>	↘	220.1万t-CO <sub>2</sub> <sup>※4</sup>	204.8万t-CO <sub>2</sub> <sup>※3</sup>	235.4%	A A	100% 以上	順調

区内温室効果ガス（※P95）排出量は、約半分が電気の使用によるものですが、エネルギー消費量の減少と電力のCO<sub>2</sub>排出係数（※P97）の低下に伴い、基準年値と比較し順調に減少傾向で推移しているといえます。

関連するホームページ  
(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

<http://all62.jp/>

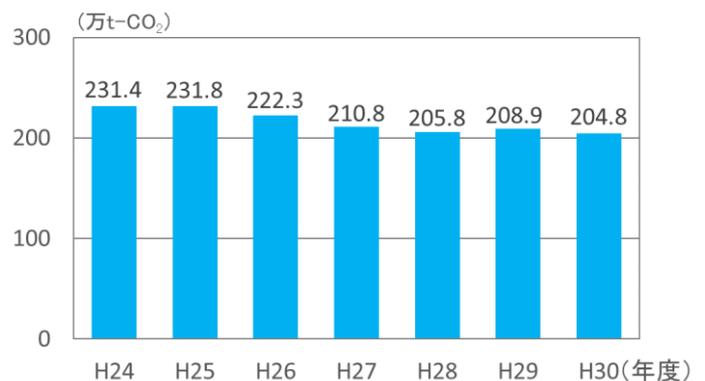


図2-1-2 区内温室効果ガス排出量の推移

- ※1 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「温室効果ガス排出量算定ソフト」より算出
- ※2 板橋区環境基本計画2025が掲げる2020(令和2)年度の目標値を暫定の目標値とする
- ※3 2021(令和3)年度時点で得られる最新の実績値。オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「温室効果ガス排出量算定ソフト」より算出
- ※4 板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)が掲げる2020(令和2)年度の目標値を暫定の目標値としているが、新たに板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025を策定したため、次年度からは新計画に基づく目標値に変更する

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 区民・事業者における省エネ・再エネの推進



#### 緑のカーテンの普及

緑のカーテン（※P97）は、窓の外に植物を這わせた自然のカーテンで、夏場の強い日差しを和らげ、冷房の使用を抑えることができますとされています。

板橋区の緑のカーテンは、2003（平成15）年度に地元の方々の協力のもと、板橋第七小学校で始まり、その後、区の施設はもとより多くの区民の方々の参画を得て、区内全域に広がっていきました。

2006（平成18）年度には、「緑のカーテンを町ぐるみで広げよう」、「緑のカーテンコンテスト」が始まりました。「緑のカーテンを町ぐるみで広げよう」は、緑のカーテンの育成方法やワンポイントアドバイス、講習会やコンテストなどの情報を提供し、緑のカーテンに取り組みやすい環境を作る登録制度で、2020（令和2）年度末現在、152件の個人登録があります。また、「緑のカーテンコンテスト」は、カーテンの育成に関する成功例や工夫例などの情報共有を目的として実施しており、2019（令和元）年度より、未

就学児及び小学生を対象とした「キッズ絵日記部門」を新設しました。2020（令和2）年度は、個人部門6作品、団体部門18作品、キッズ絵日記部門222作品の応募があり、10作品が受賞しました。

公共施設においても積極的に緑のカーテンの取り組みを進めており、2020（令和2）年度は、区内の小中学校73校、保育園37か所、児童館8か所等、計162か所の区施設において実施しました。



■緑のカーテン（板橋区役所本庁舎）

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
区公共施設における緑のカーテン実施施設数	180 施設	↗	167 施設	162 施設	後退

今後の対策：公共施設は数が限られているため、今後も大きな増減はありませんが、引き続き、施設側のニーズを把握し適切に育成支援（資材提供）していきます。

関連するホームページ  
（緑のカーテン）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/curtain/index.html>

## クールビズ・ウォームビズ

「クールビズ」は夏を涼しく過ごすためのビジネススタイルで、ノーネクタイ・ノー上着が基本です。また、一人一台のエアコン使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアする「クールシェア」という呼びかけも行っています。

「ウォームビズ」は、暖かくて働きやすいビジネススタイルで、暖房に頼りすぎず、寒いときには着るという自然なスタイルが基本です。板橋区では、2005（平成17）年度から「クールビズ」「ウォームビズ」に取り組んでおり、2020（令和2）年度は「クールビズ」を5月1日～10月31日に、「ウォームビズ」を11月1日～3月31日に実施しました。



## 新エネルギー・省エネルギー機器の普及

区内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的として、新エネルギー・省エネルギー機器等の設置に関する補助金制度を実施しました。2020（令和2）年度実績は次のとおりです。

表2-1-1 新エネルギー・省エネルギー機器等設置に関する補助実績

対象	機器等	件数	CO <sub>2</sub> 削減効果
住宅用	太陽光発電システム	27件	239.0(t-CO <sub>2</sub> )
	燃料電池システム	50件	
	蓄電池システム	6件	
	断熱化住宅(窓・断熱材)	27件	
	既存住宅のLED化(個人住宅・集合住宅共用部)	64件	
事業所用	省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等	5件	9.16(t-CO <sub>2</sub> )
	計	179件	248.16(t-CO <sub>2</sub> )

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
区内の住宅用太陽光発電システム 導入発電容量※1	4,611 kW	↗	6,043kW	6,153kW	進展
新エネルギー・省エネルギー機器 設置補助件数※2	347 件	↗	319 件	174 件	後退

※1 1999(平成11)年度から実施の補助金制度を利用して設置された住宅用太陽光発電システムの容量累計

※2 住宅用件数の合計(事業所用は含まない)

今後の対策:新エネルギー・省エネルギー機器設置補助については2020(令和2)年度をもって事業が終了しましたが、2021(令和3)年度より新規事業として、区民及び事業者の意識改革・行動変容を促す「いたばし環境アクションポイント事業」を実施しています。

## 板橋区環境マネジメントシステム

組織がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（※P95）といます。そして、国際標準化機構（ISO International Organization for Standardization）が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格がISO14001（※P98）です。板橋区は、1999（平成11）年2月17日にISO14001の認証を取得し、以降ISO14001の規格に沿って環境マネジメントを推進しています。

### ① 環境目標の2020（令和2）年度実施結果について

#### ◆ 環境保全項目（環境を良好にしていくことを促進する事業）

数値目標のある9項目について2020（令和2）年度実績の評価を行い、目標達成は6項目、未達成は3項目となりました。未達成事業に関しては、目標に向けた改善策をとる必要があります。

達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新エネルギー・省エネルギー機器導入（住宅・事業所用）</li> <li>●街灯の更新</li> <li>●自転車駐車場の整備か所数</li> <li>●商店街街路灯のLED化の助成 件数</li> <li>●公園の改修設計</li> <li>●公園の改修におけるバリアフリー化設計</li> </ul>
未達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園灯の更新</li> <li>●公園の改修におけるバリアフリー化工事</li> <li>●公園・公衆トイレの改築等</li> </ul>

※詳細は「② 環境保全・負荷項目詳細」参照

#### ◆ 環境負荷項目（環境への負荷を低減させていく事業）

数値目標のある10項目について2020（令和2）年度実績の評価を行い、目標達成は5項目、未達成は5項目となりました。未達成項目に関しては、各実行部門において、内部環境監査や自己点検リスト・PTEM（※P98）等の活用を通じて、要因を分析するとともに、目標に向けた取り組みを継続的に実施していく必要があります。

達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議等のペーパーレス化の推進</li> <li>●自動車燃料のエネルギー使用量</li> <li>●上水道の使用量</li> <li>●一般廃棄物の排出量</li> <li>●産業廃棄物の排出量</li> </ul>
未達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガス排出量</li> <li>●施設のエネルギー使用量</li> <li>●電気の使用量</li> <li>●都市ガスの使用量</li> <li>●新規熱帯材型枠使用抑制</li> </ul>

※詳細は「② 環境保全・負荷項目詳細」参照

#### ◆ その他

2020（令和2）年度実施結果をもとに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づく「定期報告書」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づく「地球温暖化対策報告書」を作成し、国及び東京都に提出しています。

② 環境保全・負荷項目詳細

◆ 環境保全項目（環境を良好にしていくことを促進する事業）の実施結果

数値目標が立てられている環境目標の結果について、2020（令和2）年度の実績をまとめました。

基本目標・環境施策		環境目標			めざす方向性	実行部門	令和2年度目標値に対する進捗状況			
		指標	目標値 (いたばしNo.1実現プラン2021の3か年目標値)	目標年度			令和2年度目標値	令和2年度実績	達成/未達成	
脱炭素社会の実現	区民・事業者における省エネ・再エネの推進	新エネルギー・省エネルギー機器導入（住宅・事業所用）	CO2削減量 579.9t	令和2年度	↗	資源環境部（環境政策課）	202.1t	248.2t	達成	
	建物や交通などインフラの低炭素化の促進	街灯の更新	4,500基	令和3年度	↗	土木部（工事課）	1,500基	3,320基	達成	
		公園灯の更新	公園灯更新 948基	令和3年度	↗	土木部（みどり公園課）	316基	237基	未達成	
		自転車駐車場の整備か所数	整備・改修 9か所	令和3年度	↗	土木部（交通安全課）	3か所	3か所	達成	
		商店街街路灯のLED化の助成件数	12団体	令和3年度	↗	産業経済部（産業振興課）	2団体	3団体	達成	
自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備	公園等の整備	公園の改修	改修工事 2か所	令和3年度	↗	土木部（みどり公園課）	改修設計 1か所	改修設計 1か所	達成	
			改修設計 4か所				バリアフリー化工事 9か所	バリアフリー化工事 3か所	バリアフリー化工事 2か所	未達成
			バリアフリー化設計 12か所				バリアフリー化設計 4か所	バリアフリー化設計 4か所	達成	
	公園・公衆トイレの改築等	整備12か所	令和3年度	↗	土木部（みどり公園課）	4か所	3か所	未達成		

《グリーン購入》

グリーン購入（※P95）とは、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、まず必要性を十分に考えたうえで、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境への影響も重視し、環境に与える負荷ができるだけ少ない製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

板橋区では、板橋区環境マネジメントの中で環境方針を定めており、その一つに「計画的に環境への負荷を減らしていく」ことを掲げています。その一環として、グリーン購入を推進しており、基本原則は①物品を購入する際は、必要性及び必要量を十分に考慮したうえで選択すること②資源の採取から廃棄にいたるまでの製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷を考慮すること③環境への負荷低減に関し、積極的に取り組んでいる事業者を優先的に選択すること、としています。

グリーン購入は、環境への負荷を減らすために誰もが今すぐ取り組むことができます。また、環境への負荷だけではなく、製品によってはエネルギーの消費削減になるほか、部品交換などによる長期使用が可能な製品や、使用後に資源としてリサイクルが可能な製品を選択することは、廃棄物の削減につながります

主な環境ラベル▶



◆ 環境負荷項目（環境への負荷を低減させていく事業）の実施結果

環境負荷項目のうち、数値目標が立てられている環境目標の結果について、2020（令和2）年度の実績をまとめました。2013（平成25）年度を基準とし、2021（令和3）年度までに達成すべき目標を設定しています。

環境目標			a	b	c	d	e	f	g	個別結果			実績	
			基準年値 (25年度)	目標	目標値 =a+a×b	29年度 実績値	30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	前年度比 増減率 =(g-f)/f	基準年値比 増減率 =(g-a)/a	目標値比 増減率 =(g-c)/c		
温室効果ガス排出量 単位：t-CO <sub>2</sub>			29,540	-34.0%	19,497	20,357	19,548	16,696	24,898	49%	-15.7%	27.70%	未達成	
			板橋区の森のCO <sub>2</sub> 吸収量「約94t-CO <sub>2</sub> /年」を考慮した場合							16,602	24,804	-		-16.0%
省エネルギーの推進	エネルギー (自動車以外)	使用量 単位：GJ	614,589	-8.0%	565,422	600,040	613,786	600,732	589,821	-2%	-4.0%	4.3%	未達成	
	電気	使用量 単位：千kWh	46,663	-8.0%	42,930	47,749	47,774	46,573	43,344	-7%	-7.1%	1.0%	未達成	
	都市ガス	使用量 単位：千m <sup>3</sup>	3,362	-8.0%	3,093	3,387	3,275	3,244	3,619	12%	7.7%	17.0%	未達成	
会議室等の ペーパーレス化	コピー用紙	使用量 単位：枚	665,328	-8.0%	612,102	697,155	604,849	595,428	436,465	-27%	-34.4%	-28.7%	達成	
自動車の使用 抑制・合理化	自動車燃料 のエネルギー	使用量 単位：GJ	12,527	-6.0%	11,776	11,806	11,192	11,682	11,262	-4%	-10.1%	-4.4%	達成	
		ガソリン	使用量 単位：L	106,473	-	-	90,671	83,248	85,216	75,025	2.4%	-20.0%		-
		軽油	使用量 単位：L	127,037	-	-	149,839	143,569	163,080	164,776	13.6%	28.4%		-
		LPG	使用量 単位：kg	11,717	-	-	5,394	0	0	0	-	-		-
		天然ガス	使用量 単位：m <sup>3</sup>	79,512	-	-	63,129	66,643	59,438	56,426	-10.8%	-25.2%		-
省資源・リサイクルの推進	上水道	使用量 単位：千m <sup>3</sup>	1,217	-8.0%	1,120	1,131	1,094	1,073	841	-22%	-30.9%	-24.9%	達成	
	産業廃棄物	排出量 単位：t	368	-5.0%	350	307	559	264	306	16%	-16.8%	-12.5%	達成	
	一般廃棄物	排出量 単位：t	2,240	7.0%	2,397	2,458	2,429	2,410	2,282	-5%	1.9%	-4.8%	達成	
環境目標			目標	29年度実績	30年度実績	令和元年度 実績	令和2年度実績	実績						
熱帯材 型枠	新規熱帯材型枠使用抑制 単位：%	90%以上	95.0%	99.0%	53.3%	66.2%	未達成							

関連するホームページ  
(板橋区環境マネジメントシステム)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/system/index.html>

## 企業の環境マネジメントシステム構築・維持支援

区内の中小規模事業所を対象に、環境負荷低減のため「環境マネジメントシステム」（「ISO14001」、「エコアクション21」、「板橋エコアクション」）を導入していただくための取り組みを推進しています。板橋エコアクションは板橋区独自の環境マネジメントシステムで、ISO14001やエコアクション21導入のきっかけとして取り組んでいただいています。これらの制度では、中小規模事業所の実情に応じて環境マネジメントシステムの活用を効果的に行い、二酸化炭素の排出量を継続的に削減しています。また、環境マネジメントシステムに取り組む事業所は、環境対策を担う専門部署がないため、国や都で実施している「省エネルギー診断」を推進し、環境マネジメントシステムの維持支援にも取り組んでいます。

### ① 板橋エコアクション

板橋エコアクションでは、(a)エネルギー使用量等の把握、(b)環境に配慮した活動（エコ

アクション）を実践していきます。板橋エコアクションに取り組むことで、事業活動に伴うエネルギー使用量等を把握し、各社の実態にあった負荷低減策を講じることができます。その結果、省エネルギー及び経営の効率化という経済的メリットと、環境に対する意識の向上が期待されます。板橋エコアクションでは活動のきっかけとなるようにエコアクション項目を用意し、目的に応じた組み合わせができるようになっています。

### ② ISOシリーズ取得助成事業

区内の中小企業が、ISOシリーズ(9001、14001、22000、27001等)を取得する際に必要となる経費の一部を助成する補助金事業を1999（平成11）年から順次実施しています。この制度は、中小企業の環境・品質管理体制の整備を促進し、経営基盤を強化することにより、区内産業の振興を図ることを目的としています（表2-1-2、2-1-3）。

表2-1-2 ISO取得助成事業

対象企業	① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等。 ② 板橋区内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいること。
補助対象経費	内部監査員養成費用、コンサルタント委託料、審査登録費用等、取得に係る全ての経費。
補助金の額	① ISOシリーズ認証取得に係る総経費の3分の1以内、20万円を限度とする。 ② 令和2年度予算：40万円

表2-1-3 ISO取得助成事業実績

	ISO9001		ISO14001		ISO22000		ISO27001	
	企業数	交付額(円)	企業数	交付額(円)	企業数	交付額(円)	企業数	交付額(円)
2016 (H28)	1	448,000	0	0	0	0	1	50,000
2017 (H29)	4	215,000	0	0	0	0	0	0
2018 (H30)	2	386,000	1	200,000	0	0	1	200,000
2019 (R1)	0	0	0	0	0	0	0	0
2020 (R2)	1	200,000	0	0	0	0	0	0

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
環境マネジメントシステム 新規構築事業所数*	14 事業所	↗	4 事業所	9 事業所	後退

※ 2020(令和2)年度新規構築事業所の9事業所のうち、板橋エコアクション参加事業者が2事業所、ISO14001認証取得事業者が7事業所

今後の対策：板橋エコアクション等取組事業所数を増加させるため、中小規模事業所を対象に省エネルギー診断の受診を促進し普及・啓発を行います。

## 関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/iea/index.html> (板橋エコアクション (IEA))  
<https://itabashi-kohsha.com/archives/9329>  
 ( (公財) 板橋区産業振興公社 「ISO認証取得補助金」 )

## ③ 板橋環境管理研究会

「板橋環境管理研究会」は、2001 (平成13) 年6月、「板橋公害防止管理者研究会」の名称・規約等を改正し新たに発足しました。板橋公害防止管理者研究会は、1978 (昭和53) 年4月に (社) 板橋産業連合会の内部組織として発足し、板橋区内の工場・事業場の公害防止管理者や環境保全担当者の自主研究組織として、区と連携しながら活動してきました。

新たに発足した「板橋環境管理研究会」は、従来の「板橋公害防止管理者研究会」の活動に加え、地域や地球環境問題に寄与するとともに、環境マネジメントシステムの構築・支援をするなど新たな活動を展開しています。

2020 (令和2) 年度には、環境管理ニュースを7回発行し、研修会を4回実施しました。



■環境管理研究会研修会の様子

## 関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/kenshu/index.html> (環境管理研修会)  
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/news/index.html> (環境管理ニュース)  
<https://itabashisanren.org/labo-profile/laboseminar/> ( (一社) 板橋産業連合会)

## ④ 騒音・振動測定講習会

板橋区は「板橋環境管理研究会」との共催で騒音・振動の測定に関する講習会を年に1度開催しています。この講習会は、工場・事業所が環境マネジメントシステムの構築・維持に必要な騒音・振動の測定技術の習得を中

心に行います。講習を修了すると、修了証及び測定機器の貸出しカードが交付され、検定・検査済みの騒音計、振動計、記録計の貸出しを受けることができます。2020 (令和2) 年度は10月6日に開催しました。

## 関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006028.html> (検定済機材の貸出)

## 環境ビジネスの振興

## ① 板橋製品技術大賞

「板橋区環境関連ビジネス育成ビジョン」(2000 (平成12) 年3月策定) に基づき、環境関連産業の振興とともに区内中小企業の環境製品及び技術開発力の向上を促進するため、2000 (平成12) 年度から2002 (平成14) 年度まで環境製品・技術開発等助成事業を行いました。そして新たに2003 (平成15) 年度から「板橋製品技術大賞」を設け、区内中小企業の製品及び技術開発力の向上を

図っています。賞の中には環境賞を設け、環境製品に関する企業へのインセンティブが図られています。2016 (平成28) 年度からは対象を環境のみならず、健康・医療・福祉、防災・安心安全などの社会的課題に対応した製品・技術に関してもテーマ賞として表彰しております。受賞企業並びに製品・技術は、区が積極的に紹介していきます。

## ◆ 板橋製品技術大賞概要

## I 対象

区内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいる個人又は中小企業及びそのグループで、自社開発した新製品又は新技術を対象とし、市場発表又は販売してから5年以内のものとなります。

## II 審査基準

優秀性、新規性、市場性、環境性など

## III 賞 最優秀賞・優秀賞・環境賞・審査委員長賞・審査委員賞 など

## ◆ 近年の板橋製品技術大賞 テーマ賞 (環境部門) 受賞製品

## I 第11回 (2013 (平成25) 年度) 環境賞

株式会社 琳聡堂 (中板橋)

「HOTデシュラン2」

炊飯時の蒸気でおかずケースを温め、炊き立てのご飯と温かいおかずの食事を、という前作のコンセプトはそのままに、フライパン等の追加機能など利便性を高めました。極めて小電力で調理ができ、食事後の洗いものも少ないなど、非常に無駄が少ない環境性を実現した製品です。

## II 第14回 (2016 (平成28) 年度)

持続可能社会貢献賞

寿堂紙製工業株式会社 (弥生町)

「バナナペーパーの製造技術」

アフリカのザンビアにてバナナの収穫後に廃棄されるだけであった「茎」に着目し、取り出した繊維を越前和紙の紙すき手法と独自技術で古紙と混合し、家庭用プリンタなどでの印刷を可能にしました。また、バナナの茎から繊維を取り出す作業は現地で行い、適正価格で輸入していることから、途上国に新たな雇用を生み出しています。

## III 第15回 (2017 (平成29) 年度)

環境技術賞

株式会社ワカイダ・エンジニアリング

(坂下3) 「WACトルネーダー」

設置が容易で環境に負荷を与えることなく

排水槽等の臭気の改善が見込めることが評価されました。従来の曝気装置とは異なり、空気の力で排水槽内の汚水に竜巻上の旋回流を発生させて水中の微生物に物理的な刺激を与え、活性化された微生物の作用により水質を改善するという装置です。

※第12回 (2014 (平成26) 年度)、第13回 (2015 (平成27) 年度)、第16回 (2018 (平成30) 年度)、第17回 (2019 (平成31) 年度) 第18回 (2020 (令和2) 年度) は該当製品なし

関連するホームページ

<https://itabashi-kohsha.com/archives/category/iptp> ( (公財) 板橋区産業振興公社 「製品技術大賞」 各製品の詳細情報など)

## ② 環境に配慮した商店街の活動

板橋区の商店街では、ハード及びソフトの両面から環境に配慮した積極的な活動を行っています。

## I 環境配慮型商店街会館の開設

2002 (平成14) 年末に、中板橋商店街振興組合で環境配慮型の会館が完成しました。特徴として、(a) 太陽光発電装置の設置により、光熱水費の一部を賄い、余剰電力は売電がされること、(b) 大気汚染浄化や防汚の効果がある光触媒塗料を外壁タイルに吹き付けてあること、(c) 建設に際して可能な限り自然素材や再生資源品を使用していることなどが挙げられます。

## II 商店街街路灯の水銀灯からLED灯への切り替え

多くの区内商店街が、商店街街灯を従来の水銀灯からLED灯に切り替えています。LED灯の特徴としては、(a) 消費電力の低減や長寿命化等の維持経費の削減になること、(b) 有害廃棄物の削減になること、(c) CO<sub>2</sub>の削減による地球温暖化対策で社会貢献に役立つことなどが挙げられ、環境に優しい商店街をめざしています。2021 (令和3) 年3月末時点で57の商店街が実施しています。

【2020（令和2）年度新規実施商店街】  
高島平商店会

### Ⅲ 太陽光パネル付LED街路灯への建替え

2011（平成23）年度に志村銀座商店街振興組合、2012（平成24）年度に板橋中央通り商店街振興組合、板橋宿不動通り商店街振興組合、常盤台南口商店会、2015（平成27）年度に常盤台銀座商店街振興組合が商店街街

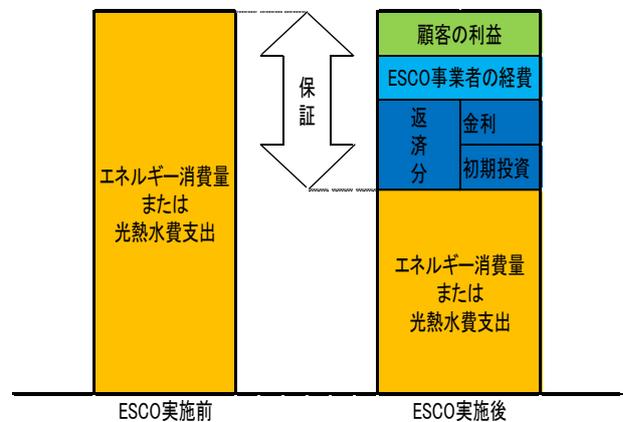
路灯を太陽光パネル付LED街路灯及びLED街路灯に建替えました。太陽光パネル付LED街路灯は、昼間の太陽光を利用して発電した電力をバッテリーに蓄え、夜間照明や災害時の非常灯として利用できます。また、太陽光パネル付LED街路灯は、再生可能エネルギーを利用した街路灯です。

## （2）建物や交通などインフラの脱炭素化の推進



### エネルギーと環境に配慮した公共施設の整備

ESCO事業（※P97）を実施している文化会館と上板橋体育館について、ESCO設備の維持管理と効果検証を行いました。その結果、文化会館で204.6(t-CO<sub>2</sub>)、上板橋体育館で287.3(t-CO<sub>2</sub>)のCO<sub>2</sub>削減効果が得られました。



▶図2-1-3 ESCO事業の仕組み

### 板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針

区では、「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」を定めており、事業者が「板橋区大規模建築物指導要綱」に該当する事業については、「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する計画書」を提出していただきます。

板橋区において建築物等が建築される際に、環境に配慮した省エネルギー、省資源、資源循環型の設計が採用され、環境に配慮した脱炭素建築物が整備されるよう必要な事項を定め、脱炭素型社会のまちづくりの促進を図ることを目的としています。

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」に基づく省エネ建築物受付件数	57 件	↗	48 件	42 件	後退

今後の対策: 事業者の大規模建築物着工数により実績値に変動はあるものの、対象案件に対し省エネルギー及び環境に配慮した建築物となるよう確実に指導します。

関連するホームページ  
(板橋区建築物等における省エネルギー・  
環境配慮に関する指針)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/1005861.html>

## LED街灯

### ① 街灯の更新

板橋区基本計画2025に基づき、2016（平成28）年度から区街灯の大規模更新を行っています。計画を通じて「(a)老朽化した街灯の建替更新による道路安全性の向上及び維持管理の適正化、(b)LED導入による環境問題対応、(c)最新型のLED器具・柱・アーム等を用いて道路・地域景観と調和して”光による魅力創出”」を実現できるLED街灯の検討・導入を進めています。

### ② LEDの特徴

LEDは、従来の水銀ランプや蛍光ランプに比べて、少ない電気(1/3～1/5程度)で同じ

明るさが得られます。寿命も従来の3～5倍程度と長く、ランプ切れの頻度が減少します。水銀を使わないLEDは、水銀による環境汚染を防ぐことにもつながります。また、街灯を設置する区道は(a)道路、(b)生活道路、(c)その他の道路に分類し、それぞれの道路に必要な性能を満たした上で、光による魅力創出にも貢献するLED街灯を設置しています。

### ③ LED更新の効果

2020(令和2)年度は水銀灯等3,320基をLEDに更新しました。省エネ性能の高いLEDへの交換によって、二酸化炭素の排出量が概算で年間538 t 削減されました。

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
街灯の更新	— 基	↗	2,768 基	3,320 基	—

関連するホームページ  
(板橋区街灯)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/douro/gairotou/1020535/index.html>

## 板橋区の自動車公害対策

### ① 低公害車の率先導入

板橋区の低公害車（※P96）導入は、1988（昭和63）年度にメタノール自動車1台を導入したのが始まりで、2021（令和3）年3月31日現在、板橋区使用車103台中74台の低公害車を導入しています。その内訳は、天然ガス自動車1台、ハイブリッド自動車（※P96）13台、指定低公害車（※P95）60台となっています。区は、庁有車を導入する場合、原則として低公害車又は指定低公害車を導入することとし、低公害車を率先導入しています。なお、1999（平成11）年度からメタノール車の製造を中止したため、現在はメタノール車の普及啓発は実施していません。

### ② 冬季の自動車排出ガス対策

大気汚染の原因物質である窒素酸化物（※P96）などは首都圏において約7割が自動車から排出され、寒冷な空気に覆われる冬季に

その濃度が高まる傾向にあります。そこで、11月から1月までの3か月間は区内事業者や区民の皆様へに自動車使用を控えるよう呼びかけています。板橋区で使用している車の使用についても水曜日はノーカーデーの強化期間として自動車使用を控えています。

### ③ アイドリングストップの啓発

アイドリングとは、駐車又は停車した車がエンジンをかけたままにしている状態をいいます。アイドリングは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出や無駄な燃料の消費となるだけではなく、近隣住民への騒音問題にもなっています。

「エコポリス板橋クリーン条例」（関連P87）の中では、駐車又は停車する場合には不要なアイドリングを停止しなければならないと規定しています。区では、アイドリングで困っている区民の皆様や駐車場管理者にアイドリングストップ啓発看板を無料で配付す

ることで、アイドリングに対する啓発活動を行っています。

#### ④ カーシェアリングの普及促進

カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の人が共同で利用することをいいます。自動車を共同で利用すると社会全体の自動車の台数が減り、交通渋滞の解消、自動車の排気

ガスの削減がなされ、環境改善につながるものとして期待されています。

区では、カーシェアリングの普及を図るために情報提供を行っており、特に低公害車の利用を推奨しています。（関連P26「区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業」）

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
区役所で使用している自動車の低公害車率*	74 %	↗	73 %	72 %	横ばい

※ 低公害車とは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び九都府市低公害車指定制度に基づく指定を受けたもの

今後の対策: 使用中の自動車入替えの際、原則、低公害車(本庁舎の乗用車については電気自動車)とするともに、アイドリングストップやノーカーデーの徹底などを改めて全庁的に周知し、CO<sub>2</sub>排出削減を進めていき

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/jidousha/1006078.html> (自動車公害に対する取り組み)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/jidousha/1006077.html> (環境に優しいカーシェアリング)

関連するホームページ

### 自転車通行空間整備事業

#### ◆ 「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」

本計画は、板橋・豊島両区が、1999（平成11）年12月9日、建設省（現国土交通省）の自転車利用環境整備モデル都市に指定されたことを受け、警視庁、東京国道工事事務所及び東京都等の関係機関を含めた「自転車道網検討委員会」を設置し、今後の都市における日常的な交通手段として、自転車の利用促進を図るため、自転車が快適かつ安全に走行

できる空間の整備に向けた基本計画としてまとめたものです。

この計画に基づく区道のコリドー路線（※P95）は2014（平成26）年度に整備を完了しました。計画策定から10年以上が経過しており、当時と整備についての考え方も変わってきているため、今後は新たな計画\*を策定し、その計画に基づいて整備を行っていく予定です。

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
自転車道整備延長距離(累計)	4,670m	↗	4,881m	5,028m	進展

※自転車活用推進計画(2021(令和3)年度策定予定)に基づいて、自転車ネットワーク路線を2022(令和4)年度以降、整備を進めていく予定です

関連するホームページ  
(自転車道整備事業について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/duro/jigyo/jitensha/1006432.html>

#### 《板橋区シェアサイクリング》

利用自転車の総量抑制やCO<sub>2</sub>の削減により、SDGsの目標「11：住み続けられるまちづくり」に寄与するため、OpenStreet株式会社と協定を締結し、2019（令和元）年10月1日から、同社が事業展開している「Hello Cycling」サービスにより「板橋区シェアサイクリング実証実験」を実施しています。

2022（令和4）年1月1日現在、区内164か所のポートに、1,319台のラックが設置されています。

関連するホームページ：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/anzen/jiensha/1014700.html>



### 3 関連計画・事業

#### 板橋区地球温暖化対策実行計画

##### ① 板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化の推進に関する法律に基づき、区の事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」の第七次計画として、「板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2021」を策定しています。

◆ 計画期間：2019（令和元）年度～2021（令和3）年度

◆ 削減目標：2021（令和3）年度までに2013（平成25）年度比で34%削減

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

	2013(平成25)年度 (基準年度)	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	基準年度比
温室効果ガス 総排出量	29,540	23,276	26,998	8.6% 減少
		調整後排出係数と森林による吸収量を考慮した場合 15,825	24,804	16.0% 減少

※ 電気については環境省・経済産業省公表（R3.1.7環境省・経済産業省公表、R3.7.19一部追加・更新）の排出係数の値を用いている。

※ 電気の排出係数について、「基礎排出係数を用いた場合」と「調整後排出係数を用いて、かつ、森林による吸収量を考慮した場合」について記載している。

##### ② 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

区内の自然的条件・社会的条件に即した地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、区民・事業者・区が各々の役割に応じて取り組むべき対策と進行管理の方法を示し、区内の温室効果ガス排出量削減の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

◆ 計画期間：2013（平成25）年度～2020（令和2）年度

◆ 削減目標：2020（令和2）年度までに基準年度（1990（平成2）年度）比で1.8%削減

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

	2013(平成25)年度 (基準年度)	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	基準年度比
温室効果ガス 総排出量	224.2	208.9	204.8	8.7% 減少

温室効果ガス排出抑制を図るため、「緩和策」や「適応策」の施策を実施し、「脱炭素社会」の実現をめざすべく、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までを計画期間とする「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」を策定し、次年度からは新計画に基づき実績を評価していきます。

関連するホームページ  
（板橋区地球温暖化対策実行計画）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/hakusho/keikau/index.html>

#### 他自治体・海外とのパートナーシップ（ICLEI）

地球規模で進行する地球温暖化に対しては、個々の取り組みも重要ですが、様々な主体が協働することにより、さらに大きな効果が期待されます。区では1994（平成6）年に、「持続可能性をめざす自治体協議会－ICLEI

（※P98）」に加盟し、世界の環境先進自治体や研究機関などから情報を得ることや、ICLEIを通じて区の環境施策などの情報を発信することで、環境への取り組みを的確かつ効果的に進めています。

近年の主な活動としては、2018（平成30）年度に、タラノア対話（※P96）を紹介する国のポータルサイトに、これまでの板橋区の取り組みを投稿したところ、環境省などから要請を受け、ポーランド・カトヴィツェで開催された「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」（※P97）に坂本区長が登壇し、世界に向けて大きく板橋区の環境への取り組みを発信しました。

2019（令和元）年度には、気候変動対策を含む持続可能な開発目標（SDGs）に取り組み、持続可能な社会の実現に向けた枠組みである長野宣言に賛同しました。

これからも、ICLEIを通じて、国内外の自治体における最新情報を入手し、気候変動現

象への理解を深め、区の地域特性を踏まえた施策の立案や強化、実施方法等を検討していきます。また、区の環境施策の取り組みを世界に発信し、国内外からの評価、意見などを得ることで、“環境の板橋”に磨きをかけ、環境における新たな板橋ブランドを構築していきます。



■COP24でスピーチする坂本区長

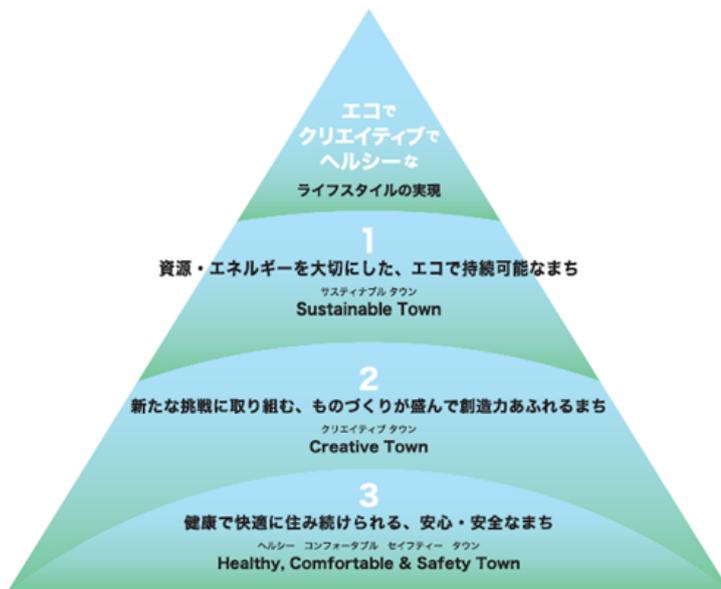
## 区におけるスマートシティへの取り組み

### ① 「板橋区スマートシティ推進方針」

区民・事業者を含めた多様な主体における様々な分野の施策・事業において、スマートシティ（※P96）の考え方に基づいた取り組みが推進されることを目的として、2017（平成29）年3月に「板橋区スマートシティ推進方針」を策定しました。この推進方針は、

6つの方向性と、それを支える手段を示しています。これに基づき、区の特性を踏まえ、既成市街地の再生と地域価値の向上を図るプロジェクトを生み出し、環境、防災・減災、健康・福祉、教育・保育などの側面を包括した「板橋区らしいスマートシティ」の実現につなげていきます。

#### 魅力にあふれ、健康にくらせる持続可能なまち いたばし



■板橋区スマートシティのめざす概ね10年後の将来像とそれを支える3つの着眼点

#### 1 エネルギーの賢い活用と創出

エネルギーマネジメントの推進によりエネルギーを効率的に利用し、余剰エネルギーを生みだして持続可能なまちを実現します。

#### 2 シェアによる持続可能な資源利用の促進

情報の発信により共有可能なモノのシェアを促進し、新しい消費スタイルを定着させて限りある資源を有効利用します。

#### 3 新しい産業クラスターの創出と発展

様々な主体による交流・連携を促進し、新しい産業集積（クラスター）の創出・発展をめざします。

#### 4 快適で活力のある健康的で文化的な場の創出

区民や事業者がいきいきと活動できる場をつくとともに、区民の健康寿命を延ばします。

#### 5 地球にも人にもやさしい安心・安全なまちの創出

再生可能エネルギーや自立分散型エネルギー等の活用により、すべての人がくらしやすく、低炭素で安心・安全なまちをつくります。

#### 6 人・モノのつながり促進と魅力発信

区民・事業者・行政など多くの主体が参加し様々な分野の取り組みをつなげ、新しい価値を創出します。また、こうした取り組みを積極的に発信し、区の魅力を高めます。



あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化

■6つの方向性とそれを支える手段

② 板橋区らしいスマートシティの実現に向けた取り組み

2013(平成25)年度以降のスマートシティに関連する主な取り組みについて紹介します。

◆ 一般家庭への取り組み

- I 家庭の電力使用量見える化実験  
(2014(平成26)年1月～2017(平成29)年3月)
- II HEMS導入助成事業  
(2014(平成26)年度～2019(令和元)年度)  
(HEMS※P98)
- III 集合住宅のスマート化事業【区営高島平七丁目アパート】(2015(平成27)年11月～)

◆ 公共施設における取り組み

- I DR(デマンドレスポンス)サービス事業【リサイクルプラザ・保健所】2014(平成26)年度～2017(平成29)年度(DR※P97)



■太陽光発電システムの設置が完了したリサイクルプラザの屋上のようす

- II 行政財産の有効活用(屋根貸し)による太陽光発電事業【リサイクルプラザ】(2014(平成26)年度～)
- III 区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業  
(2020(令和2)年度～2023(令和5)年度)  
区有地である板橋二丁目68-1を事業者者に有償で貸し出し、電気自動車等のカーシェアリング事業を民間事業者が展開します。また、環境政策課で借り上げている庁用車を1台分

削減し、その代替車として、必要な時に必要なだけ当該電気自動車を借り上げ、環境負荷の低減、区民が電気自動車を実際に利用するきっかけを提供します。



■カーシェアリング用の電気自動車

◆ 検討調査等

- I 板橋区スマートシティ検討調査  
(2013(平成25)年度)
- II 大都市圏における「BCP対応型自立分散エネルギー供給システム」の導入可能性調査  
(2013(平成25)年度)(BCP※P97)
- III 都市アップデート型スマートコミュニティ事業可能性調査(2013(平成25)年度)
- IV 大都市圏における「BCP対応型自立分散エネルギー供給システム」の導入可能性調査  
(2014(平成26)年度)
- V 地域コミュニティ主導型エリア・エネルギーマネジメント事業・事業化可能性調査  
(2015(平成27)年度)

◆ 事業提案制度

(2017(平成29)年度～2018(平成30)年度)  
認定事業：再生可能エネルギーを中心とした電力の地産地消および地域コミュニティ電力事業  
提案者：めぐるでんき株式会社

<プロジェクトの概要>

- ・「電力の地産地消」の推進
- ・再生可能エネルギーの普及や防災性の向上
- ・電気代の一部を地域還元
- ・AI(人工知能)などの次世代技術の活用

## ◆ その他

### I いたばし健康ポイント事業

(2021(令和3)年度10月～2022(令和4)年度2月)

自らの健康管理の実践と病気の早期発見・早期治療に向けた行動を支援するため、スマートフォン向け健康管理アプリを活用し、日々の歩数や体重などを記録する健康ポイント事業を実施。

関連するホームページ  
(スマートシティ各事業の詳細など)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/smart/index.html>

### II EVバイクバッテリーシェア推進事業

(2021(令和3)年度12月～2022(令和4)年度3月)

都などと連携し、EVバイクのバッテリーシェア実証実験を実施することで、交換可能なバッテリーを用いたEVバイク利用者間バッテリーシェアリングにおける課題の検証等を行うとともに、今後のEVバイク普及に関連する諸施策の検討の一助とする。

## 基本目標2 循環型社会の実現

### 1 板橋区の現状

#### ■ 区民一人当たりのお一日のごみ排出量

指標名	基準年値 平成27年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
区民一人当たりのお一日のごみ排出量	689 g*1	↘	598 g*2	658 g	34.1% C+	34.1%	漸進

この指標は、1年間のごみ・資源排出量の合計から、区内人口（10月1日現在）及び1年間の日数を割り返し算出したものとなります。

図2-2-1のとおり、ここ数年の区民一人当たりのお一日のごみ排出量は、順調に減少傾向にあったものの、2020（令和2年度）は増加となり、コロナ禍の影響が考えられます。

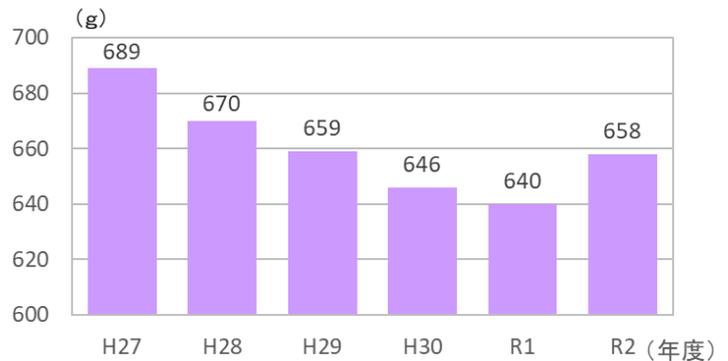


図2-2-1 区民一人当たりのお一日のごみ排出

#### ■ リサイクル率

指標名	基準年値 平成27年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
リサイクル率	21.5 %*1	↗	28.0 %*2	22.5 %	80.4% B	15.4%	漸進

この指標は、発生した不用物のうち、どれくらいリサイクルされたかを示す指標として、次の方法により算出しています。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{行政による資源化量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量} + \text{不燃ごみ処理資源化施設等における資源化量}}{\text{行政による収集ごみ量} + \text{行政による資源回収量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量}} \times 100$$

図2-2-2のとおり、ここ数年のリサイクル率はほぼ横ばいになっています。

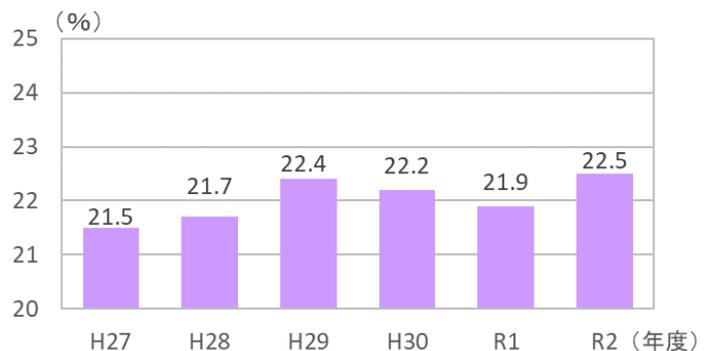


図2-2-2 リサイクル率

※1 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値(2015(平成27)年度)

※2 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値(2025(令和7)年度)

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 板橋かたつむり運動の推進



#### 板橋かたつむり運動

これまで私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という生活を営んできました。しかし、それは同時に地球温暖化、資源の枯渇、環境汚染といった深刻な問題を生み出し、ごみの増加に伴う最終処分場の不足という重大な課題にも直面しています。大量に出されるごみを適正に処理するだけではこうした問題は解決できません。これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会（※P96）へと転換していくことが必要とされています。

板橋区は「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、

再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定し、さらに一般廃棄物処理基本計画（関連P38）を策定して、持続的発展が可能な社会を構築するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）（※P98）を前提にして熱回収・適正処分の推進による清掃・リサイクル事業に取り組んできました。2011（平成23）年4月からは3Rの考え方をさらに発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、区民の生活習慣をごみの減量やリサイクルに結びつける「板橋かたつむり運動」を実施しています。

関連するホームページ  
「板橋かたつむり運動」を実施しています

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/katatsumuri/1001823.html>

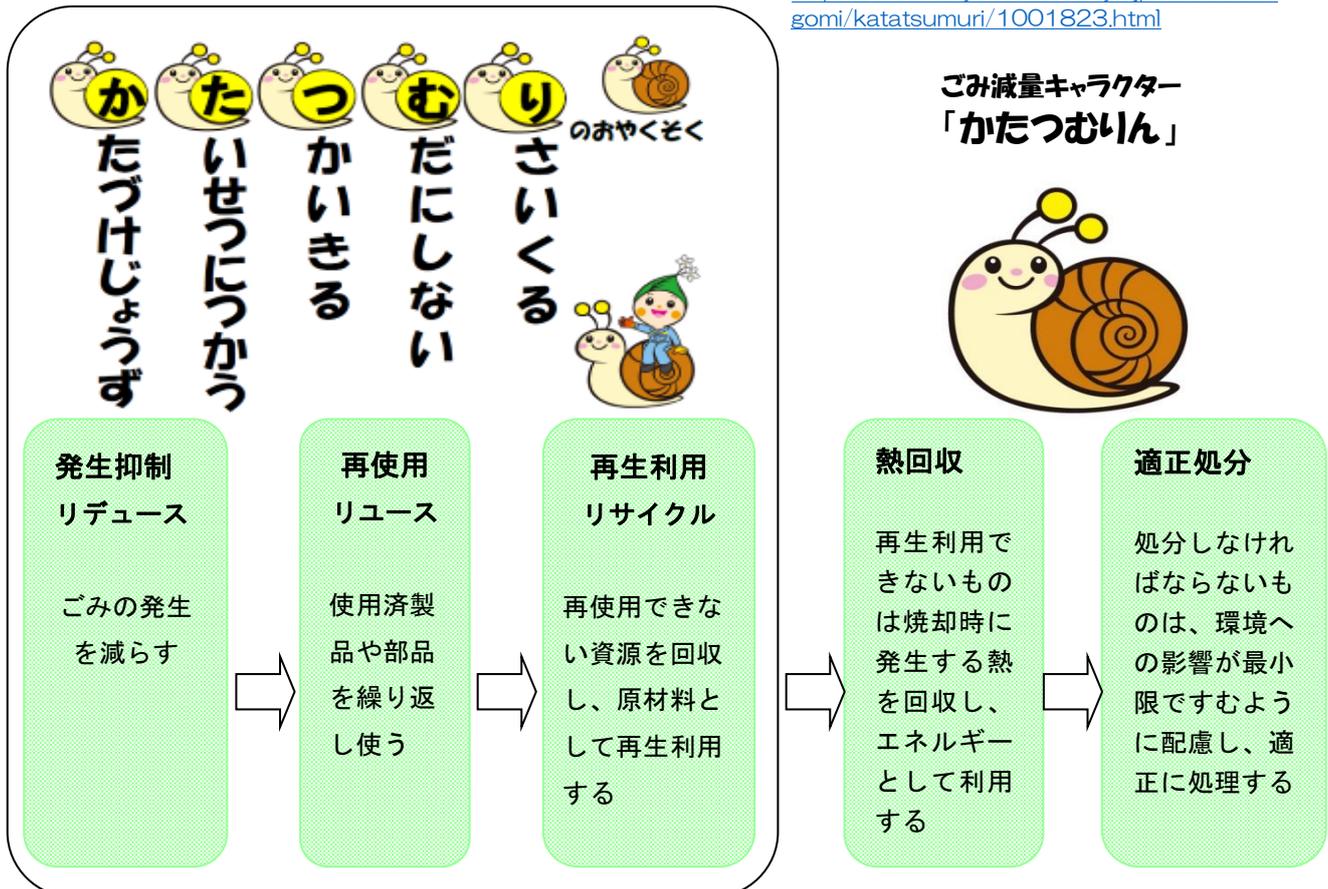


図2-2-3 ごみの処理・リサイクルの流れ

## 区民・事業者とのパートナーシップ

循環型社会を構築するには、区民・事業者と区とのパートナーシップに基づいた取り組みが必要です。区内各地区では、エコポリス板橋地区環境行動委員会（※P95）が設立され、地域での清掃活動をはじめ、区民を主体とした取り組みが行われています。また、ごみ減量・

リサイクルに熱意のある区民（約540名）をリサイクル推進員として委嘱しています。推進員には定期的に研修を受講いただき、情報提供及び情報交換とともに、地域のリサイクルリーダーとして、区や地区環境行動委員会と協働して活動に取り組んでいただいています。

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
リサイクル推進員研修会参加者数	433 人	↗	372 人	283 人	後退

今後の対策：研修内容、実施方法を見直し、引き続き参加者数の増加に努めていきます。

## 発生抑制

### ① 清掃・リサイクル出前講座

ごみの減量やリサイクルに関する正しい知識を習得するためには、子どもたちからの環境学習が大切です。そのため、区内の保育園

や幼稚園、小学校等に区の職員が出向き、ごみ減量・リサイクルをテーマにした出前講座を行っています。

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	43 回	↗	43 回	0 回※	後退

※令和2年度はコロナ禍の影響により、中止となりました。

### ② 生ごみの減量・食品ロスの削減

家庭から出る生ごみの量は、燃えるごみの約30%を占め、そのうち約80%が水分といわれています。生ごみに含まれる水分は運搬の際に余分なエネルギーを消費し、焼却時には炉内の温度を下げてしまう等の弊害を生じます。

区では、家庭から出る生ごみの排出量を削減するため、食品ロス削減等のPRを積極的に行っています。生ごみからたい肥づくり講習会、食品ロス対策講座やフードドライブ等の実施により、生ごみ減量・資源化に努めています。

関連するホームページ  
(食品ロス削減に向けて)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tet-suduki/gomi/loss/index.html>



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

■ 食品ロス削減国民運動ロゴマーク  
愛称「ろすのん」

## 《食品ロス削減に向けた取り組み》

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」と言い、日本における「食品ロス」の量は年間570万t（2019（令和元）年農林水産省推計値）にも及びます。

また、SDGsの目標「12：つくる責任 つかう責任」のターゲット12.3（※P96）では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と述べられています。

食べ物を大切にする気持ちや「**MOTTAINAI**」<sup>もったいない</sup>の再認識につなげ、区民の皆様や事業者の方々と区が一体となって食品ロスの削減をめざした、板橋区における取り組みをご紹介します。

### ■ いたばしみんなの食べきりチャレンジ

#### ① 食べきりチャレンジ運動

12月から1月を「食べきりチャレンジ月間」とし、小盛メニューや量り売りなどの食品ロスを減らす取り組みをしている飲食店・小売店等の協力を得て、店舗と利用者が共に食べきることに取り組んでいきます。

#### ② 食品ロス対策講座

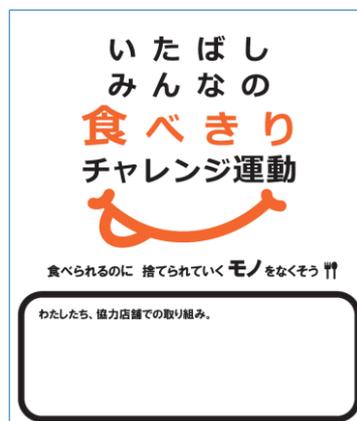
捨ててしまいがちな野菜くずのさまざまな活用方法について専門家による講座を開催し、家庭での食品ロスを減らすためのヒントを学びました。

### ■ フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動です。板橋区では、食品ロスの削減と食品の有効活用を図るため、2016（平成28）年度からフードドライブを開始し、提供いただいた缶詰やインスタント・レトルト食品、調味料や菓子、米などは、フードバンク団体により、食品や飲料を必要としている団体や個人へ届けられています。

2020（令和2）年度からは区内18地域センターにおいて、平日午前9時から午後5時まで常時、食品を預かることができるようになりました。

これにより2020（令和2）年度は852.5kgの食品や飲料をご提供いただき、社会福祉協議会と連携して子ども食堂にも提供できるようになりました。



■ フードドライブ

## リサイクルプラザ

区内で回収されたびん・缶を選別・圧縮する「処理ゾーン」とリサイクルを啓発する「プラザゾーン」があります。

「プラザゾーン」では、びん・缶の処理の様子を見学することができます。また、家庭で不用になった家具を販売するほか、多目的室の貸し出し、リサイクルを推進するための様々な展示やイベントなどを行っています。また、荒川河川敷を利用する方のためのコインロッカーやシャワー室があり、区民の方に広く利用していただける施設をめざしています。



■ リサイクルプラザ

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/plaza/index.html>（区HPリサイクルプラザのご案内）  
<https://itapla.com/>（リサイクルプラザHP）

(2) 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用

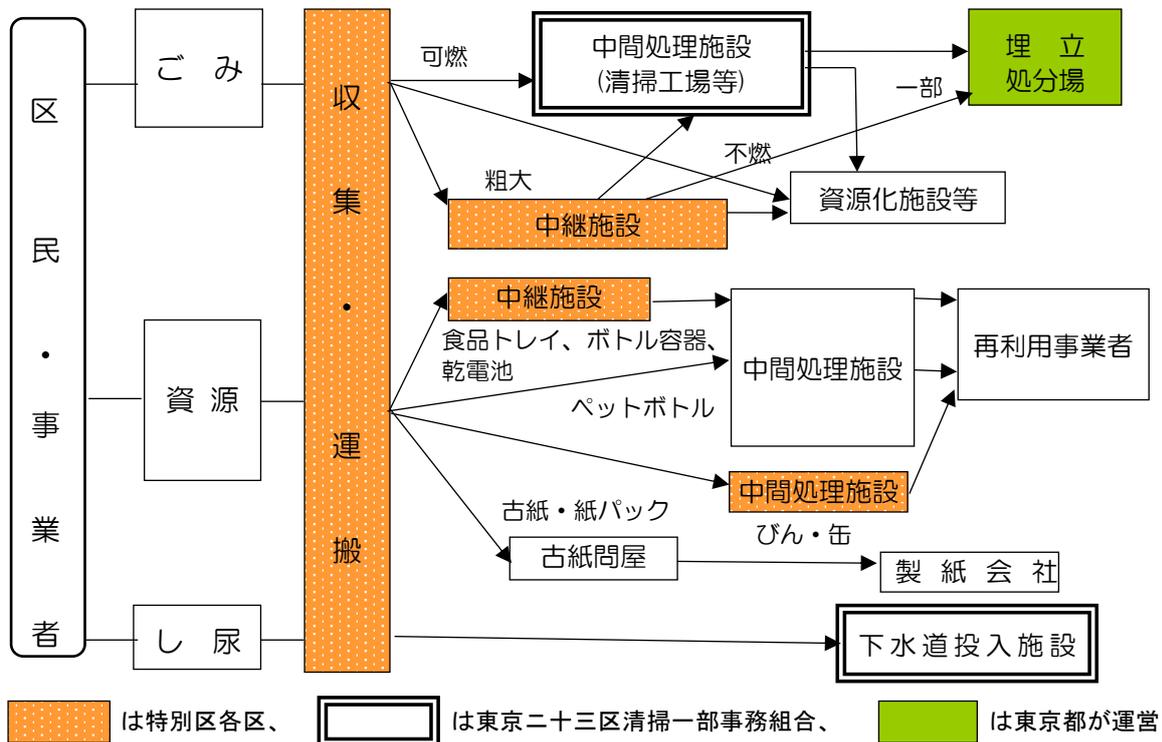


図2-2-4 現在の清掃事業の運営形態

清掃リサイクル事業の運営

① 事業形態

◆ 収集・運搬

特別区各区が実施しています。

◆ ごみの中間処理、し尿の処分

23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行っています。

◆ 最終処分

東京都が設置・管理する東京港内の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用しています。

② 清掃一部事務組合の設置

燃やすごみ（以下「可燃ごみ」という。）の中間処理及び燃やさないごみ（以下「不燃ごみ」という。）

・粗大ごみの中間処理並びにし尿の処分を特別区が共同して行うために、地方自治法第284条の規定に基づいて「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置しています。

③ 清掃協議会の設置

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理執行及び付随する連絡調整事務を行うため、各特別区及び清掃一部事務組合は地方自治法第252条の2の規定に基づいて「東京二十三区清掃協議会」を設置しています。2013（平成25）年度には、事務の効率化を図るため、23区から一般廃棄物処理業の許可等の事務が移管されました。

ごみ出しルールの徹底

① 指導業務の充実

区では、ごみ出しルールの周知徹底を図るため、各地域で区民や事業者との対話を中心

にした「ふれあい指導」を積極的に展開しています。集積所に出されたごみを調査し、分別が不徹底であるものや、事業系ごみで有料ごみ

処理券が未貼付又は料金不足のものなどについて、排出者を調査し、各家庭・事業所等を訪問して直接説明及び指導をしています。

単身者や外国人世帯の多い集合住宅では、ごみ出しルールが周知されていないことなどから分別の不徹底が見られる場合があるため、管理人と連携した周知や戸別に英語・中国語・ハングルのチラシを配付するなどの対応を行っています。

また、適正排出されていない場合は、収集車の待ち時間を活用して、ごみの正しい分け方・出し方等を説明し、ごみ出しルールの徹底に努めています。

関連するホームページ  
(集積所の美化等について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/seiso/1001904.html>

## ② 商店街戸別収集事業

2003(平成15)年2月から、商店街の美観の向上、廃棄物の分別の徹底、カラス対策の推進、有料ごみ処理券の貼付率の向上等を目的とした、商店街戸別収集を実施し、排出者の意識の向上を図っています。

## ③ 大規模建築物等への排出指導

階数3以上かつ戸数10以上の集合住宅、及び敷地面積1,000㎡以上若しくは延べ面積2,000㎡以上の事業用建築物に対して、廃棄

物保管場所等の設置を指導しています。

また、事業用途部分が1,000㎡以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・提出を義務づけ、廃棄物の減量と適正な処理を求めています。さらに、事業用建築物への立入調査や廃棄物管理責任者を対象とした講習会を行い、廃棄物の減量及びリサイクルの徹底を図ることにより、事業系ごみの排出量(可燃持ち込みごみ)の減量に努めています。

関連するホームページ  
(大規模建築物について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsudu/seiso/1001906.html>

## ④ 資源物持ち去り対策について

2015(平成27)年4月に施行された「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」では、資源の種類及び集積所の定義の明確化を図り、排出された資源の持ち去りを規制する改正を行い、持ち去り者に対する罰則規定を新設しました。

また、取り締まりを行うことで実効性を担保していくために、青色パトロールカーを利用した継続的なパトロールを実施しています。

関連するホームページ  
(資源物持ち去り対策について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shigen/1001864.html>

## ごみ収集

板橋区を含め23区では、以前は廃プラスチックを焼却に適さないごみとして、不燃ごみとして収集し、ほとんどが最終処分場に埋め立てられてきました。現在の最終処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港内に残された最後の埋立処分場であり、一日でも長く使用できるようにしなければなりません。

そのため2008(平成20)年度から、廃プラスチックを可能な限りリサイクルしたう

で、なお、ごみとして排出される廃プラスチックを不燃ごみから可燃ごみに変更し、清掃工場焼却を行い熱エネルギーとして回収する「サーマルリサイクル」を始めました。直接埋め立てを行わずに焼却し埋立処分量を削減することで、最終処分場の延命化を図ります。今後は、廃プラスチックのさらなる資源化のため、ケミカル・マテリアルリサイクルも進めていく必要があります。

また、板橋区では2017(平成29)年度よ

り不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化に取り組んでいます。

### ① 収集回数

区では「可燃ごみ」週3回、「不燃ごみ」月2回の収集を行っています。

また、区民の利便性を考慮し、「粗大ごみ」を毎日区内全域で収集しています。

### ② 収集量

区が収集するごみの量は、次の図に示されるとおり、概ね減少傾向にあります。この要因としては、1996（平成8）年12月から始まった事業系ごみの全面有料化、資源分別回収の普及等が考えられます。なお、2020（令和2）年度は増加となり、コロナ禍の影響が考えられます。

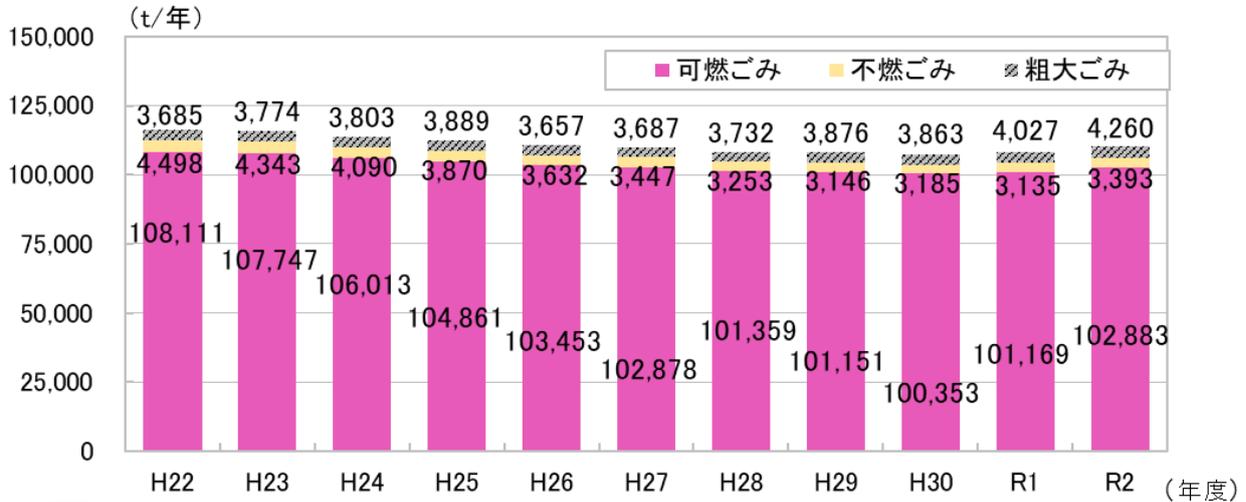


図2-2-5 収集ごみ量の推移

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
家庭ごみの排出量(可燃・不燃・粗大ごみ)	110,742 t	↘	108,331 t	110,536 t	横ばい
事業系ごみの排出量(可燃持ち込みごみ)	29,520 t	↘	30,911 t	27,544 t	進展

今後の対策：コロナ禍の影響もあり、「家庭ごみの排出量」は横ばいで推移していますが、「事業系ごみの排出量」は減少により進展しました。今後ともごみ減量についての啓発等の充実を図っていきます。

### ③ 高齢者・障がい者世帯の戸別回収

ごみを集積所へ持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別回収を実施しています。

ごみは何日間も排出されていないなど、戸別回収の際に異変があると認められる場合に

は、緊急連絡先に連絡するなど、安否の確認も行っています。

また、事前面接などの時に希望する方には、収集の際に「広報いたばし」を配付しています。

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
高齢者・障がい者などに対する戸別回収件数	783 件	↗	853 件	914 件	進展

関連するホームページ  
(高齢者・障がい者世帯のごみ戸別回収)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/seiso/1001905.html>

## 資源回収

### ① 集積所回収

現在、区内全域のごみ集積所（2021（令和3）年4月1日現在、約24,000か所）において、週1回古紙、びん、缶、ペットボトルを回収する資源回収を行っています。

また、2016（平成28）年6月から一部地域・マンションで、食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器の回収を行っています。

関連するホームページ  
（資源とごみの正しい分け方・出し方）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shigen/1001856.html>

### ② 拠点回収

区では、区民の皆さんがいつでも資源を出せる方法として、地域センターなどの区内の公共施設を中心に紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器・廃食用油・古布・古着を回収するボックスを設置しています。

また、2013（平成25）年度からは使用済小型家電（※P96）の回収を開始しました。使用済小型家電は「都市鉱山」ともいわれ、その

中には鉄や銅、金や銀などの貴金属、「レアメタル」といわれる希少金属など、様々な鉱物が含まれています。このような資源をリサイクルし有効に活用するための取り組みとして、2014（平成26）年1月より、区内に回収ボックス（2021（令和3）年4月1日現在、13か所）を設置して拠点回収を実施しています。

回収の対象は、最大辺が30cm未満で、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に投入可能な小型家電とし、回収後は国の認定事業者に引き渡し、法に基づいた適切な処理を行います。

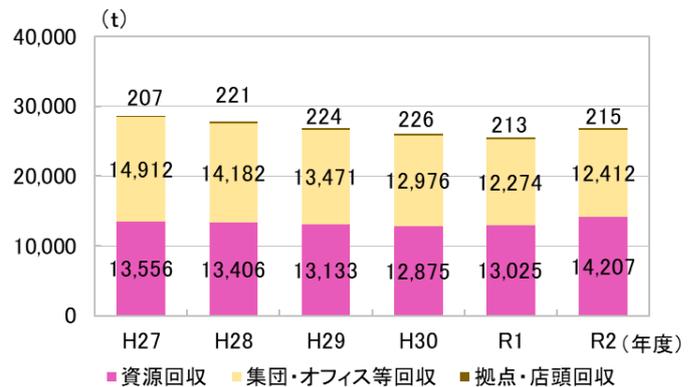


図2-2-6 資源回収量の推移

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
資源の回収量	13,869 t	—	13,238 t	14,421 t	—
資源回収品目数 <sup>※1</sup>	11 品目	↗	11 品目	11 品目	横ばい
小型家電の資源売却量 <sup>※1※2</sup>	544,570 kg	↗	541,152 kg	563,048 kg	横ばい

※1 「資源回収品目数」「小型家電の資源売却量」は環境施策1「板橋かたつむり運動の推進」の指標であるが、「資源回収」に関する取り組みとしてまとめて表記する

※2 「小型家電の資源売却量」は金属価格の下落による逆有償（排出側が処理側に代金を支払うこと）が発生し、売却が困難な状態となっているため、基準年値・実績値ともに「資源回収量」とする

今後の対策：費用の面や区民の利便性の点から、資源回収品目を増やすことは、なお検討が必要です。現状では、資源回収品目を増やすことより、資源回収・拠点回収による回収量の増加に努めていきます。

関連するホームページ  
（拠点回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/kyoten/index.html>

## ごみの処理

下図に板橋区のごみの流れを示します。区内で発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分かれ、それぞれ種類に応じた適正な処理がなされています。

### ① 可燃ごみ

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。焼却処理によって生じた焼却灰は、セメント原料化や徐冷スラグ化（※P96）（図2-2-7注釈参照）し、建設・土木資材等として利用されています。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用して、熱供給や発電を行います。

板橋区の大部分の可燃ごみを焼却処理する板橋清掃工場では、工場から排出されるダイオキシン類を削減するためのプラント更新工事が実施され、2002（平成14）年11月から稼働を再開しています。また、区の可燃ごみはこのほか、近隣の清掃工場で焼却処理され、この焼却灰と、板橋清掃工場で焼却処理後に生じた焼却灰は、プラント更新時に新たに併設された灰溶融施設でスラグ化されてきました。

しかしながら、2011（平成23）年の東日本大震災以降の電力需要のひっ迫等に鑑み、2016（平成28）年度から、板橋清掃工場の灰溶融施設は休止となったため、焼却灰の一部はセメント原料化され、新たな有効利用が始められました。また、2018（平成30）年度からは、徐冷スラグ化の取り組みも開始しています。

### ② 不燃ごみ

不燃ごみは、2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化しています。

### ③ 粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設で破碎減容化され、鉄を資源として回収した後、可燃物は清掃工場へ逆送され焼却し、不燃物・焼却不適物は埋立処分されています。

なお、2014（平成26）年度より西台中継所に搬入した粗大ごみのうち、小型家電を小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の資源化施設に搬入し、資源化しています。

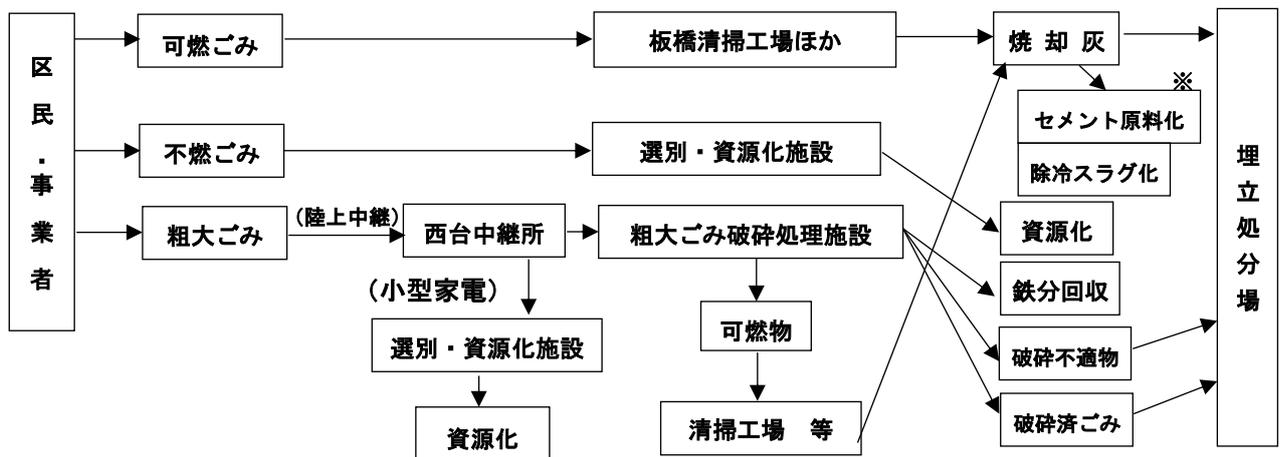


図2-2-7 板橋区のごみの流れ

※ 可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。焼却灰と飛灰は、ともに埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取り組みを進めています。また、平成30年度からは徐冷スラグ化の取り組みも開始しています。

セメント原料化とは、焼却灰を民間のセメント工場へ自動車・鉄道貨物・船舶で運搬し、ポルトランドセメント（P97）の原料の一つである粘土の代替原料として使用するものです。

徐冷スラグ化とは、焼却灰と飛灰をセメント原料化と同様に民間の施設まで運搬し、溶融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ、石状のスラグをつくり、道路工事の材料などで使用するものです。

## 《プラスチックごみ問題》

2020（令和2）年7月1日からレジ袋等のプラスチック製買物袋の有料化がスタートし、2021（令和3）年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。その背景の1つには、世界的なプラスチックごみの海洋流出問題があります。



（環境省ホームページより引用）

プラスチックは安価で扱いやすく、衛生的であることから様々な製品に使用されるほか、容器包装や梱包材としても広く使われています。その一方で、プラスチックのほとんどは再利用されず、使い捨てとなっています。日本においても、年間約9,400万トンのプラスチック廃棄物が排出され、そのうち2～6万トンが河川や海洋などといった環境に漏出していると考えられています。

このように回収されずに河川を通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050（令和32）年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されています。

環境省では、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、消費者・自治体・企業などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を進めることを後押しするための「プラスチックスマート」キャンペーンを実施しています。

## 《循環経済（サーキュラーエコノミー）》

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。（環境省ホームページより）

### 区民・事業者主体のリサイクル

#### ① 集団回収

集団回収とは、住民の皆さんが10世帯以上集まって団体をつくり、家庭から出る古紙や古布などの資源を日時や場所を決めて集め、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動です。団体には町会・自治会、学校PTA、集合住宅の管理組合など様々な形態があります。

区では、集団回収団体に対して資源の回収量に応じた報奨金を支給するなど、集団回収活動を支援しています。

集団回収の実施を通して、区民の皆さんのごみ・資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められるとともに、集団回収活動を通して協力しあうことで、地域の皆さんの交流が深まります。

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
集団回収登録団体数	883 団体		908 団体	901 団体	横ばい

今後の対策：古紙相場の下落に伴う収益悪化により回収業者が撤退し、登録団体数が減少しているため、回収の効率化や制度の充実を図り、事業継続を支援していきます。

関連するホームページ  
（集団回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tki/gomi/kaishi/1001910.html>

## ② 商店街・オフィスリサイクル

板橋区オフィスリサイクルシステム及び板橋区商店街リサイクルシステムは、板橋区資源リサイクル事業協同組合が運営しており、中小規模の事業者が参加しやすいように構築された事業系古紙回収システムであるため、区はこの事業を側面から支援しています。

オフィスリサイクルでは、事業所から出る

上質紙（OA用紙等）、新聞、シュレッダー処理紙、段ボール、雑誌などを、専用回収袋や紙テープにより、週1回、決まった曜日に回収しています。

商店街リサイクルでは、商店街単位で定期的に段ボールを回収しています。

関連するホームページ  
(事業系ごみ・浄化槽)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/jigyuu/index.html>

## 3 関連計画

### 一般廃棄物処理基本計画

区では、2018（平成30）年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」を策定しました。

この計画は、2012（平成24）年3月に策定された前計画の進捗状況を評価・検証し、ごみ減量やリサイクルの取り組みをさらに推進していくため、廃棄物施策の再構築と強化を図ったものです。

基本理念「人と環境が共生する循環型都市

『エコポリス板橋』を実現する」、2つの達成目標、6つの基本方針については、前計画を踏襲しています。

区民1人1日あたりの資源・ごみ量及びリサイクル率の数値目標については、新たに目標を設定しました。

また、基本方針等を達成するために、5つの個別計画を掲げています。

#### 数値目標

項目	2021（令和3）年度	2025（令和7）年度
区民1人1日あたりの資源・ごみ量	626g	598g
リサイクル率	26%	28%

#### 重点施策

- (1) 情報発信・普及啓発計画
- (2) 発生抑制計画
- (3) 再生利用促進計画
- (4) 収集運搬計画
- (5) 適正処理・処分計画

関連するホームページ  
(板橋区一般廃棄物処理基本計画)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shiryo/1001925.html>

◇ 2020（令和2）年度の種別資源化量・回収量（換算単位は、1000未満四捨五入）

＜資源回収・拠点回収・不燃ごみ資源化量＞

アルミ缶	1,074トン	350ml (18g) 缶換算	59,680,000本
スチール缶	598トン	350ml (58g) 缶換算	10,312,000本
リターナブルびん (※P97)	205トン	ビール大びん (605g) 換算	339,000本
ワンウェイびん	4,113トン	120mlドリンクびん (145g) 換算	28,362,000本
新聞紙	867トン	立ち木換算	17,000本
		※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当	
雑誌	1,384トン	立ち木換算	28,000本
段ボール	2,949トン	立ち木換算	59,000本
雑がみ（紙パック、紙箱、紙袋、OA用紙）	144トン	立ち木換算	3,000本
紙パック（拠点回収分）	36トン	1パック (30枚 1kg) 換算	1,080,000枚
乾電池	59トン	単一乾電池 (100g) 換算	590,000個
ペットボトル	2,355トン	500mlボトル (26g) 換算	90,567,000本
食品用トレイ	16トン	食品用トレイ (6g) 換算	2,667,000枚
ボトル容器	20トン	ボトル容器 (50g) 換算	400,000本
古布・古着	90トン	Tシャツ (130g) 換算	692,000枚
廃食用油	4トン		
使用済小型家電	5トン		
不燃ごみ資源化	3,393トン		

※ 種別数値（資源化量）は、それぞれ回収後に水分や異物などを取り除いた量であり、これらを合計した数値と図2-2-6に掲載しているグラフの数値とは一致しません。

＜集団回収量＞

アルミ缶	177トン	350ml (18g) 缶換算	9,833,000本
スチール缶	29トン	350ml (58g) 缶換算	500,000本
リターナブルびん	—トン	ビール大びん (605g) 換算	—本
新聞紙	3,555トン	立ち木換算	71,000本
		※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当	
雑誌	3,522トン	立ち木換算	70,000本
段ボール	4,684トン	立ち木換算	94,000本
紙パック	2トン	立ち木換算	40本
古布	254トン	Tシャツ (130g) 換算	1,954,000枚

## 基本目標3 自然環境と生物多様性の保全

### 1 板橋区の現状

#### ■ 区全体の植生被覆率

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
区全体の植生被覆率	18.3 %	↗	21 %	—	—	—	—

植生被覆率とは、航空写真撮影時に植生に被覆されている範囲が区域面積に占める割合です。植生の区分はせず、画像処理のみで抽出されたものを植生とします。

2019（令和元）年度に、5年ごとに実施している「緑地・樹木の実態調査」を行い、緑被地や大径木の本数など、区内の緑の現況を調査しました。2019（令和元年）年8～9月撮影の航空写真をもとにした調査の結果、植生被覆面積（樹木や草、芝生、農作物などの植物体に覆われた面積）は581.4ha、植生被覆率（区的面積に対する植生被覆面積の割合）は18.1%でした。前回の2014（平成26）年度調査と比べて植生被覆面積は6.62haの減少、植生被覆率は0.2ポイントの減少となりました。減少の主な要因は、建築に伴う植生被覆地の減少によるものです。

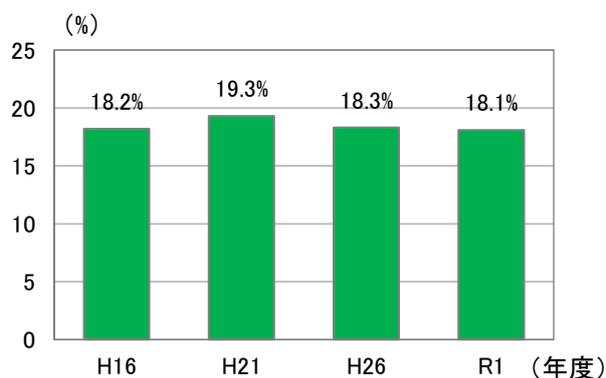


図2-3-1 区全体の植生被覆率の推移

#### ■ 公園率

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
公園率	5.9 %	↗	6.1 %	5.9 %	96.7% A	0%	停滞

公園率とは、区面積に対する都市公園の占める割合です。都市公園面積には区立公園、都立公園を含みます。

近年は公園の新設よりも既存公園の改修を重点的に行っており、都市公園面積は多少の増減はあるものの、公園率は概ね現状を維持しています。

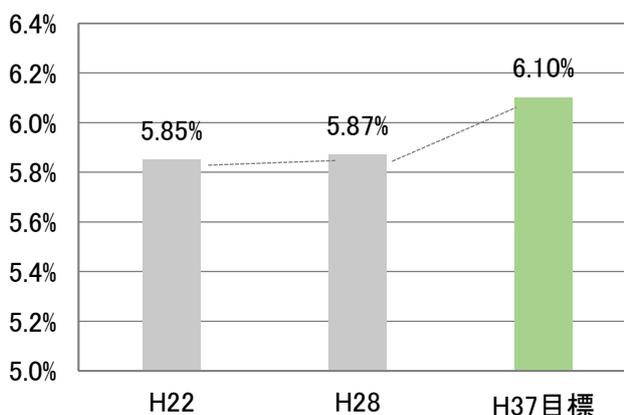


図2-3-2 公園率の目標値  
（いたばしグリーンプラン2025  
（緑の基本計画）より）

関連するホームページ  
（緑の基本計画 【いたばしグリーンプラン2025】  
を策定しました）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/ryu/keikaku/1006682.html>

## ■ 石神井川及び白子川における生物化学的酸素要求量（BOD75%値）

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	（参考）		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
石神井川における生物化学的酸素要求量（BOD75%値）	0.7 mg/L	—	1.0 mg/L以下	0.9 mg/L	—	A A	100%以上	順調
白子川における生物化学的酸素要求量（BOD75%値）	3.8 mg/L	↘	2.0 mg/L以下	2.7 mg/L	61.1%	C+	61.1%	順調

BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）とは、微生物が水中の有機物（汚れ）を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つです。BODの数値が高いほど、水中に存在する有機物の量が多いことを意味し水質汚濁の程度が大きいこととなります。

また、BOD75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは1年間を通じて測定した総検体数）のデータ値となります。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。）

環境基本法に定められた環境基準

（BOD75%値）は、石神井川が3 mg/L以下、白子川が5 mg/L以下となっています。

BODの値は、降雨により雨水や下水が流入することにより影響を受ける傾向にあります。

石神井川のBOD75%値は、基準年度と比較して2020（令和2）年度は増加の結果となっていますが、目標値を達成しました。

白子川のBOD75%値は、基準年度と比較して2020（令和2）年度は低下してはいますが目標値は達成できませんでした。

両指標の進捗度はいずれも「順調」であるため、石神井川流域環境協議会や白子川流域環境協議会などの活動を通じて情報の提供を行い、関係各所に情報共有を行っていきます。

表2-3-1 石神井川及び白子川のBOD75%値の推移

（年度）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
石神井川	1.0	1.2	1.0	0.7	1.5	1.5	1.2	1.2	1.8	0.9
白子川	3.8	3.2	2.4	3.8	3.7	3.8	3.2	3.0	3.4	2.7

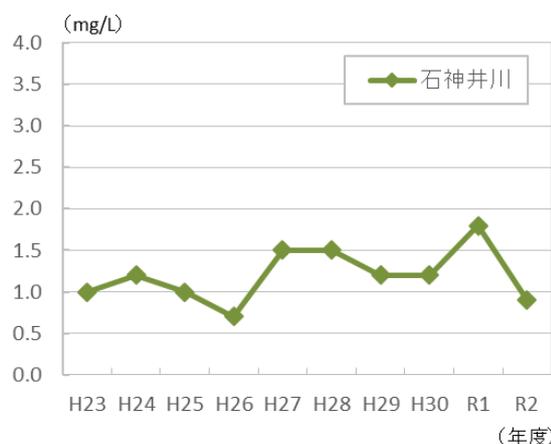


図2-3-3 石神井川のBOD75%値の経年変化

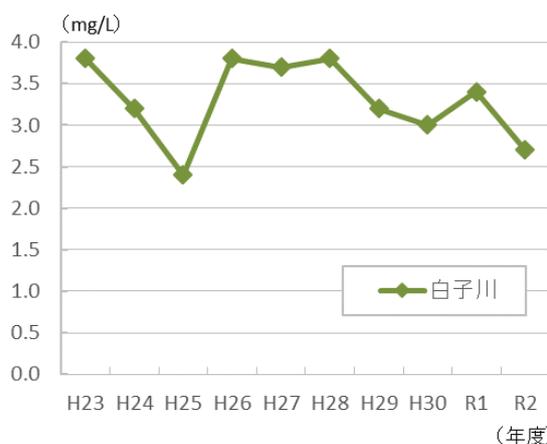


図2-3-4 白子川のBOD75%値の経年変化

関連するホームページ  
（水質調査について）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006051.ht>

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 板橋区らしい良好な緑や水環境の保全・創出



#### 民有地の緑の保全

##### ① 保存樹木等の指定

樹林地及び大径木は、都市の自然性と緑の骨格を支える大切な財産です。このため、残された樹林地等を保存樹林・竹林・樹木として指定し、維持管理にかかる費用の一部を助成するなど、経費の負担を軽減して、所有者による保全を推進しています。また、生垣は街の安全性と景観の向上に役立っています。延長20m以上の良好な生垣を保存生垣に指定し、管理費を助成するなど、生垣の保全を図っています。

(2021 (令和3年)年3月31日現在)	
保存樹林指定面積	31,174 ㎡
保存竹林指定面積	1,269 ㎡
保存樹木指定本数	1,765 本
保存生垣指定延長	3,303 m

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
保存樹木指定本数	1,842 本	↗	1,781 本	1,765 本	横ばい

今後の対策: SNSや広報を活用し保存樹木等制度の啓発に努めていきます。

##### ② 樹林地等の保全

所有者による緑の保全も、限界に至ることがあります。このような場合に板橋に残された貴重な自然を保護するために、保存樹林・竹林に指定された土地等の緑を買い取る資金として50億円の基金制度をつくりました。この基金により1992(平成4)年までに1.6ha(61億円)の緑地を買い取ることができました。

現在、緑の基金は、公共施設等整備基金(緑化推進のほか公共施設の耐震補強などを目的とした基金)に移行しています。また、区では2012(平成24)年度に「板橋区緑の保全方針」を策定し、開発などの影響を受けやすい民有樹林地等について、その保全や支援のための方策を示すとともに、まとまりのある樹林地等が集積するエリアを、特に保全の必要性の高い緑地として位置付け、保全を図っていきます。

##### ③ 市民緑地の開設

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に定められた制度です。都市における良好な自然

1995年(平成7)年の都市緑地保全法(現在は都市緑地法)の改正により、区独自の保存樹林の制度のほかに、市民緑地に指定して一般に公開するという緑地保全の仕組みができました。区では、2000年(平成12)年度に「大門の森」、2001年(平成13)年度に「中台三丁目の森」(2008(平成20)年度公有地化により区立公園)を開設しています。また2008(平成20)年度には、新たに「大門東の森」を開設しました。

「大門の森」(面積300.57㎡)は、武蔵野の面影を残す明るい丘陵地にあります。また、「大門東の森」(面積1,563.17㎡)は、サクラ、ケヤキ、カシ、シラカシなどで形成される森になっています。

今般、都市緑地法の改正により、一定要件の民間主体が設置管理する「市民緑地認定制度」も生まれ、今後は市民緑地認定制度の活用を推進していきます。

##### ④ 特別緑地保全地区の指定

環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するこ

とで、豊かな緑を将来に継承することを目的としています。区では、2008（平成20）年度に「成増特別緑地保全地区」（成増四丁目24番・0.1ha）、2011（平成23）年度に「成

増第二特別緑地保全地区」（成増四丁目34番・0.41ha）を指定しています。ケヤキ、クヌギ、イヌシデ等の森で、幹回り120cm以上の大径木も多くあります。

## 《板橋区の森》

栃木県日光市には、板橋区と同市(旧栗山村)との“みどりと文化の交流協定”を記念して寄贈された約13haの「板橋区の森」があります。

「板橋区の森」は国(林野庁)との「分収造林契約」に基づく森林で、1990年(平成2)年から74年間、板橋区が森林の育成を行うことにより、木材として得た収益を国と区で分収するものです。育林の期間は長期間にわたりますが、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林の手入れ、育成を行うことで都市部での経済活動によるCO<sub>2</sub>の排出の一定量を相殺するカーボンオフセットの考え方から、区から離れた場所での森林の保全にも取り組んでいます。

また、2000年(平成12)年に発足した板橋森林ボランティアが「板橋区の森」の適正な管理や、区立公園での林床管理作業なども継続的に実施しています。



■ 板橋区の森（栃木県日光市）

## 緑化指導による緑化

「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき、敷地面積が350㎡以上の開発行為や建築計画に対し、緑化計画の届出を義務付けています（公共施設では250㎡以上、区施設においては全て）。

緑化計画は、事業地の規模等に応じて敷地面積の8～20%（建ぺい率60%地域でのケース）の緑地確保を図るもので、この制度に

よって年間数ヘクタールに及び緑地が確保され、区の緑化施策として大変大きな役割を果たしています。

緑化指導制度については、今後、接道部緑化へのインセンティブ強化や公園・緑道との連続性強化、在来種の植栽推奨などによるエコロジカルネットワーク形成などの視点から、指導内容の改正について検討を進めます。

表2-3-2 緑化指導による緑化完了実績

年度	件数	地上部緑化面積(㎡)	屋上緑化(※P95)面積(㎡)	高木植栽本数(本)	中木植栽本数(本)	低木植栽株数(株)
H30	92	15,478	1,066	1,487	6,660	44,263
R1	62	9,640	1,390	1,198	4,389	25,564
R2	94	14,109	911	1,831	5,550	33,632

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
緑化指導に基づく緑化箇所数	90 件	↗	62 件	94 件	横ばい
緑化指導に基づく緑化面積	59,617 ㎡	↗	11,010 ㎡	15,020 ㎡	後退

今後の対策:緑化指導制度の内容の充実を図っていきます。

## 自然との共生

### ① 石神井川・白子川生物調査

区内を流れる石神井川、白子川の近年の水質は、下水道の整備が進んだことにより、1975（昭和50）年代と比べると飛躍的に改善されています。2020（令和2）年度は、石神井川では7種類の魚類（アブラハヤ、モツゴ、ヒガシシマドジョウ、ギバチなど）と

14種類の水生動物（スジエビ、モクズガニなど）が確認されました。また、白子川では12種類の魚類（コイ、ドジョウ、アユ、ヌマチチブなど）と26種類の水生動物（チリメンカワナ、ミナミテナガエビ、シマイシビルなど）が確認されました。



■ ヒガシシマドジョウ



■ モツゴ



■ スジエビ



■ モクズガニ

関連するホームページ  
(河川の生物調査)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bo-usai/kougai/taiki/1006066.html>

### ② カラス被害と対策

東京都全域でのカラスの生息数は、図2-3-5のとおりです。区ではカラス問題解決のためごみ対策を進めるとともに、並行してカラスの捕獲事業を行っています。

2020（令和2）年度のカラスに関する相談件数は図2-3-6のとおりで、カラスの繁殖期である4月から6月にかけて相談が多く寄せられています。繁殖期のカラスによる人への威嚇・攻撃の被害がある場合には、個人宅の巣の撤去や巣から落下したヒナの回収などの対応をしており、2020（令和2）年度は、巣の撤去1件、落下ヒナの回収6件でした。

関連するホームページ  
(カラス相談窓口)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/te-tsuduki/pet/yasei/1002228.html>

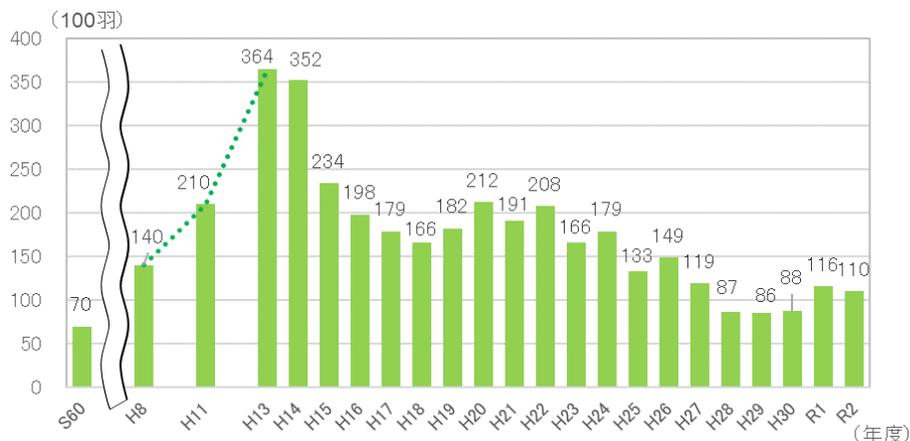


図2-3-5 カラス生息数の推移（東京都）

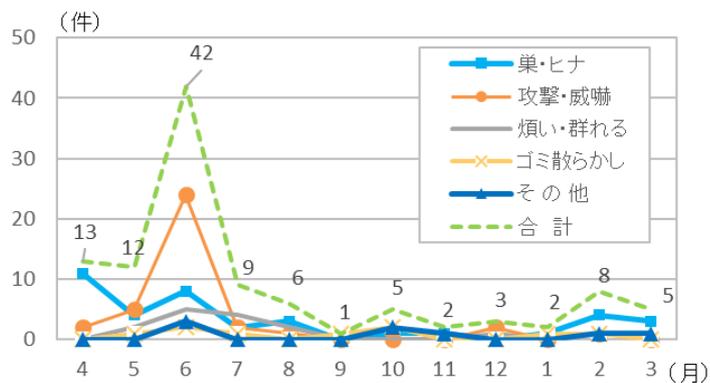


図2-3-6 2020（令和2）年度月別カラス相談件数

### ③ アライグマ・ハクビシンの被害と対策

区内全域でハクビシンの目撃情報が増えていますが、見かけただけであれば心配いりません。しかし、ハクビシンやアライグマは、建物の天井裏や床下に住み着いたり、庭の果樹を食い荒らしたりすることがあります。区

では、そのような被害が生じている場合、捕獲のために箱わなを設置しています。2020（令和2）年度は、箱わなの設置49件、捕獲数20頭でした。

関連するホームページ  
(ハクビシンの被害)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/pet/gairai/1002229.html>

## 水環境の保全と活用

### ① 区内の水辺の環境

武蔵野台地の北端に位置する板橋区は、武蔵野台地と荒川低地とに分かれ、その境は20m余りの崖で、起伏に富んだ地形が形づくられています。自然の水辺は、暮らしに潤いを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、被災時の水として大切な地域の財産です。しかし、近年の開発により畑や緑地が減り、コンクリートやアスファルトの地表面が増え続けることで、河川の水量が減少し、さらに湧水の中には枯渇してしまったものもあります。

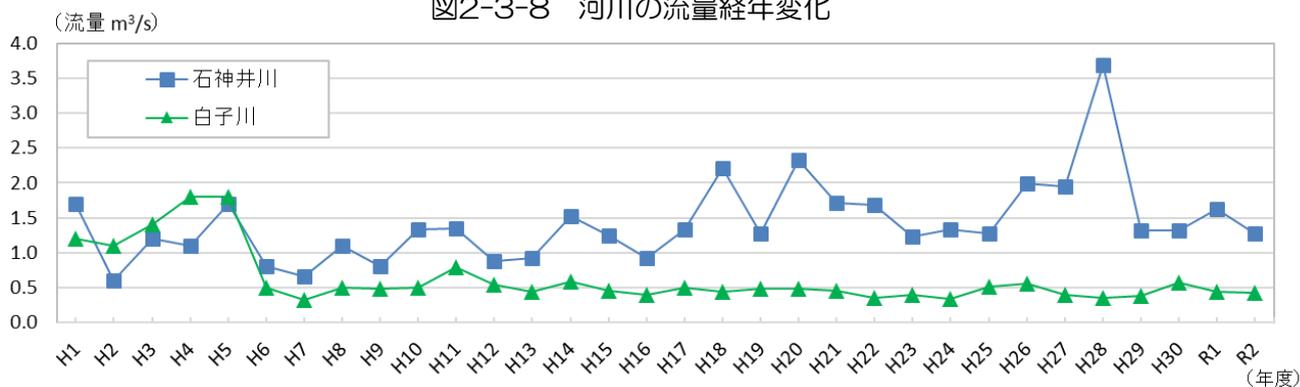
現存する自然の水辺は右図に示す荒川、新河岸川、白子川及び石神井川の4河川と浮間ヶ池、赤塚溜池、見次公園池の3池、確認さ

れた湧水地30地点（2018（平成30）年度調査）です。



図2-3-7 区内の河川、池、湧水地点

図2-3-8 河川の流量経年変化



関連するホームページ  
(板橋区の水環境)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006061.html>

## ② 自然水循環の回復と活用

自然の水循環（※P97）を回復するには、雨水浸透ます（※P95）の設置が効果的です。

雨水浸透ますは、通常設置する溜めます（雨ます）の代わりに使用するもので、底がなく、回りに穴が開いて、雨を地下に浸透させます。また、大雨で浸透しきれない場合は下水道に入る仕組みになっています。屋根雨水だけを浸透させる雨水浸透ますは、地下水汚染や目詰まりのおそれがほとんどありません。板橋区の台地は、土質が関東ローム層で、浸透効果の大きな地域です。区では、既存の個人住宅向けに区の費用負担で雨水浸透ますを設置していましたが、2012（平成24）年度からは雨水浸透ます設置費用の一部を助成する制度に変更しました。区へ申請のあった雨水浸透ますの設置実績は、2020（令和2）年度末時点で3,052基となります。きれいな雨をそのまま下水に放流せず、地下浸透させて、大切な水資源を守ることが大切です。また区では、雨



■ 雨水浸透ます

水利用の普及を推進しています。雨水貯留タンクは、雨どいと接続することにより屋根に降った雨をいったんタンクに貯めて、その雨水を庭の散水や植木の水やり、トイレの洗浄などに活用する設備です。災害時にも雑用水として水を確保することができます。雨水の有効利用を図り、水の自然な循環を回復するためには、雨水貯留タンクの設置は有効な手段です。

さらに、区では、降雨による水害の防止・軽減及び都市環境の向上を図るため、500平方メートル以上の敷地に建築物等が建設されるときに、浸透柵・浸透地下埋管・透水性舗装・貯留施設等の設置を指導しています。



■ 雨水貯留タンク  
桜川小学校



■ 雨水貯留タンク

表2-3-3 雨水貯留タンク設置基数

年度	~H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
雨水貯留タンク設置数 (補助数)	91	22	14	19	17	18	15	17	12	16	241

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす方向性	実績値 平成30年度	実績値 令和元年度※	進捗度
雨水流出抑制量	4,119 m <sup>3</sup>	↙	3,959 m <sup>3</sup>	3,379 m <sup>3</sup>	後退

※ 2020(令和2)年度時点で得られる最新の実績値

今後の対策: 東京都豪雨対策基本方針に基づき、さらに流域対策を促進していきます。

### 関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005923.html> (雨水貯留槽(雨水タンク)購入費助成制度のご案内)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/toshikeiakku/keikaku/gaiyou/1006354.html> (開発行為・宅地造成・雨水流出抑制・区画整理すべき区域)

## 公園

公園の配置にあたっては、公園不足地域の解消をめざした用地取得、造成整備を行っています。公園は都市の骨格となる都市施設の一つであり、憩いの場であるとともに、レクリエーション、防災、環境、景観形成など、様々な役割を持っています。

### ① 公園の現況

表2-3-4 公園の現況（2021（令和3）年3月31日現在）

	区内全域	区立公園	都立公園
公園数総計 (箇所)	348	344 (うち3箇所は緑地)	4
公園面積総計 (千㎡)	1,886	1,424 (緑地 678)	462
公園率(%)	5.85		

※ 都立公園面積は2020(令和2)年4月1日現在

※ 公園率【区面積に対する都市公園面積(都市公園を含む)の占める割合】

### ② 公園の整備状況（5か年）

2015（平成28）年度から5か年で1か所の公園の新設を行いました。また、東板橋公園や小豆沢公園、大谷口児童遊園などで大規模な改修を行いました。



■ 地域がつくる公園活動

### ③ 公園の管理

公園の清掃、除草や花づくりなどの美化活動について、区民の方々との協働による維持管理を進めています。

現在58か所の公園で、地域住民により組織された公園愛護協力会への清掃委託を行っています。また、ボランティアによる公園管理活動に対して区が必要経費相当の支援を行う「地域がつくる公園制度」や、公園花壇での「花づくりグループ」の輪も着実に広がっています（2021（令和3）年3月現在、地域がつくる公園制度27公園、花づくりグループ支援事業81グループが活動中）。



■ 花づくり活動

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
地域がつくる公園制度導入公園数	27 公園	↗	28 公園	27 公園	横ばい
花づくり活動登録グループ数	83グループ	↗	82グループ	81グループ	横ばい

### 今後の対策：

「地域がつくる公園制度導入公園数」：公園改修等を契機に、地域に声をかけ新規団体を募っています。今後の対策として、新設・改修時の地域への声かけのほか、区HPや区SNSを活用し、既活動団体への新規参加者の促進活動を図り、事業を継続していただける仕組みを構築していきます。

「花づくり活動登録グループ数」：公園での花づくりを希望する新規の活動グループは毎年あるものの、高齢化等により活動終了等のグループもあります。今後の対策として、新設・改修時の地域への声かけのほか、区HPや区SNSを活用し、既活動グループへの新規参加者の促進活動を図り、事業を継続していただける仕組みを構築していきます。

### 《板橋こども動物園》

東板橋公園（板橋3-50-1）内にあるこども動物園は、1975（昭和50）年に設立し40年以上となります。施設の老朽化に伴う改修工事を経て、令和2年12月8日にリニューアルオープンしました。環境負荷低減に向けた取り組みとして、草屋根・壁面緑化を行い、断熱効果を高めることで室温を一定に保ち、冷暖房機器の使用抑制が期待されます。高所を好むヤギの性質を活かした仕掛けもあり、草屋根に登るヤギを見ることもできます。その他、キッズルームやおむつ交換スペースなどの施設機能を充実させ、さらに動物とふれあえる体験型プログラムも用意しており、小さなお子様・障がいのある方・ご高齢の方々にお楽しみいただけます。



### 《赤塚植物園》

1981年（昭和56年）10月に開園した赤塚植物園（赤塚5-17-14）は本園、万葉・薬用園及び農業園の3つのエリアで構成されています。本園は、約1haの敷地内に樹木見本園として多くの樹種が植えられています。万葉・薬用園には、万葉集に詠まれた植物や薬用植物が植えられています。農業園は令和2年5月に増設されたエリアで、主にこどもたちが農作業の体験を行う畑や、鑑賞用の畑（ポタジェ）、果樹園などがあります。普段なかなか観ることのできない野菜の花や、作物や果実が実っている様子を観察できる野菜植物園としての機能を有し、「観て・育てて・収穫する」をテーマとして、農に親しみふれあえる施設となります。



## 水質汚濁・湧水保全

### ① 水質汚濁の状況

#### (ア) 河川・池の水質の状況

区内を流れる荒川、新河岸川、白子川、石神井川の4河川及び区内にある浮間ヶ池、赤塚溜池、見次公園池の3池において、水質調査を行っています。毎月行う調査は、透視度、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）、全窒素、全リンの8項目を測定しています。また、年に2回、流域ごとに総合調査を行い、重金属類（砒素・鉛等）、全シアン、トリクロロエチレン、塩化物イオン、アンモニア性窒素、大腸菌群数、流量等を測定しています。

2020（令和2）年度の河川の調査結果について、一部の調査地点ではpHやBOD、大腸菌群数など、環境基準値を満たしていない項目がありました。

なお、重金属類やトリクロロエチレンなどは、全て環境基準値を下回りました。

池の水質調査において特徴的な点はBOD値が河川の値より高い傾向がありますが、これは、池は閉鎖性水域であることや、釣り人にエサなどを投入されることにより、良好な水辺環境を維持するのが困難になってきたためです。

関連するホームページ  
（水質調査について）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006051.html>

※ 透視度、水素イオン濃度など水質調査測定項目の概要についてP98（「用語解説」）を参照

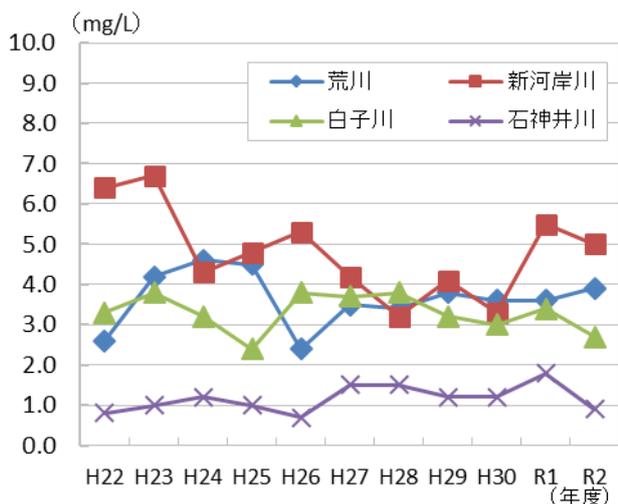


図2-3-9 河川のBOD75%値経年変化 (年平均)

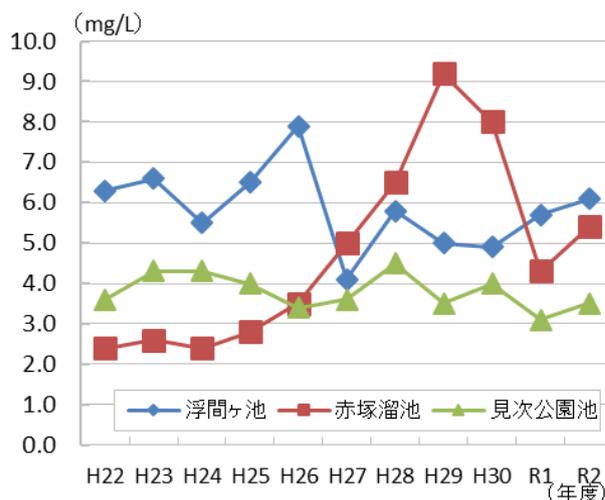


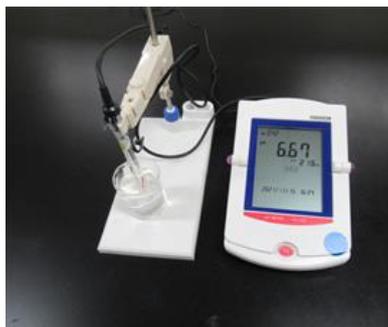
図2-3-10 池のBOD75%値経年変化 (年平均)

### (イ) 地下水水質の状況

2020（令和2）年度は区内8地点の井戸水について重金属、シアン、有機塩素系化合物など11項目について調査しました。その結果、4地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を上まわりました。

東京都の地下水調査では、板橋区内2地点で18項目について概況調査をした結果、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素環境基準値を上まわりました。

なお、汚染地域における7地点の定期モニタリング調査では六価クロムが2地点で、また硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準値を超えていますが、これらの地下水は飲用には使用されていません。



■pHメーターによる分析

### ② 「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」の取り組み

板橋区は、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」を実現し、良好な環境を次の世代に継承していくために、区民や事業者等と連携して健全な水環境を取り戻し、区民共有の貴重な資源である地下水及び湧水（※P97）を保全するため「地下水湧水保全条例」を制定し、2007年（平成19）年4月から施行しました。条例では、地盤沈下が落ち着いている現状の維持と湧水の保全を目的に、(a)今まで規制ができなかった既設井戸に対しての揚水制限、(b)多量に揚水する大口地下水利用者に対して水位及び地盤沈下測定・報告の義務化、(c)新たに一定規模（自動車20台以上）の駐車場を設置する場合に雨水浸透施設の設置、(d)湧水保全地域の指定と保全のための助成などを盛り込みました。

関連するホームページ  
(水環境を守るために)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006047.html>

## (2) 自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受



### 緑を楽しむライフスタイル

#### ① 緑のガイドツアーの開催

区内の崖線沿いや水辺など、自然豊かなエリアを散策し、植物を中心とした解説を行う「緑のガイドツアー」を開催します。

「緑のガイドツアー」は、季節に合わせた緑の見どころを選定し、コースガイドとして区民ボランティアの皆さんが活躍しています。

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
	緑のガイドツアー参加者数	102人	↗	106人	45人	後退

今後の対策:コースの見直しや担い手の拡大を検討するとともに、今後もSNS等を活用した広報活動に努めていきます。

#### ② グリーンフェスタの開催

毎年春季に、緑を大切に作る心を広く啓発していくことを目的として「グリーンフェスタ」を開催しています。

美しい新緑のもとでの緑に親しむイベントとして、多くの区民の皆さんに緑の大切さをPRしていきます。

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
	グリーンフェスタ参加者数	8,073人	↗	5,109人	0人	後退

今後の対策:コロナ禍の影響で事業が中止となったため、実績値はゼロとなりました。今後は、SNSや広報を活用し、参加者数増加に努めていきます。

### 農地の保全

2020（令和2）年度の農業経営実態調査によれば、同年8月1日現在の農地面積は2年前の2018（平成30）年度の1,955aからほぼ横ばいの1,962aとなっています。これまでは毎年減少傾向にありましたが、横ばい傾向に転じた要因としては、2015（平成27）年の都市農業振興基本法の制定を皮切りに、都市計画法、生産緑地法の改正などを受け、農業振興施策や農地保全に向けた取り組みの成果の一つと考えています。

こうした中、板橋区は、「板橋区産業振興構想2025」を策定し、農業を工業・商業と並ぶ産業の一つと位置付け、農・商・工が相互に刺激し、連携し合うことで従来の枠を越えた新たな価値を生みだし、「活力ある農業と大地の恵みを未来につなぎ、潤いのある区

民生活と都市空間を創造する」ことをめざしています。特に、農家無くして農地保全はあり得ないことから、将来、板橋区の農業を支える意欲を持った人材、農業技術を継承する人材の育成・支援を重点的に進めていきます。その第一歩として、2018（平成30）年度に「成増農業体験学校」を開校しました。

また、2019（令和元）年度には農業者の農作業や区の農業振興事業運営を手助けできる人材をボランティアとして登録してもらい、様々な場で活躍していただくための「援農ボランティア制度」を開始しました。

このほか区では、耕作が難しくなった区内の農地などを借用し、その土地を農園として区民に提供する区民農園を開設し、板橋区民農園農芸指導員が技術指導にあたっています。

2021（令和3）年4月1日現在、30農園（うち1農園は団体用）、面積にして約3.5haを区民農園として開設しており、区内在住の1,623世帯及び保育園など8団体が利用しています。

区民農園は、区民が農作業を体験する機会を提供するだけでなく、将来、後継者が耕作しようとする場合には農地として所有者に返却することができ、農地や農業技術を後世に継承する役割も担っています。



■ 成増農業体験学校の受講風景

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
区民農園応募者数	3,144 世帯	↘	2,498 世帯	2,691 世帯	後退

今後の対策：年々区民農園区画が減少している中で、2020（令和2）年度は募集区画数1,631区画に対して2,691件の応募者があり、平均倍率も1.65となりました。今後も需要（農園利用希望者数）と供給（農園区画数）のバランスが合致するよう引き続き区民農園区画の確保に努めます。

## 熱帯環境植物館

1994（平成6）年9月、区民の環境教育の施設として、高島平八丁目に「熱帯環境植物館（ねったいかん）」（高島平8-29-2）が開設されました。この熱帯環境植物館は、世界の三大熱帯雨林の中から、日本と密接な関係にある東南アジアの熱帯雨林を立体的に再現したもので、潮間帯、熱帯低地林、集落景観の3つの植生ゾーンに分かれた温室を中心に、熱帯の高山帯の雲霧林を再現した冷室、

地階にはミニ水族館を設けています。

熱帯や地球環境をテーマに、様々な企画展示や講演会を行い、環境問題の啓発・理解に努めています。2018（平成30）年2月1日には来館200万人を突破し、2019（令和元）年度の来館者数は、114,666人でした。

2020（令和2）年度は改修工事を行い、2021（令和3）年4月リフレッシュオープンしました。



◀ ハイビスカス



▶ 温室



◀ 熱帯低地林  
ゾーン



▶ ミニ水族館

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
熱帯環境植物館来館者数	103,925 人	↗	114,666 人	35,861 人	後退

今後の対策: 令和2年度は半年間の休館を伴う改修工事がありました。また新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館や、開館時も入館者数制限を行いました。休館中は館内の開花情報などをSNSやホームページで公開しました。今後も情報発信を継続し行っていきます。

関連するホームページ  
(熱帯環境植物館)

<https://www.seibu-la.co.jp/nettaikan/>

自然・いきものさがし

全ての区民の方を対象とし、昆虫・鳥・植物など区内の生き物を調査する「自然・いきものさがし」を実施しました。2020（令和2）年度は、9月1日から1月31日（5か月間）を調査期間とし、延べ810人の参加者から2,709件（568種）の報告がありました。

調査期間中には自然観察会を2回実施し、調査結果はニュースレターの発行、パネル展の実施により報告しました。調査結果は、環境省「いきものログ」に登録しています。



■ヒガンバナ



■ハクセキレイ



■自然観察会の様子

関連するホームページ  
(自然・いきものさがし)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1024054/index.html>

エコポリスセンターかんきょう観察員

エコポリスセンター（関連P78）では毎年、かんきょう観察員を募集し、区内の動植物調査、自然観察会、自主的な環境調査活動への支援等を実施することで、区民が環境につい

て自ら学ぶ機会を提供しています。また、区民が環境について学んだ成果を報告・発表する場を設けるとともに、事業成果を広く伝えるための報告書を発行しています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
エコポリスセンター「かんきょう観察員」登録者数	57 人	↗	59 人	64 人	進展

関連するホームページ  
(エコポリスセンター「かんきょう観察」)

<https://itbs-ecopo.jp/event/learn/kankyokansatu/>

## 基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

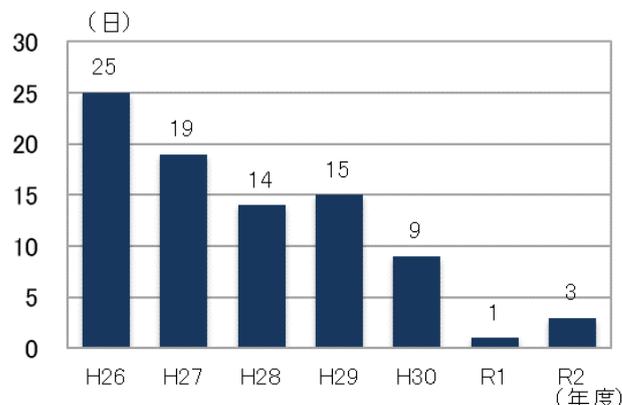
### 1 板橋区の現状

#### ■ 微小粒子状物質（PM2.5）の基準値Bレベル以上の日数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	（参考）		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
微小粒子状物質（PM2.5）の基準値Bレベル以上の日数	25日	↘	23日	3日	1,100.0%	A A	100%以上	順調

この指標は、板橋区が設定している微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害に係る基準値\*の発生日数となります。レベルにより行動目安を設定しています。

板橋区では、低公害車普及啓発事業（関連P22）を通じて微小粒子状物質（PM2.5）（※P99）の抑制に努めてきました。アイドリグストップやマイカー使用を控えるツイッター等が功を奏し、発生日数は減少しています。



関連するホームページ  
(PM2.5による大気汚染について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/boougai/taiki/1006043.html>

図2-4-1 PM2.5の基準値Bレベル以上（35 μg/m³超）の日数

※詳細はP56「大気環境の保全・③測定結果の公表」又は左記ホームページ

#### ■ 騒音に係る環境基準の達成率

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	（参考）		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
騒音に係る環境基準の達成率	79%	↗	85%	81%	95.3%	A	33.3%	漸進

騒音規制法第18条に基づき、私たちが生活する中で広範な領域にわたり影響する騒音、主に道路交通による騒音を常時監視し、行政として中長期的なスパンで対策・改善を図ることを目的としています。

指標の算出方法は、幹線道路の騒音を定期的に測定し、解析プログラムによって道路周辺の建物に対する道路騒音の影響を評価します。環境基準は道路の性状や道路からの距離によって区分されています。

2020（令和2）年度実績値は基準年値に比べてやや上昇傾向です。道路整備による舗装の改良や渋滞緩和、自動車単体の騒音規制対策による効果が現れていると言えます。ただし、進捗度は漸進であるため、今後も、達成に向けて関係機関等と連携していきます。

表2-4-1 2020（令和2）年度自動車騒音常時監視結果

路線名	評価区間 距離 (km)	評価区間		測定結果		評価		
		始点	終点	昼間 (dB)	夜間 (dB)	評価対象 住居等 (戸数)	基準値 以下 (戸数)	基準値 以下 (%)
鮫洲大山線	0.7	大山町33	板橋2-69	59	53	1,012	926	91.5
常盤台赤羽線 (前野中央通り)	3.0	東新町1-1	小豆沢1-22	66	60	3,162	2,867	91.0
長後赤塚線	1.7	坂下3-1	西台2-19	65	59	2,106	2,058	97.7
長後赤塚線 (松月院通り)	0.7	高島平2-34	高島平2-21	62	55	1,003	1,003	100
長後赤塚線 (松月院通り)	0.8	高島平2-21	四葉2-7	64	59	327	327	100
長後赤塚線 (松月院通り)	1.5	四葉2-7	成増2-1	67	62	1,346	1,325	98.4
長後赤塚線	0.6	西台2-19	相生町18	71	66	503	395	78.5
合計	9.0					9,459	8,901	94.1

関連するホームページ  
(自動車公害に対する取り組み)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/boougai/jidousha/1006078.html>

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全



#### 大気環境の保全

##### ① 大気汚染の監視

大気汚染状況を把握するため、1979（昭和54）年に区内に初めて大気汚染測定室が設置され、現在は図2-4-2のとおり6測定室（7測定地点）で表2-4-2のとおり大気汚染などを24時間常時測定し、結果を収集しています。

また、区内に設置されている東京都の2測定局（板橋氷川及び大和）の大気汚染測定データも板橋区役所へ伝送されています。

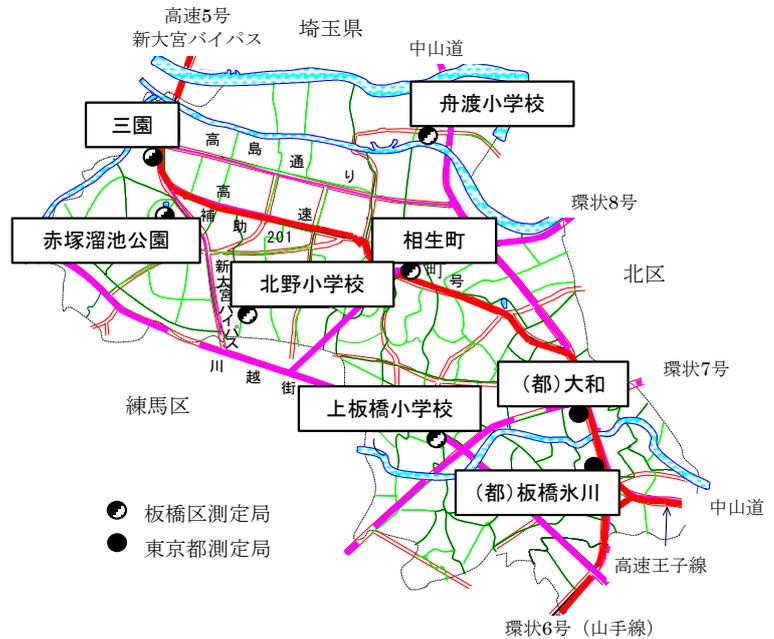


図2-4-2 板橋区内幹線道路及び常時測定室

表2-4-2 板橋区環境監視システム常時測定室と測定項目（2021（令和3）年4月現在）

測定種別	測定室	用途地域	所在地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	騒音	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
一般環境	赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)		◎	◎	◎						S53
	舟渡小学校	工業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)		◎	◎	◎				◎	◎	S53
	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)		◎	◎	◎				◎	◎	S52
	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)		◎	◎	◎				◎		S54
	(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)		◎	◎	◎		◎		◎	◎	S44
道路沿道	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				◎			◎			S54
	三園	準住居	三園1-47先(三園歩道橋下)	◎		◎	◎	◎		◎			H4
	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			◎	◎		◎	◎			H25
	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			◎	◎	◎	◎				S47

※ 二酸化硫黄、オキシダントなど各測定項目の概要についてP98を参照

※ 板橋氷川及び大和は、東京都が板橋区内に設置した常時測定局です。この資料集に掲載した板橋氷川及び大和のデータは、東京都のデータを基に板橋区が集計したものです。

※ 泉町測定室(泉町43先)では、1978(昭和53)年度から2005(平成17)年度まで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速等を測定していました。

※ 2013(平成25)年度に西台中学校前測定室は、相生町大気常時監視装置へ移設しました。

## 《大和町交差点の大気汚染対策》

大和町交差点は、国道17号、環状7号線及び首都高速5号線が立体交差する3層構造の交差点です。沿道には中低層ビルが立ち並び、半閉鎖的な道路空間となっており、大気汚染状況調査では、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が全国のワースト上位に位置する沿道環境が著しく悪い地点となっていました。

1993（平成5）年に学識経験者等からなる「大和町交差点環境対策検討委員会」を設置し、1997（平成9）年3月に環境対策案が提案されました。対策案のうち「土壌を用いた大気浄化等案」について、1998（平成10）年から1999（平成11）年度に公募実験を行い、さらに2001（平成13）から2003（平成15）年度にかけて土壌を用いた大気浄化の実験施設によるフィールド実験を開始しました。施設は現在も稼働中で、開始当初のNO<sub>x</sub>、SPMの除去能力を概ね維持しています。

2005（平成17）年3月には交差点の北西角地に空間を作り、広場・緑地等を整備して「YUMEパーク・大和町」と名付けました。また、2013（平成25）年3月に南東角地を「本町街かど公園」として整備しました。オープンスペースをつくることにより、交差点内の空気の滞留が抑えられ大気汚染物質の濃度が低減（NO<sub>x</sub>で約50パーセント、NO<sub>2</sub>で約25パーセント）されました。

その他の環境対策として、歩車道境界の遮音パネルへの光触媒（※97）の塗布や、交差点中央部への換気施設4基の設置などを実施しています。

また、高活性炭素繊維（ACF）を用いた大気浄化技術について2011（平成23）年度よりフィールド実験を行っているところです。

■土壌を用いた大気浄化実験施設



■光触媒（ガードパイプ）



■YUMEパーク・大和町



■光触媒（首都高速道路橋脚部）



■換気施設



■本町街かど公園



■ACFパネル



※板橋区における自動車公害対策はP22（基本目標1・2環境施策の活動状況・(2)建物や交通などインフラの低炭素化の推進「板橋区の自動車公害対策」）

## ② 大気汚染の測定結果

大気汚染測定結果は表2-4-3のとおりです。2020（令和2）年度は、光化学スモッグの要因となるオキシダント（※P99）を除いて全ての測定項目で環境基準を達成しました。

表2-4-3 環境基準達成状況

○：環境基準以下 ×：環境基準を超えている ー：測定無し

測定室	項目	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		オキシダント		二酸化硫黄		一酸化炭素		微小粒子状物質																			
		27	28	29	30	1	2	27	28	29	30	1	2	27	28	29	30	1	2	27	28	29	30	1	2						
環境	赤塚溜池公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	舟渡小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	北野小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)板橋氷川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
沿道	西台中学校													—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
	(都)大和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○

※ 「板橋氷川」及び「大和」は、東京都の常時測定局

※ 各測定項目や数値等詳細については、次ページ記載の区HP「環境データ集」もしくは「板橋区大気情報公開システム」をご参照ください

## ③ 測定結果の公表

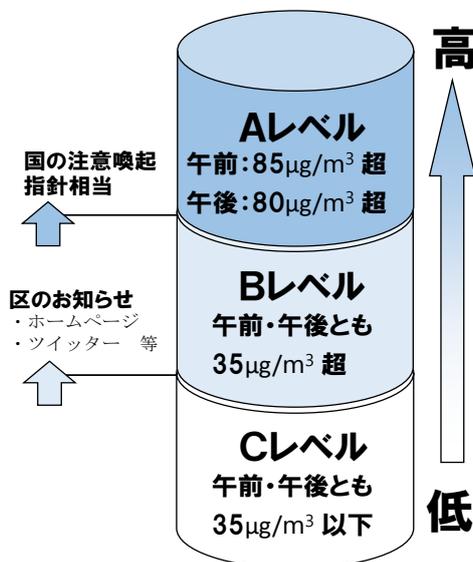
板橋区の大気汚染測定データは、「板橋区大気情報公開システム」で1時間ごとに公表しています。また、区ホームページの「環境データ集」に取りまとめて掲載しています。また、板橋区では独自にPM2.5における濃度レベルを設定しています。その濃度レベルは図2-4-5のとおりであり、濃度レベルの高い順にAレベル、Bレベル、Cレベルの3段階に

分けて対応を行っています。また、濃度レベル別行動の目安は表2-4-4のとおりです。なお、2013（平成25）年度に行動の目安が定められてから2020（令和2）年度に至るまでAレベルになったことは一度もありません。



図2-4-3 板橋区大気情報公開システム画面

## 板橋区独自基準



※ マイクログラム(µg)= 1 mg の1/1000

図2-4-4 PM2.5濃度レベル基準

表2-4-4 PM2.5濃度レベル別行動の目安

レベル	行動の目安	
	午前の結果 (午前5時～午前7時の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局3局のうち、2番目に大きい数値)	午後の結果 (午前5時～正午の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局3局のうち最大値)
A	「85マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」超
	日平均値が注意喚起のための暫定指針値である「70マイクログラム/㎥」を超える可能性があります。不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。	
B	「85マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」を超えています。特に行動を制約する必要はありませんが体調の変化に注意しましょう。	
C	「35マイクログラム/㎥」以下	「35マイクログラム/㎥」以下
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」以下でした。体調の変化等に注意しましょう。	

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006042.html> (板橋区大気汚染情報)

<http://itabashi-air.jp/> (板橋区大気情報公開システム)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/hakusho/1026374/1026382/index.html> (環境データ集)

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
「板橋区大気情報公開システム」アクセス件数	458,533 件	↘	237,311 件	310,081 件	後退

今後の対策：大気環境の改善により、光化学スモッグやPM2.5等の発令が減少したため、ホームページのアクセス件数はピーク時と比べて落ち着いている状況です。今後は大気汚染のさらなる低減に向けた啓発の一環として、大気情報公開システムを通じた情報提供を引き続き行っていきます。

④ 工場・事業場における大気汚染監視

工場・事業場・建設作業における事業活動に伴い発生する、硫黄酸化物（※P95）や窒素酸化物などのばい煙、アスベストなどの粉じん等に関しては、大気汚染防止法と東京都環境確保条例により規制・指導しています。区では、石油系燃料に含まれる硫黄含有率の規制指導のため、重油（※P96）の一日最大

使用量が300ℓ以上の工場・事業場を対象に、重油のサンプリング・分析を行い、指導を実施しています。2020（令和2）年度に調査を行った工場・事業場は5箇所、基準を超えた工場・事業場はありませんでした。（アスベスト規制は次項参照）

アスベスト対策

大気汚染防止法・東京都環境確保条例により、解体・改修を行う建築物等のアスベスト（※P95）含有建材の使用状況について、解体等工事の受注者又は自主施工者には、事前

調査の実施等が義務付けられています。

また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（以下「アスベスト含有吹付け材等」という。）を使用した建築物等

の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策として、作業基準が定められています。

2020（令和2）年6月には、規制対象の拡大など改正大気汚染防止法が公布され、2021（令和3）年4月1日から段階的に施行されます。

区では、アスベスト含有吹付け材等が使用されている建築物等の解体・改修の際には、大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づき届出を受理し、現場調査を行い、アスベスト飛散防止対策の指導を実施しています。近年の届出状況は表2-4-5のとおりです。

区は、「板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針」を策定し、建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業に伴うアスベストの飛散防止対策を図り、調査・届出

・掲示・事前の近隣説明を行うことで、近隣住民の不安を解消するよう求めています（指針の詳細は下記ホームページ参照）。なお、指針は2022（令和4）年4月にも、要綱に改定される予定です。

また、建築物等に使用されている吹付け材又は保温材のアスベストの有無を調べたい区民等に対し、分析調査費用の一部を助成しています。（最高5万円を限度とし分析調査に要する額を助成します）。

表2-4-5 アスベストに関する届出件数

年度	件数
H28	27
H29	48
H30	48
R1	46
R2	55

関連するホームページ

- <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006034.html>  
（建築物解体時のアスベスト等飛散防止対策の徹底と周知に係る指針）
- <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006036.html>  
（アスベスト分析調査補助金交付要綱）

※アスベスト除去費用に対する融資制度はP69（公害の未然防止⑥「公害防止資金のあつ旋等」）

## 放射線対策

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所での事故発生後、大気中の放射線量等について、健康被害への心配の声が寄せられたことを受け、区民の安心をより確かなものとする

ため、区では、2011（平成23）年6月から板橋区役所正面玄関付近で空間放射線量の測定を実施し、測定結果を区ホームページで公開しています。（3カ月ごとの平均値は表2-4-6のとおり）

表2-4-6 空間放射線量測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
2011（平成23）年度	0.11*	0.10	0.09	0.09
2012（平成24）年度	0.08	0.08	0.08	0.08
2013（平成25）年度	0.08	0.08	0.07	0.07
2014（平成26）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2015（平成27）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2016（平成28）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2017（平成29）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2018（平成30）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2019（令和元）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2020（令和2）年度	0.07	0.07	0.07	0.07

※ 平成23年6月の測定結果の平均値

区が除染等の対応を行う基準は、地上1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト（子どもが使用する区施設にあっては、地上1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト）としています。

◆ 放射線測定機器（簡易型）の貸出

区では、区民のみなさん自身で自宅などの身近な場所の放射線量が測定できるよう、区内在住の方や団体へ放射線量を測定する機器（シンチレーション式サーベイメータ）を貸出しています。

関連するホームページ  
（放射線）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/index.html>（放射線）  
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/1006123.html>（測定機器の貸出）

騒音・振動対策

① 道路交通騒音・振動

区内の自動車公害の状況を全般的に把握するため、騒音を24時間常時測定しているほか、区内全域で一定期間ごとに移動調査を実施しています。

◆ 常時測定結果

測定局において騒音レベルを常時測定しており、常時測定結果の年度別時間帯別基準適合状況は表2-4-7のとおりです。常時測定の経年推移はほぼ横ばいで、過去10年で要請限度（※P97）を超えている地点はありません。

▶表2-4-7 自動車騒音経年変化

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準	要請限度
西台測定室	昼間	69	68	—	—	—	—	—	—	—	—	70以下	75以下
	夜間	64	64	—	—	—	—	—	—	—	—	65以下	70以下
上板橋測定室	昼間	71	71	71	71	71	71	71	74	71	71	70以下	75以下
	夜間	69	69	70	70	70	70	70	70	70	69	65以下	70以下
三園測定室	昼間	61	61	61	62	61	61	61	61	61	61	70以下	75以下
	夜間	58	58	58	59	59	59	59	58	58	58	65以下	70以下
相生町測定装置	昼間	—	—	—	68	68	67	67	67	67	67	70以下	75以下
	夜間	—	—	—	66	65	66	64	64	64	64	65以下	70以下

◆ 移動調査結果

図2-4-5のとおり幹線道路を中心とした17地点において騒音、振動、交通量の移動調査を実施しています。2020（令和2）年度の調査結果は表2-4-8のとおりで、騒音は17地点中、昼間で8地点、夜間で4地点だけが環境基準を満たしました。また、昼間で要請限度を超えた地点はなく、夜間では3地点が要請限度を超えていました。振動が要請限度を超えた地点はありませんでした。

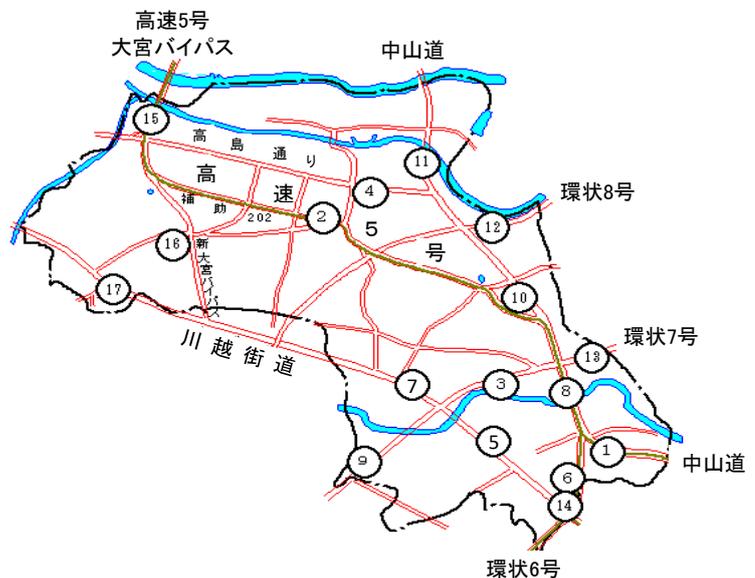


図2-4-5 自動車公害調査測定地点

表2-4-8 2020（令和2）年度自動車公害調査結果

調査名	調査地点名	用途地域	調査月日	道路名	車線	交通量 (台/日)	大型車 混入率 (%)	騒音(dB(A))		振動(dB)		
								L <sub>Aeq</sub>		L <sub>10</sub>		
								昼	夜	昼	夜	
総合調査	1	板橋二丁目67番地先(板橋区役所)	商業	令和2年7月6日～7月9日	中山道	7	31,566	4.8%	69	66	45	44
	2	高島平一丁目9番地先(大東文化大学)	準住居	令和2年9月28日～10月1日	補助201号	6	22,602	6.7%	67	64	45	45
					高速5号	4	74,256	17.0%				
	3	双葉町42番地先(板橋第八小学校)	近隣商業	令和3年1月18日～1月21日	環状7号	4	51,048	6.7%	68	65	53	52
	4	蓮根三丁目6番地先(蓮根福祉作業所)	準住居	令和2年10月12日～10月15日	補助202号	4	26,214	14.6%	71	67	47	42
	5	大山町13番地(板橋第六小学校前)	商業	令和2年9月7日～9月10日	川越街道	4	40,344	7.9%	72	70	43	43
基礎調査	6	熊野町25番地先	商業	令和2年7月2日～7月3日	環6+高速5号	6+4			68	66	50	50
	7	南常盤台二丁目10番地先(区営アパート前)	近隣商業	令和2年10月7日～10月8日	川越街道	4			73	73	47	48
	8	本町41番地先(東京都交通局板橋変電所)	商業	令和2年11月26日～11月27日	中山道+高速5号	6+4			74	72	40	40
	9	小茂根四丁目9番地(武蔵野病院前)	近隣商業	令和2年10月26日～10月27日	環状7号	4			72	70	57	55
	10	大原町6番地先(大原社会教育会館)	商業	令和2年9月1日～9月2日	中山道	5			68	64	49	46
	11	東坂下二丁目20番地(東清掃事務所)	近隣商業	令和2年10月19日～10月20日	中山道	4			72	70	47	46
	12	小豆沢四丁目29番地先	工業	令和2年9月3日～9月4日	環状8号	4	29,082	13.2%	68	65	45	39
	13	稲荷台22番地先(東京電力稲荷台変電所)	近隣商業	令和2年10月28日～10月29日	環状7号	4	54,228	7.8%	71	70	57	57
	14	熊野町11番地(熊野町交差点)	商業	令和2年10月21日～10月22日	環6+川越街道+高速5号	9+6+8			71	70	52	52
	15	高島平六丁目1番地先(トラクターミナル)	準工	令和3年1月13日～1月14日	新大宮バイパス+高速5号	9+4			70	68	45	43
	16	赤塚七丁目25番地先	1種住居	令和2年11月4日～11月5日	新大宮バイパス	2	24,060	11.2%	67	66	51	53
	17	赤塚新町三丁目3番地先	近隣商業	令和2年11月24日～11月25日	川越街道	4			73	71	41	40

※76 (数字は例) 要請限度オーバー  
 ※71 (数字は例) 環境基準オーバー

注1)大型車については、プレートナンバー1, 2, 8, 9(大型車)による区分。  
 注2)交通量は、ビデオカメラで撮影(正時より10分値の6倍) 土, 日のデータは除く。

◆ 道路交通の騒音・振動対策 自動車騒音の単体規制

環境施設帯（植樹帯、遮音壁、歩道、自転車道等）の整備、路面の補修や低騒音舗装等の対策が考えられることから、現在、主要な幹線道路である国道（中山道、新大宮バイパス等）や都道（環状七号線、環状八号線、高島通り等）では、右記のような対策がされています。

これら以外の沿道対策として「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が、道路交通騒音による障害の防止と、沿道の合理的な土地利用を図ることを目的として制定されています。



■裏面吸音板■  
 裏面吸音板は、下からの音の反射音を低減させる働きがあります。



■遮音壁■  
 遮音壁を設けることによって回り込む音のエネルギーが小さくなります。



■環境施設帯(写真は植樹帯)■  
 環境施設帯は、幹線道路の沿道の生活環境保全のために設置されます。



■低騒音舗装■  
 車が走行する際の接地音やエンジン音の路面反射を吸収・低減させます。

## ② 鉄道騒音

### ◆ 鉄道騒音の概況

区内には東武東上線、都営三田線、東京メトロ有楽町線及び副都心線、JR埼京線、東北・上越・北陸新幹線が走っています。現在、在来線に対する騒音の環境基準はなく、新幹線のみが定められています。

### ◆ 新幹線における騒音

図2-4-6において、軌道から12.5m と25m の地点で新幹線の騒音測定を毎年実施しています。

測定結果は表2-4-9のとおりです。2020（令和2）年度は環境基準値（75デシベル）を上回っておらず、過去10年間に於いても環境基準は超過していません。



図2-4-6 新幹線鉄道騒音調査地点

調査地点：板橋区舟渡1丁目7番地先  
 類型Ⅱ [環境基準 75 dB 以下]  
 ※地図の出展：地理院地図

表2-4-9 新幹線騒音経年変化

軌道からの距離	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
12.5 m (参考)	68	68	68	71	71	70	65	66	64	65	64
25.0 m	68	67	68	71	70	69	65	65	62	64	63

### ◆ 在来線における騒音

図2-4-7において在来線の騒音測定を実施しています。当該地点における在来線に対する環境基準は存在しませんが、参考に騒音を測定しています。測定結果は表2-4-10のとおりです。

▶図2-4-7 在来線鉄道騒音調査地点  
 調査地点：板橋区成増3丁目26番地先  
 測定対象：東武東上線  
 ※地図の出展：地理院地図



表2-4-10 騒音測定結果（等価騒音レベル：LAeq）

軌道からの距離	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
昼（7～22時）	66	64	61	64	66	64	66	64	66	65	67
夜（22～7時）	56	54	55	58	59	60	61	59	62	61	63

※平成25年度まで常盤台3丁目にて測定を実施していましたが、平成26年度から成増3丁目に移動しました。  
 ※軌道中心から12.5メートル離れた地点で測定しています。

### ◆ 鉄道騒音・振動対策 新幹線における騒音対策

新幹線騒音の主な騒音発生原因は、高速走行することで発生する風切り音や駆動音などが挙げられます。騒音対策として有効な方法は、大きく分けて以下の2種類に分けられます。

(ア) 発生した後の音を小さくする方法

現在行われている対策は、騒音レールの防振ゴムや防音壁などが挙げられます。

(イ) 発生源である新幹線から発生する音自体を小さくする方法

既存車両の改造や新型車両の開発などが対

策として挙げられます。

これまで区内を走行する新幹線騒音は環境基準が満たされてきましたが、さらに近年、従来走行していたE2系やE3系、E4系の新幹線より走行音の小さなE5系やE6系、E7系といった新型車両が相次いで開発され、新型車両の運行割合が増加したことで騒音レベルはさらに小さくなりました。

◆ **在来線における騒音対策**

在来線の主な騒音発生原因は車輪やレールの継ぎ目による騒音、電車自体の駆動音などが挙げられます。現在の騒音対策として車輪の研磨、ロングレール化の促進、軌道の改良などが行われています。

在来線については、新線を建設する場合には等価騒音レベル（※P96）で昼間（7時から22時まで）は60デシベル以下、夜間（22時から翌日7時まで）は55デシベル以下とするとの指針が1995（平成7）年12月に環境省より出されています。

③ **建設騒音・振動**

建設作業に伴って著しい騒音・振動を発生する作業を、騒音規制法及び振動規制法で

表2-4-11 騒音規制法による特定建設作業（2020（令和2）年度）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	8
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	294
4 空気圧縮機を使用する作業	4
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウ、ブルドーザー等を使用する作業	5
合計	310 (309)

※ 合計の()は、特定建設作業実施届数

④ **工場等の騒音・振動**

区では、騒音・振動の固定発生源に対し、騒音規制法・振動規制法と東京都環境確保条例により騒音・振動などの規制・指導をしています。

は「特定建設作業」、東京都環境確保条例では「指定建設作業」と定めています。

騒音規制法・振動規制法では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業や、バックホウ、ブルドーザーなど（低騒音型を除く）を使用する掘削作業等を特定建設作業として規制基準や作業時間を定めており、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることとなります。

指定地域内において特定建設作業を行う場合は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに事前の届出が必要で、区では届出を受理するときに、付近住民へ工事内容を説明することや、工法を工夫し騒音・振動をできるだけ減らすことなどを指導しています（表2-4-11、表2-4-12）。

また、東京都環境確保条例では、特定建設作業以外の作業（穿孔機を使用するくい打作業や掘削機械を使用する作業など）について「指定建設作業」として騒音・振動の規制基準や作業時間を定めています。届出は不要ですが、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることとなります。

表2-4-12 振動規制法による特定建設作業（2020（令和2）年度）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	11
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ジャイアントブレイカーを使用する作業	203
合計	214 (211)

※ 合計の()は、特定建設作業実施届数

関連するホームページ  
(特定建設作業届出様式)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005937.html>

◆ **工場・事業場**

騒音・振動などの監視及び調査を実施し、発生源の究明や防止対策の改善指導などを行っています。工場等の設置・変更の際には、届出が必要です。

◆ 深夜営業騒音

東京都環境確保条例では、住居地域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店、ガソリンスタンド、ボーリング場、バッティングセンター、スイミングプール、ゴルフ練習場などの営業や材料置場における搬入搬出などの作業について、規制基準を超える騒音を発生させることが禁止されています。

また、都内全域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店の営業におけるカラオケ装置やステレオなどの音響機器は、原則、使用が禁止されています。

◆ 特定工場等

騒音規制法や振動規制法では、特定の機械

や施設を定め、その施設を有する工場や事業場等を特定工場等として規制指導を実施しています。2020（令和2）年度の特定工場等の諸届受付件数は表2-4-13のとおりです。

(ア) 騒音規制法

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械などを特定施設として定め、それを設置する工場や事業場を特定工場等として規制対象としています。特定施設の設置・変更の際には、届出が必要です。

(イ) 振動規制法

振動規制法では、騒音規制法と同様の規制をしています。振動を発生する特定施設・特定工場等が対象になります。

表2-4-13 特定工場等の諸届受付件数（2020（令和2）年度）

騒音規制法に基づく諸届件数			振動規制法に基づく諸届件数		
内 訳	特定工場等の設置・変更届	12	内 訳	特定工場等の設置・変更届	4
	特定工場等の使用全廃届	12		特定工場等の使用全廃届	15
	特定工場等の氏名変更届など	25		特定工場等の氏名変更届など	19
合 計		49	合 計		38

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005931.html>（騒音・振動規制法特定工場届出様式）

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006026.html>（騒音・振動について）

悪臭対策

① 悪臭公害の現状

悪臭公害は、騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる生活に密着した問題です。このため、悪臭公害は、近隣の工場・事業場による局地的な被害として苦情が寄せられるのがほとんどです。悪臭の発生源としては、印刷業・食料品製造業・窯業・土石製品製造業等の工場・事業場や、ごみの焼却・建設工事の防水工事などがあります。悪臭の苦情は、2000（平成12）年度には97件のうち焼却による悪臭が約4割を占めていましたが、その後「エコポリス板橋クリーン条例」（関連P87）での焼却自粛指導、東京都環境確保条例での焼却禁止指導によって悪臭の苦情自体が減少傾向にあります。（図2-4-8）

② 悪臭規制

工場・事業場の悪臭に関しては、悪臭防止法と東京都環境確保条例により、規制・指導をしています。

区では、悪臭発生工場等の重点調査を行うとともに、三点比較式臭袋法による臭気指数（※P95）（2002（平成14）年度までは臭気濃度）調査を行い、処理設備の設置や維持管理を指導しています。

図2-4-8 悪臭公害の経年変化

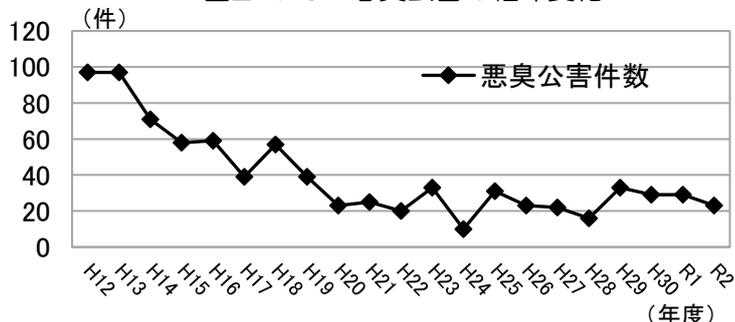


表2-4-14 悪臭発生工場等の重点調査結果

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
悪臭測定事業場数	10	11	11	9	6	5	10	7	6	7	8	7
文書改善指示	3	3	2	2	1	1	6	8	3	2	2	0

関連するホームページ  
(悪臭について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006031.html>

## 土壤汚染対策

### ① 土壤汚染対策の概要

土壤は、環境の重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環の維持の要として重要な役割を担っており、食料生産機能や水質浄化・地下水涵養機能など、多くの機能を備えています。土壤汚染（※P96）の原因となる有害物質は、不適切な取扱による原材料の漏出などにより土壤に直接混入する場合のほか、事業活動などによる水質汚濁や大気汚染を通じ二次的に土壤を汚染する場合があります。市街地の土壤汚染については、近年、工場跡地等への集合住宅の建設や企業の環境管理意識の高揚等によって、汚染が判明する事例が増加しています。

### ② 板橋区の土壤汚染対策実績

板橋区では、1975（昭和50）年から工場跡地を中心に土壤汚染の調査・対策を実施してきました。2001（平成13）年に東京都環境確保条例の土壤汚染対策規定が施行された以降は、土壤汚染調査・対策の届出件数が増加しており、1995（平成7）年度から2020（令和2）年度の状況は、図2-4-9のとおりです。2020（令和2）年度は調査件数26件に対し17件（約65%）が基準を超過し土壤汚染対策を実施しています。

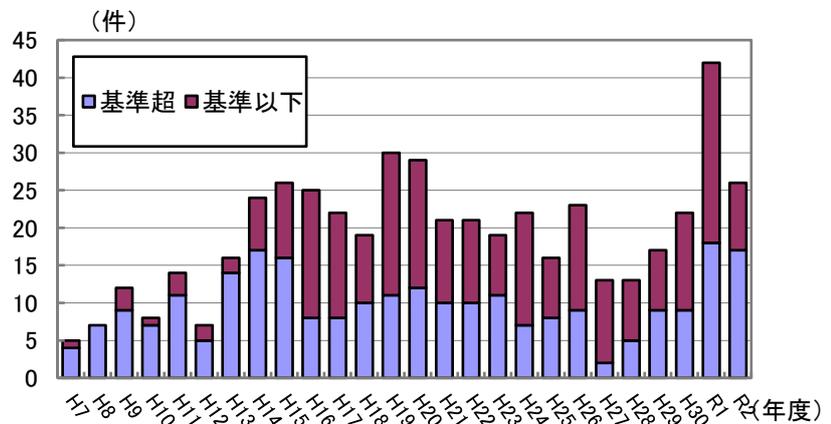


図2-4-9 土壤汚染調査実績

- ※ 基準とは、平成15年度以前は東京都又は板橋区の定めた基準であり、土壤汚染対策法の基準ではない。
- ※ 各年度の件数は、土壤汚染調査開始の年度で算定している。

関連するホームページ  
(土壤汚染の取組)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006038.html>

## PCB対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正な処理を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」が、2001（平成13）年に施行されました。PCBは1954（昭和29）年から1972（昭和47）年まで国内製造され、高圧トランスやコンデンサ、安定器等の絶縁油に使用されていましたが、カネミ油症事件をきっかけとして製造が禁止

されています。特に高濃度PCB廃棄物はトランス、コンデンサは2021（令和3）年度末まで、安定器等、汚染物は2022（令和4）年度末までの処理期限が定められています。板橋区では2019（令和元）年度に1977（昭和52）年度末までに竣工した施設、街灯、公園灯について全数調査を行いました。確認された高濃度PCBについては期限までに処理を行う予定です。

## 有害化学物質対策

### ① 大気汚染防止法及び東京都環境確保条例による規制

#### ◆ 大気汚染防止法による規制

##### (ア) 有害物質

有害物質は、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として定義され、ばい煙発生施設に対して排出基準が定められています。

##### (イ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものとして定義されています。

##### (ウ) 指定物質

有害大気汚染物質のうち、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質を指定物質として定義し、3物質について指定物質抑制基準が定められています。また、この3物質に、ジクロロメタンを加えた物質について有害化学物質の環境基準が定められています。区では、2000（平成12）年度から板橋第八小学校屋上・北野小学校屋上・舟渡小学校測定室の3か所でベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を開始しました。2002（平成14）年度からはジクロロメタンを加え4物質の調査を行っています。

表2-4-15 2020（令和2）年度有害大気汚染物質の調査結果

調査地点\項目	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
板橋第八小学校屋上※	1.10	0.84	0.19	2.4
北野小学校屋上※	0.82	0.99	0.16	2.0
舟渡小学校測定室※	0.88	1.60	0.31	2.9
(都)板橋氷川局平均	0.88	1.20	0.31	1.7
都区部一般局平均	1.10	1.20	0.22	1.6
環境基準	3.00	130	200	150

※の測定地点は、年4回の調査の平均値

#### ◆ 東京都環境確保条例による規制

有害ガスの規制基準値は2001（平成13）年4月に改正され、42物質について定められています。

### ② 化学物質の適正管理

#### ◆ PRTR法による化学物質の適正管理

PRTR法（※P98）は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

このPRTR法により、製造業、鉱業、電気事業、ガス業などの24業種で、従業員数が21人以上で、トルエン、キシレン、鉛等（第一種指定化学物質（462物質）（※P96）

を年間1トン以上、特定第一種指定化学物質（※P96）については0.5トン以上）を取り扱う事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられました。

#### ◆ 東京都環境確保条例による化学物質の適正管理

2000（平成12）年12月に、都は「東京都環境確保条例」を新たに制定しました。この中で、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる、六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの57項目の化学物質

(以下「適正管理化学物質」という。)を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、有害化学物質の排出抑制を図る規定が設けられました。適正管理化学物質は現在59物質となっています。

この東京都環境確保条例により、工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う者(以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。)に、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量及び移動量の把握と区長への報告が義務付けられました。

また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数が21人以上の事業所を設置する者に、事業所ごとに、化学物質の取扱時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるように、化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書化したもの(以下「化学物質管理方法書」という。)の作成及び知事(区長)への提出が義務付けられました。2013(平成25)年10月に化学物質適正管理指針が改正され、震災や事故等の緊急時の対応策について記入する項目が化学物質管理方法書に追加されました。また2021年(令和3)年4月にも化学物質適正管理指針が改正され、水害対策等が追加されました。

表2-4-16 適正管理化学物質使用量等報告及び化学物質管理方法書受理件数

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
適正管理化学物質 使用量等報告書	工場	79	64	71	68	62	57
	指定作業場	52	46	49	48	49	43
化学物質 管理方法書	工場	0	1	2	2	3	2
	指定作業場	1	1	0	1	1	1

関連するホームページ  
(適正管理化学物質届出様式)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bou/sai/kankyo/todokede/1005932.html>

## 公害の未然防止

工場や事業場等には公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、事前の認可や立入調査等を行うことが定められています。

### ① 工場認可制度

東京都環境確保条例では一定規模の物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場等を工場として、規制基準の遵守、認可申請及び各種届出、公害防止管理者の設置などを義務付けています。また、違反した場合は、改善命令や操業停止命令等の処分を定めています。

#### ◆ 工場

東京都環境確保条例では、(a)定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場、(b)定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する縫製、印刷、金属の打抜きなど14種類の

事業場、(c)塗料の吹付け、金属の鍛造、インク又は絵具の製造など43種類の事業場を東京都環境確保条例上の工場と定めています。

### ② 工場認可申請

工場を設置しようとする者は、あらかじめ工場の建物、機械設備、作業内容、騒音などの公害防止対策を記載した認可申請書を、区に提出して設置の認可を受けなければなりません。また、工場設置後に設備等を変更しようとする場合にもあらかじめ変更認可申請が必要なほか、氏名(社名)変更や承継、廃止届などの届出が必要です。区は認可申請書に基づき、現地調査等の審査を経て60日以内に認可できるかどうか判断します。設置や変更認可を受けた工場は、工事完成後「工事完成届出書」を提出し、区の認定を受けた後、操業できることとなります。

③ 板橋区の工場

板橋区内の認可済工場数のうち、印刷・同関連業が最も多く、次いで一般機械器具製造業、金属製品製造業となっており、区の地場産業を形成しています。また、用途地域別（※P97）に見ると、工業系の地域、商業系の地域、住居系地域の順に操業しています。

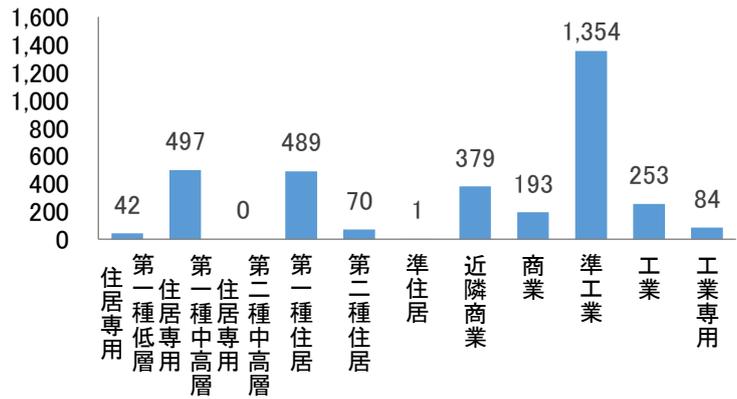


図2-4-10 用途地域別認可工場数 (2021(令和3)年3月末現在)

表2-4-17 板橋区内の認可済工場数 (2021(令和3)年3月末現在)

業 種		件 数	業 種		件 数
製 造 業	食品製品製造業	223	製 造 業	非鉄金属製造業	46
	飲料・たばこ・飼料製造業	4		金属製品製造業	356
	繊維工業	16		一般機械器具製造業	398
	衣服・その他の繊維製品製造業	49		電気機械器具製造業	76
	木材・木製品製造業	108		輸送用機械器具製造業	122
	家具・装備品製造業	48		精密機械器具製造業	349
	パルプ・紙・紙加工品製造業	105		情報通信機械器具製造業	12
	印刷・同関連業	697		電子部品・デバイス製造業	25
	化学工業	40		その他の製造業	71
	石油製品・石炭製品製造業	1		サ ー ビ ス 業	洗濯・理容・美容・浴場業
	プラスチック製品製造業	140	廃棄物処理業		10
	ゴム製品製造業	10	自動車整備業		267
	なめし革・同製品・毛皮製造業	9	その他の事業サービス業		41
	窯業・土石製品製造業	18	そ の 他	48	
	鉄鋼業	13	合 計	3,362	

④ 指定作業場届出制度

東京都環境確保条例では、工場には該当しない事業場で公害発生の恐れのある事業場等を「指定作業場」と定義して、工場と同様に規制基準の遵守、設置等の届出等を義務付けています。

◆ 指定作業場

自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、材料置場、下水処理場、ボイラーや焼却炉などを有する施設等32種類の事業場を「指定作業場」と定義しています。

◆ 指定作業場設置届

指定作業場を設置しようとする者は、工場と同様に、設置に先立って作業場の建物、機械設備、作業内容等を記載した届出書を区に提出しなければなりません。届出者は、受理された日から30日を経過した後でなければ工事に着手できません。これは、届出が受理された後、区が記載内容の審査や設置予定場所の実査を行って、支障がある場合は届出受理日から30日以内に限り計画の変更を命ずることがあるからです。

表2-4-18 板橋区内の届出済指定作業場（2021（令和3）年3月末現在）

指定作業場の種類	件数	指定作業場の種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	0	豆腐又は煮豆製造場	5
自動車駐車場	757	砂利採取場	0
自動車ターミナル	6	洗濯施設を有する事業場	193
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド	48	廃油処理施設を有する事業場	0
自動車洗車場	13	汚泥処理施設を有する事業場	0
ウエスト・スクラップ処理場	5	し尿処理施設を有する事業場	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所	27	汚水処理施設を有する事業場	0
セメントサイロ	0	下水処理場	1
材料置場	31	暖房用熱風炉を有する事業所	0
死亡獣畜取扱場	0	ボイラーを有する事業所	45
と畜場	0	ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関を有する事業所	2
畜舎	0	焼却炉を有する事業所	7
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	1	地下水揚水事業場	1
工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	0	浄水場	1
臭化メチル等を使用する食物の燻蒸場	2	病院	5
めん類製造場	13	試験・研究機関	14
		合計	1,177

## ⑤ 公害防止管理者

### ◆ 東京都の公害防止管理者制度

東京都環境確保条例で定める規模以上の工場は公害防止管理者を選任し、公害の未然防止のための監督を行わせるよう定められています。2001（平成13）年4月から東京都環境確保条例の改正により、公害防止管理者の資格基準や、資格取得方法が改正されまし

た。また、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等による大規模な特定施設を設置している工場には「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、工場の業種及び規模に応じて、国家資格を持った公害防止管理者の選任が義務付けられています。

表2-4-19 東京都公害防止管理者選任状況（2021（令和3）年3月末現在）

東京都公害防止管理者資格	選任対象(人)	選任者数(人)	選任率(%)
1種	20	20	100
2種	159	114	72
合計	179	134	75

## ⑥ 公害防止資金のあっ旋等

### ◆ 産業融資制度

事業者が公害防止対策を講じるための資金を低利で調達できるよう、板橋区では産業融資制度の対象として、融資あっ旋と利子補給を行っています（表2-4-20）。

### ◆ アスベスト除去費用に対する融資制度

区内の中小企業者（不動産貸付業を含む）の方は、工場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等のアスベスト撤去工事に産業融資制度が利用できます。

表2-4-20 設備資金融資

項目	内容	項目	内容
申込資格	業歴1年以上の法人及び個人	融資利率	長期プライムレート+0.2%以内
融資限度額	5,000万円以内	利子補給	60か月目まで融資利率×0.3（上限1.0%）
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む）		
その他	① 金融機関との協議により、必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証をつけることになります。 ② この他にもご利用いただける制度があります。詳しくはお問合わせください。		
窓口	産業経済部産業振興課産業支援係 電話（3579）2172		

関連するホームページ  
（板橋区の産業融資制度）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1005528.html>

## 公害相談・苦情

区に寄せられる公害苦情は、必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行うものです。区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっており、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

区で受け付けた公害苦情は、合計で年間230件程度となっており、その内容は、工場等を発生源とする被害に対する訴えや、開発に伴う土壌汚染、近隣住民の生活音の問題など様々です。

### ① 公害苦情の分類

公害苦情は発生源別と現象別により、以下のように分類されます。

#### ◆ 公害発生源

公害発生源は、次の4つに分類されます。

**工場**：東京都環境確保条例に定める2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造・加工又は作業を行うものなど。

**指定作業場**：東京都環境確保条例に定める20台以上の駐車場、ガソリンスタンド、

一定規模以上のボイラーを使用する事業所など。

**建設作業**：騒音規制法・振動規制法に定めるくい打ちなどの特定建設作業、東京都環境確保条例に定めるパワーショベル等を用いる指定建設作業、その他の建設作業。

**一般**：飲食店・喫茶店、学校・病院、一般家庭など、上記3分類以外のもの。

#### ◆ 公害現象

大気汚染（ばい煙、粉じん、有害ガス）、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害をいいます。

### ② 最近の公害苦情の傾向

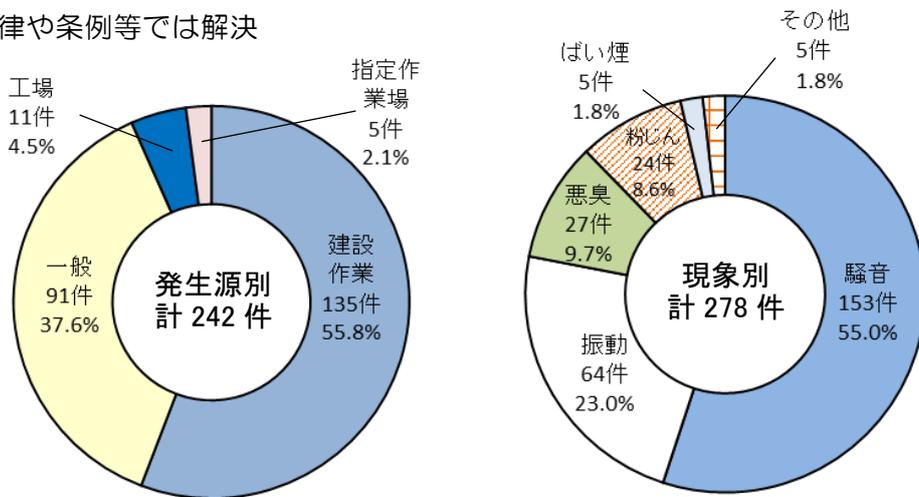
工場及び事業場に対する公害苦情は、図2-4-12の発生源別に示すとおり、建設作業が最も多く、次いで一般、工場、指定作業場の順となっています。現象では、騒音が最も多く、次いで振動、悪臭の順となっています。なお、1つの発生源で2つ以上の現象、例えば、1つの工場から騒音と振動の現象がある場合は、公害発生件数と公害現象件数は異なる

ります。

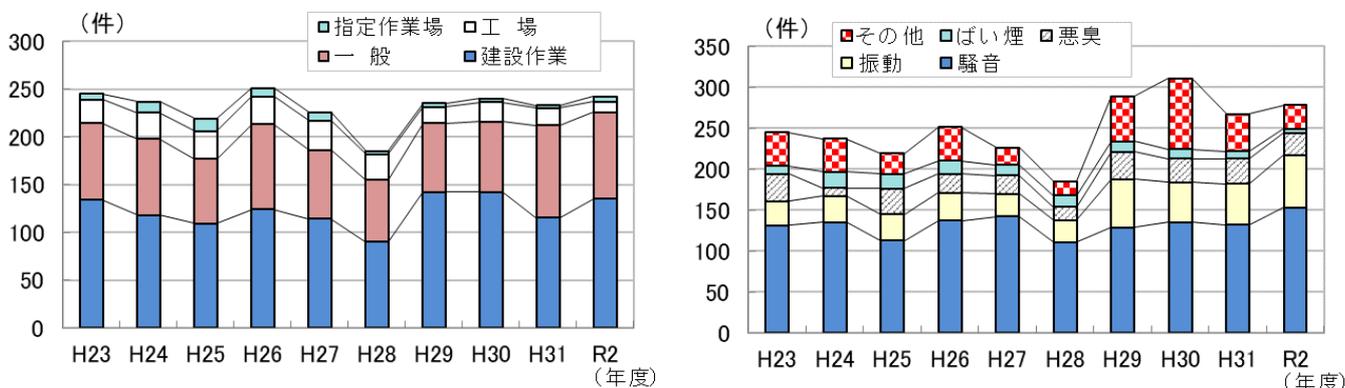
近年、ライフスタイルの多様化や人間関係の希薄化により、不快な外的要因に対する人々の不満が表面化した結果、生じる苦情が増えています。これらは法律や条例等では解決

が困難なものも多く、快適な都市生活を維持するためには、ルールを守ること、コミュニケーションを図ることといった、社会生活における周辺環境への配慮が求められています。

▶図2-4-11  
公害苦情受付件数



▼図2-4-12  
公害苦情の最近の傾向

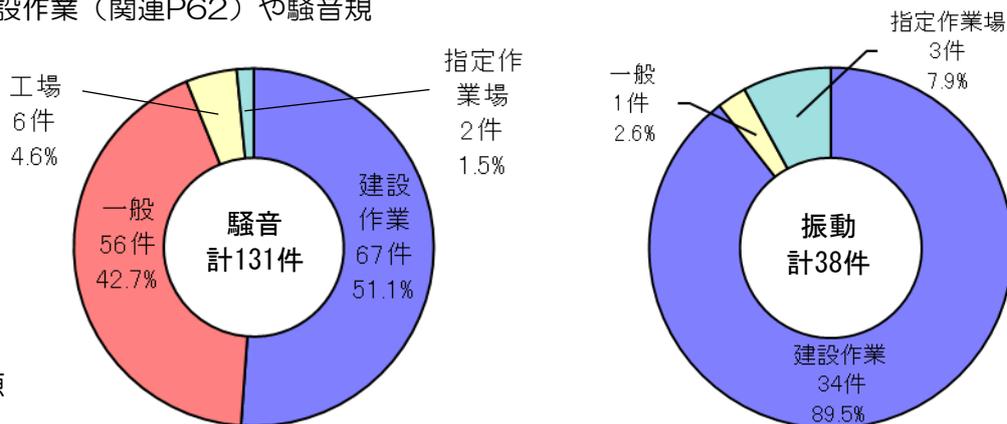


### ③ おもな公害現象別発生源

公害現象別の上位を占めるのは騒音と振動です。まず騒音については、一般が増加傾向にあり、主に飲食店営業によるものや産業機械や家庭用機器の作働によるものとなっています。建設作業では主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業（関連P62）や騒音規

制法に定める特定建設作業（関連P62）によるものとなっています。次に振動については、主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業や騒音規制法に定める特定建設作業によるものとなっています。

▶図2-4-13  
公害現象別発生源



#### ④ 用途地域別公害苦情受付件数

工場による苦情は主に工業系地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）で発生しています。一方、一般における苦情の半分は住

居系地域（低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域）において発生しています。

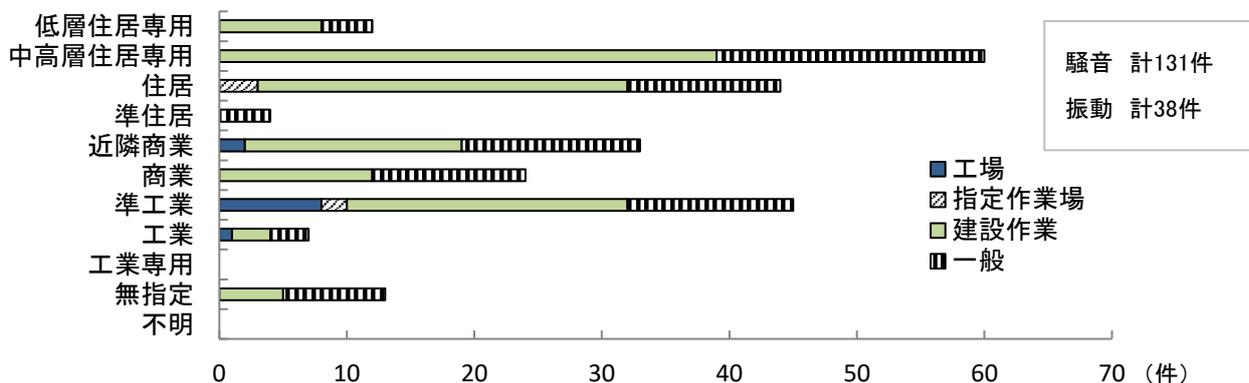


図2-4-14 用途地域別公害苦情受付件数

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
公害苦情件数※1	251 件	↘	233 件	242 件	横ばい
公害関係法令に基づく改善指導件数※2	201 件	—	153 件	181 件	—

※1 必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行ったもの

※2 公害関係法令(東京都環境確保条例及び騒音・振動規制法等)に基づき、工場、指定作業場等に対して立入検査を行い、その結果、改善指導を行った件数

#### ⑤ 公害相談

区に寄せられる公害相談は、区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっています。公害相談は、電話等で寄せられた相談に対して適切な助言を行うもので、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

区で受け付けた公害相談は、合計で年間2,500件を超え、大半は土壌汚染に関するものが占められています。次に大規模建築物相談となっています。

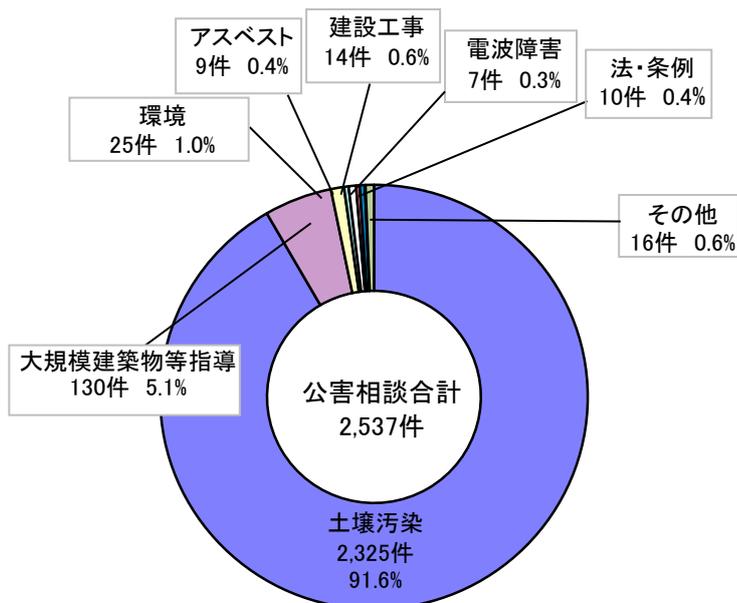


図2-4-15 公害相談の内訳

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
公害相談件数	2,182 件	—	2,762 件	2,537 件	—

## 環境調査に関する情報の発信

板橋区の環境調査を広く知っていただくために、ツイッターを活用した環境調査に関する情報発信をしています。ツイッターでは、区の鳥ハクセキレイの「ハクちゃん」が板橋区に棲む生き物や板橋区に植生のある植物の紹介、エコポリスセンターの情報や環境保全に関する啓発のツイートをしています。



▶板橋区環境政策課ツイッター

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
環境調査に関する情報のツイッター発信数	25 件	↗	155 件	137 件	進展

関連するホームページ  
(板橋区環境政策課公式ツイッター)

[https://twitter.com/kan\\_itabashi](https://twitter.com/kan_itabashi)

区の鳥ハクセキレイの  
ハクちゃん



## (2) 潤いのある景観や美しい街並みの保全



### 良好な都市景観

#### ① 都市景観の概況

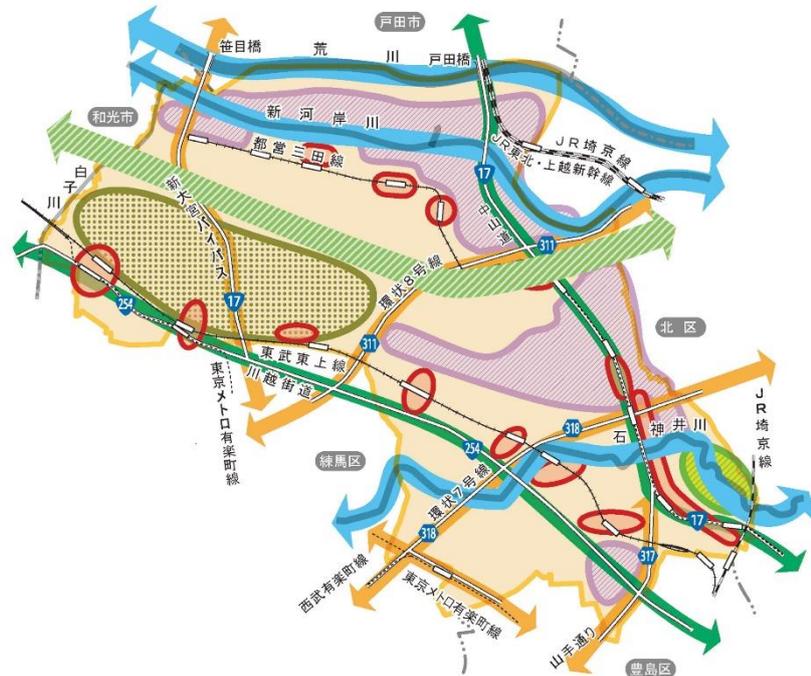
板橋区の街並みは、志村から赤塚方面にかけて緑豊かな樹林地が残る崖線が“みどり”の骨格軸を形成し、その北側には憩いの水辺空間を創出している荒川や新河岸川が“みず”の骨格軸を形成しています。また、旧中山道沿いの旧板橋宿や志村一里塚、薬師の泉など歴史を感じさせるところもあります。一方、計画的に整備された高島平の中高層住宅団地とケヤキ並木通りは都市的で整然とした住環境を形成し、閑静な低層住宅街として開発された常盤台は心和む景観を見せています。また、再開発事業によって街の景観が一変した成増駅北口ではACT（アクト）が、浮間舟渡駅前にはアイタワーがそれぞれ、街のシンボルとしてそびえています。

#### ② 良好な都市景観への取り組み

板橋区の景観に対する取り組みとしては、1990（平成2）年及び1992（平成4）年に、区内の好きな街並みや、懐かしい風景、お気に入りの建物などの写真を募集し、“生き粋いたばしまちなみ景観賞”として表彰しました。川越街道の五本けやきや中台地域のサンシティ、石神井川緑道など数十件にも及ぶものが褒賞されました。

また、2002（平成14）年度には、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを、「板橋十景」として選定しました。「板橋十景」は、心に残る風景や風物、感動や安らぎを与えるものとして現在でも親しまれています。

その他、2017（平成29）年度策定の「板



凡 例	
	景観形成軸
	水辺景観軸
	幹線道路景観軸
	街道景観軸
	商店街景観ゾーン
	住宅地景観ゾーン
	農地・屋敷林景観ゾーン
	工場・住工共存景観ゾーン
	職・住・学共存景観ゾーン

図2-4-16 板橋区の景観構造

橋区都市づくりビジョン」では、「街並み・景観の形成」として、区民主体の活動と連携しながら、商店街、良好な住宅地の街並み、崖線の緑、石神井川の桜並木等の地域の特徴や地域資源を活かした良好な景観を形成するとしています。

### ③ 良好な都市景観への誘導

板橋区の地域特性や歴史性に配慮した、きめこまやかな景観まちづくりを進めるため、板橋区のめざすべき景観形成の方針を示す「板橋区都市景観マスタープラン」を2008（平成20）年度に策定しました。

さらに、2011（平成23）年度には、上記マスタープランを指針として、景観法に基づく「板橋区景観計画」を策定しました。この「板橋区景観計画」は、景観法の諸制度を活用した取り組みを推進していくことで、板橋区の良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。建築物等の届出制度や、景観重要公共施設・景観重要建造物・景観重要樹木の指定、表彰制度など、区民、事業者、区が協力しあいながら行動していくことをめざしています。

届出制度では、建築物等の形態・意匠・色彩や緑化計画などについて景観協議を実施し、その協議内容に基づき、建築物等が建築されていくことで、少しずつですが、周辺景観と

調和した良好な街並みづくりが推進されています。

特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観に関するルールを定めることで、地区特性を生かした良好な景観の形成に取り組んでいます。

また、景観イベントなどの実施により、区民の皆様一人ひとりが景観の担い手であることをご理解いただき、景観まちづくりに取り組んでいただけるよう、普及啓発活動にも取り組んでいます。



■ 石神井川の桜

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
景観形成重点地区指定数	4 地区	↗	4 地区	4 地区	横ばい

※ 2021（令和3）年度に1地区追加指定する予定となっています。

## 環境美化活動

2020（令和2）年度の各事業は、コロナ禍の影響により中止となりました

### ① 板橋クリーン作戦

#### ◆ 春の板橋クリーン作戦

（5月16日～5月31日/中止）

私たちのまち板橋を、ポイ捨てのないきれいなまちにしていくために、全区的統一環境行動として「板橋クリーン作戦」を実施しています。この作戦は、事前に参加者団体を募集し、実施期間中の都合の良い日に清掃・美化活動を行ってもらうことで、区民一人ひとりの環境美化意識の向上及び自主的な環境美

化活動の輪を広げることを目的としています。

#### ◆ 秋の板橋クリーン作戦

（11月1日～30日/中止）

「春の板橋クリーン作戦」に続く、全区的統一清掃活動として事前に各団体・事業者、区民に参加を呼びかけ、実施期間中の都合の良い日に「秋の板橋クリーン作戦」を実施しています。

関連するホームページ  
(板橋クリーン作戦)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/index.html>



■ 春・秋の板橋クリーン作戦

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
「板橋クリーン作戦」参加者数	18,721 人	—	19,583 人	0 人	—
「板橋クリーン作戦」におけるごみ回収量	6,600 袋	—	6,449 袋	0 袋	—

② ポイ捨て防止キャンペーン  
(12月5日～13日/中止)

ごみのポイ捨てが多く、人通りの多い駅周辺等でポイ捨て防止キャンペーンを実施することにより、区民一人ひとりの環境美化意識を高め、板橋区をポイ捨てのないきれいなまちにすることを目的として実施しています。区民の皆さんへポイ捨て禁止を訴えるだけでなく、事業所・店舗周りの清掃や従業員への美化意識の啓発・指導などを盛り込んで呼びかけています。

関連するホームページ  
(ポイ捨て防止キャンペーン)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/1006093.html>

③ 板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権  
(2月20日/中止)

環境美化に関する興味関心を持ってもらうため、チーム毎に集めたごみの重さなどを競うイベントです。清掃活動をより楽しくするために、ゲーム性を持たせ、特に若い世代の人々を清掃活動へ呼び込むことを目的として2013(平成25)年度より実施しています。

関連するホームページ  
(板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/1006106.html>



■ ごみ拾い選手権

## 基本目標5 「環境力」の高い人材の育成

### 1 板橋区の現状

#### ■ 人材育成に関わる環境講座参加者数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
人材育成に関わる環境講座参加者数	199人	↗	400人	185人	46.3% C	0%未満	停滞

この指標は、区が行っている人材育成に関わる環境講座等の参加者数を集計したものと  
なります。

コロナ禍により、講座等が中止になったこ

とにより、参加者数は減少しましたが、新たに児童館職員を対象とした研修を開始するなど、より多様な分野の人材に対して環境学習の機会を提供しました。

#### ■ 外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
外部人材を活用した環境学習実施校(園)の割合	76.1%	↗	100%	36.0%	36.0% C	0%未満	停滞

この指標は、外部人材を活用して環境学習を実施している区立小中学校及び区立保育園・幼稚園の割合となります。

コロナ禍により、外部講師を招いての活動を制限した学校園が多く、実績減となりまし

た。今後はエコポリスセンターの出前授業のリモート化を進めるとともに、整備が加速しつつある教育ICTのツールを活用することで、児童・生徒一人ひとりに個別最適化した「アウトリーチの充実」を実現していきます。

#### ■ 環境教育プログラム利用校（園）の割合

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
環境教育プログラム利用校(園)の割合	74.4%	↗	100%	69.4%	69.4% C	0%未満	停滞

この指標は、板橋区環境教育プログラム（関連P79）を実践している（参考にしている場合も含む）区立小中学校及び区立保育園・幼稚園の割合となります。

コロナ禍により、外部講師を招いての活動

を制限した学校園が多く、実績減となりました。今後は、出前授業だけでなく、各学校園独自の取組の際に活用してもらえよう、環境教育プログラムの活用例などを紹介し周知を図っていきます。

#### ■ エコ生活（エコアクション9）の実施状況

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考) 達成率 達成度	進捗率	進捗度
エコ生活(エコアクション9)の実施状況	75.0%	↗	100%	84.3%	84.3% B	37.2%	漸進

この指標は、地球温暖化防止のために暮らしの中でできる9つの行動（エコアクション9）の実施率で、講座等の参加者アンケートから集計したものととなります。

2019（令和元）年度の実績値81.3%より上昇しましたが、上昇した割合が小幅であるため、引き続き、ホームページやSNSを活用し、普及啓発に努めていきます。

### エコアクション9

区が実施している普及啓発事業の一つで、地球温暖化防止のために暮らしの中でできる9つの行動です。積極的に実践しましょう！

- ①冷暖房は適切に使っている（室内温度目安：夏 28℃、冬 20℃）
- ②テレビを見ていないときは消している
- ③照明はこまめに消し、買い替え時にはLED ランプを選んでいる
- ④冷蔵庫の温度は適切に設定し、開けている時間を短くしている
- ⑤調理の火力をこまめに調節している
- ⑥シャワーのお湯はこまめに止めている
- ⑦お風呂はできるだけ間を開けずに入浴している
- ⑧できるだけ公共交通機関・自転車・徒歩で移動し、車を運転するときは燃費の良い運転を心がけている
- ⑨マイボトル・エコバッグを使っている

## 2 環境施策の活動状況

### (1) 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成



#### エコポリスセンター

エコポリスセンターは、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現をめざし、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信、環境活動の拠点施設として、1995(平成7)年4月に開設されました。年間を通して、様々な展示やイベントを実施するほか、夏には緑のカーテンを育成し、区内屈指の緑のカーテンを間近に鑑賞できる機会を提供しています。

また、エコポリスセンターは、環境について「知る・気づく」→「考える・学ぶ」→「行動する」→「交流する・育てる」という自然なステップアップが図れるよう施設展示

や事業を展開しています。この学びのサイクルの実践として、環境イベント・環境啓発事業、環境学習事業、指導者養成事業、個人・団体・企業の育成・支援事業といった各世代・各段階の学びのレベルに合った形態・内容の事業を企画し、区内の環境教育の推進を図っています。

今後も地域と密着した環境教育の拠点施設として、区民や事業者、団体などと連携を図り、良好なパートナーシップを築いていくための活動に取り組んでいきます。



■ エコポリスセンター



■ 緑のカーテン

関連するホームページ  
(エコポリスセンター)

<https://itbs-ecopo.jp/>

関連する  
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
環境講座・教室開催回数 <sup>※1</sup>	677 回	↗	579 回	244 回	後退
環境講座参加者数(人材育成に関わる講座を除く) <sup>※2</sup>	22,898 人	↗	20,316人	5,753人	後退
環境学習講師派遣人数 <sup>※3</sup>	363 人	↗	290 人	164 人	後退
環境学習施設の入館者数 <sup>※4</sup>	270,195 人	↗	315,947 人	162,971 人	後退
環境講座受講前後の知識・考え方の変化 <sup>※5</sup>	63 % <sup>※6</sup>	↗	77.1 %	88.1 %	進展

- ※1 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境に関する講座等の開催回数を集計したもの
- ※2 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境に関する講座等の参加者数を集計したもの
- ※3 出前講座の際にエコポリスセンターが派遣する指導者等の人数
- ※4 エコポリスセンター、熱帯環境植物館、リサイクルプラザの入館者数を合計したもの
- ※5 エコポリスセンターの環境講座等を受講した前後で、「環境」についての知識や考え方に変化があった者の割合で、講座等の受講者アンケートから集計したもの
- ※6 平成28年度値

今後の対策

環境講座等については、コロナ禍のもとでの実施により、開催回数及び参加者数が減少しました。エコポリスセンターの出前講座においては、コロナ禍の対応としてWebを利用してリモートにより実施することで、学習機会を提供しています。今後もリモートを含めた出前講座を実施し、事業の幅を広げていきます。

学校における環境教育

① 板橋区環境教育プログラム

幼児から大人を対象にした環境学習のためのプログラムです。環境学習の知識や経験の少ない指導者でもすぐに利用できるような、具体的で活用しやすいプログラムを掲載しています。児童館、保育園、幼稚園、小中学校、

あいキッズなどで活用されています。

プログラムはインターネットで公開し、どなたでも使用することができます。学習シートや参考資料などもダウンロード可能です。

関連するホームページ  
(板橋区環境教育プログラム)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/kyoiku/1015347/index.html>



■環境教育プログラム（ホームページ画面）



■プログラムの例：ココロお絵描き どんぐり編  
(絵の具をつけたどんぐりを画用紙の上で転がしお絵描きをするプログラム：未就学児対象)

## ② 板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム

## ◆ 板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラムの概要

## 【保・幼・小・中で一貫したねらいをもって実施】

教育委員会では、2011（平成23）年4月に「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」を策定しました。これは、保幼小中一貫型のカリキュラムであることが大きな特徴です。板橋区の小中一貫教育カリキュラムである「板橋のi（あい）カリキュラム」としても位置付けられています。4歳児から中学校第9学年までの11年間を、子どもの発達段階に応じて4期に分け、それぞれの段階における目標と、子どもたちが身に付ける資質・能力を系統立てて示しています。これによって、就学前から小中学校で「持続可能な開発のための教育(ESD)」(※P98)の考え方に基づいた系統的な環境学習の実施を図ってきました。

## 【カリキュラムの内容】

発達段階に合わせて、以下のとおり3つの段階を設けています。

## (ア) 【FEEL】

環境を身近な問題として捉える感受性、共生や他者に対する思いやりの心を育成していく段階です。この段階で育む感受性や思いやりの心が、今後の問題解決を進めていく原動力になると考えます。

## (イ) 【THINK】

問題解決の活動を通して、環境に対する見方や考え方を育成していく段階です。

## (ウ) 【ACT】

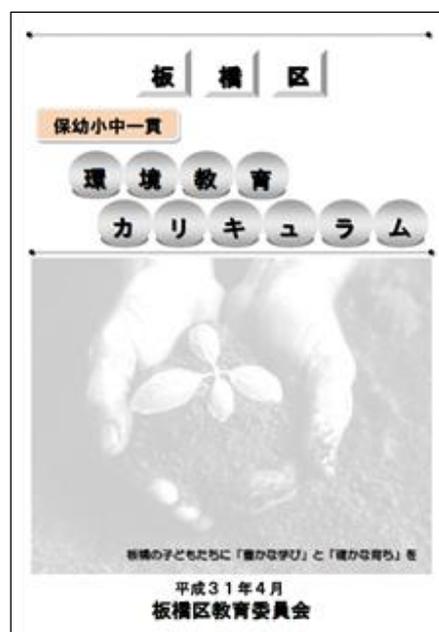
これまで身に付けた力を生かし、身の回りの環境に働きかける実践力を育成する段階です。

## 【環境をとらえる視点について】

環境は様々な視点で捉えることができますが、本カリキュラムでは「循環」「多様性」「生態系」「共生」「有限性」「保全環境」の、6つの視点を設定し、内容的に偏りがないようにしています。加えて、学習活動については、「身近な環境」から「全地球規模の環境」への視野の広がりや、「自らの生活を見直すこと」から「地域社会生活に自らが働きかけていくこと」へというように、発達段階に応じて、同じ視点で繰り返し学べる構成になっています。

また、新学習指導要領の全面实施を踏まえ、新学習指導要領の内容と、板橋区全体で取り組んでいるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、2019（平成31）年4月に改訂を行いました。

中学校学習指導要領解説理科編が一部改訂され、脱炭素社会の実現について取り上げることも考えられることが示されており、今後は、そのような視点を踏まえた実践も検討していきます。



◆ 板橋区環境教育テキスト  
「未来へ」の概要



板橋区環境教育カリキュラムに基づく学習活動を各学校で効果的に実施するため、教育委員会事務局指導室では、2008（平成20）年度に小学校第3学年・第4学年向け「未来へ1」と小学校第5学年・第6学年・中学校第7学年向け「未来へ2」、2009（平成21）年度に中学校第8学年・第9学年向け「未来へ3」の3冊を作成しました。

自然や文化、産業も含めた身の回りの全てを環境と捉え、その「多様性」に気付き、自分の生活との「つながり・かかわり」についての理解を進め、その上で自らが環境に働きかける実践力を育成していけるような内容になっています。テキストは、区内小中学校全児童・生徒に配付しています。

さらに、教師用指導書も作成し、「未来へ1・2」「未来へ2・3」をそれぞれ一冊にまとめ、教員が内容面での見通しをもって指導できるようにしています。

「未来へ」は、その時々ので社会の要請に応じて改訂を重ねてきました。2015（平成27）年の改訂では、より郷土板橋の特色を感じさせる内容にし、柔軟に内容を選択できるようにしました。また、2019（平成31）年4月の改訂では、SDGsの視点から内容を見直しました。

板橋区の子どもたちがこのテキストを活用し、ESDの考え方に基いた授業を通して学び、SDGsの達成に向けて、知恵と実践力を身に付けてくれることを願っています。

◆ 区立小中学校での実践

(ア) 校庭の自然を生かした環境教育の  
取り組み



区内の小中学校では、ビオトープ（※P97）や芝生など、校庭の自然を生かした環境教育の学習に取り組んでいるところもあります。

総合的な学習の時間では、ビオトープと人との関わりの視点で、環境保全の大切さと持続可能性について、子どもたち一人ひとりが考えを深める学習をしています。

日常のビオトープや芝生の管理は、学校支援地域本部やあいキッズと連携し、環境ビオトープ委員会の子どもたちを中心に行っています。校庭の気温とビオトープの水温を測って記録したり、芝刈りや雑草取り、ビオトープに生息する生き物を紹介する掲示物を作成したりしています。

また、年に1回、環境保全に携わる地域コーディネーターの方にインタビューをして作成した動画を、児童朝会で紹介しています。

こうした活動を通して、持続可能な社会づくりの担い手となるための力を育てています。

(イ) ユネスコスクール、子ども環境大使の取組



■ 令和2年度 動画によるWEB任命の様子

ユネスコスクールとは、ユネスコの理念を実現するための実践を行う学校で、世界中の

学校との交流を通じて情報や体験を分かち合うこと、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展をめざすことを目的として活動を行います。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けています。

板橋区では、2021(令和3年)年10月現在、板橋第二小学校、板橋第七小学校の2校が加盟校として、蓮根第二小学校、緑小学校、桜川小学校、西台中学校、高島第一中学校の5校が申請校として、ESDの考え方を取り入れ

た環境教育を推進しています。加盟校及び申請校の子どもたちは、エコポリスセンターから「子ども環境大使」として任命(※2021年度は動画によるWEB任命)され、各校の特色を生かした取組を行い、ESDを推進します。2020(令和2)年度は、板橋第二小学校、板橋第七小学校、蓮根第二小学校、緑小学校、桜川小学校、西台中学校、高島第一中学校の7校が、子ども環境大使としての取組内容を紙面にまとめて、エコポリスセンターで展示しました。

## (2) わかりやすい環境情報の発信



### 環境情報の発信

エコポリスセンターでは、環境への「興味・関心」を深めるため、様々な媒体を用いて、環境に関する情報を提供しています。紙媒体のほかにホームページ・SNS(ツイッター・フェイスブック・インスタグラム)なども用いて、多くの方の目にとまるよう、幅広く発信しています。

#### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
区から発信する環境情報の更新回数※	356件	↗	965件	708件	進展

※ エコポリスセンターの公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック・インスタグラムの情報を更新した回数の合計を集計したもの。



■エコポリスセンター  
ツイッター



■エコポリスセンター  
フェイスブック



■エコポリスセンター  
インスタグラム

## 環境イベントの開催

環境への「興味・関心」を深め、「参加・体験」していただく機会として、様々な環境関連のイベントを開催しています。環境保全活動の実践につなげるため、「環境なんでも見本市」などのイベントを実施し、意識啓発を行っています。



■環境なんでも見本市（オンライン交流会）



■板橋エコみらい塾（オンライン講演会）

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
環境イベント等開催回数※1	244 回	↗	199 回	60 回	後退
環境イベント等参加者数※2	96,949 人	↗	44,877 人	5,974 人	後退

※1 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境イベント等の開催回数を集計したもの。

※2 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境イベント等の参加者数を集計したもの。

#### 今後の対策

環境イベント等については、コロナ禍のもとでの実施により、開催回数及び参加者数が減少しました。環境なんでも見本市においては、コロナ禍の対応としてWebを利用してイベント実施しました。今後もオンラインでの講演会などWebを活用したイベントを実施し、事業の幅を広げていきます。

## 3 関連計画

### 板橋区環境教育推進プラン2025

#### ① 策定

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育を計画的かつ効果的に進めるため、2007（平成19）年2月に「板橋区環境教育推進プラン」を策定しました。その後、環境教育推進法の改正を踏まえ、さらに連携・協働して進めていくことをめざし、2016（平成28）年3月に「板橋区環境教育推進プラン2025」を策定しました。

#### ② 位置づけ

環境教育等促進法に基づいた計画です。また「板橋区環境基本計画2025」の基本目標

5『「環境力」の高い人材の育成』と基本目標6「パートナーシップが支えるまちの実現」を具体的に示した計画でもあります。

#### ③ 期間

2016（平成28）～2025（令和7）年度までの10年間

#### ④ 成果指標

表2-5-1のとおり10項目の指標を設定し、環境教育の進捗状況を測るものさしとして使用しています。また、各指標における2020（令和2）年度の実績値は表中の各参照ページをご参照ください。

表2-5-1 板橋区環境教育推進プラン2025の成果指標

	板橋区環境教育推進プラン2025の成果指標	2020（令和2）年度 実績	参照ページ
1	全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数	0人	P85
2	環境講座参加者数	5,753人	P78
3	環境教育プログラム利用校（園）の割合	69.4%	P76
4	人材育成に関わる環境講座参加者数	185人	P76
5	環境学習講師派遣人数	164人	P85
6	環境登録団体数	35団体	P85
7	エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数	279人	P85
8	外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合	36.0%	P76
9	エコ生活（エコアクション9）の実施状況	84.3%	P76
10	環境講座受講後の知識・考え方の変化があった者の割合	88.1%	P78

関連するホームページ  
（板橋区環境教育推進プラン2025）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kan-kyo/kyoiku/plan/1006002.html>

## 基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現

### 1 板橋区の現状

#### ■ 全区民参加型環境保全キャンペーン

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
全区民参加型環境保全 キャンペーン参加者数	25,674 人		31,500 人	0 人	0%	C	0%未満	停滞

この指標は、「板橋クリーン作戦」（関連P74）、「ポイ捨て防止キャンペーン」（関連P75）、「打ち水キャンペーン」の参加者数を集計したものととなります。

コロナ禍で対象事業が全て中止となったため、実績はゼロとなりました。

今後のキャンペーンについては、新しい生

活様式に合った方法を検討し、実施していきます。打ち水キャンペーンは、集団での実施から、家庭や個人での実施に替え、「打ち水重点啓発期間」（関連P88）として、SNS等を活用し広く区民に取り組んでもらえるよう努めていきます。

#### ■ エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
エコポリスセンター事業への ボランティア等参加者数	990 人		1,300 人	279 人	21.5%	C	0%未満	停滞

この指標は、エコポリスセンターの事業に協力したボランティアの人数を集計したものです。コロナ禍でイベント等が中止になったことにより、参加者数が減少しました。今後

は若年層の取り込みを進めるとともに、指導者養成講座をオンラインで行うなど、新しい形態を取り入れながら多様なボランティア人材の育成を図っていきます。

#### ■ 環境登録団体数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
環境登録団体数	27 団体		37 団体	35 団体	94.6%	A	80.0%	順調

この指標は、エコポリスセンター及びいたばし総合ボランティアセンターへの登録団体を集計したものととなります（重複は除く）。

2019（令和元）年度の実績値36団体からは若干減少したものの目標値に向けて「順調」に推移しています。

#### ■ 環境学習講師派遣人数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和2年度	(参考)		進捗率	進捗度
					達成率	達成度		
環境学習講師派遣人数	363 人		500 人	164 人	32.8%	C	0%未満	停滞

この指標は、区内保育園や小中学校等における環境学習の出前講座の際にエコポリスセンターが派遣する指導者等の人数となります。

コロナ禍により、対面による講師派遣人数が減少しました。今後は、Webを利用したりモート授業など新しい形態を取り入れながら

環境教育の推進を図っていきます。



◀ 小学校へのお出前講座 (リモート授業) ▼



## 2 環境施策の活動状況

### (1) 環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり



#### エコポリス板橋クリーン条例

板橋区は、1998（平成10）年10月に、地域の環境美化活動の推進や区民の良好な生活環境を確保することを目的として、「エコポリス板橋クリーン条例」を制定しました。この条例では、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てを禁止するとともに、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙をしないよう努めることを規定しています。

また、条例では、乗降客の多い駅周辺等を「路上禁煙地区」に指定し、終日路上での喫煙を禁止しており、現在8地区（成増駅周辺、上板橋駅周辺、大山駅・区役所周辺、板橋駅・新板橋駅周辺、ときわ台駅周辺、高島平駅周辺、東武練馬駅周辺、志村坂上駅周辺）が

対象となっています。

迷惑喫煙防止のためには、喫煙者のマナーの向上が必要であることから、ボランティアからなる「板橋区喫煙マナーアップ推進員」制度を2005（平成17）年4月に創設しました。現在、100名（2021（令和3）年3月31日現在）の推進員が、各地域で、吸い殻の清掃活動などに積極的に取り組んでいます。さらに、迷惑喫煙防止啓発のため、区内21の駅頭において区職員と推進員が協働で行う「駅頭キャンペーン」や、喫煙マナー指導員（区委託）による巡回パトロールなどを実施しています。



▶喫煙マナー指導員  
（区委託職員）

◀喫煙マナーアップ推進員  
（ボランティア）



#### 関連する 活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
喫煙マナーアップ推進員人数	157 人	↗	93 人	100 人	後退
路上禁煙地区(8地区)内の定点におけるたばこのポイ捨て月平均本数※	1,300 本/月	↘	899 本/月	722 本/月	進展

※ 基本目標4「快適で健康に暮らせる生活環境の実現」の環境施策2「潤いのある景観や美しい街並みの保全」の指標であるが、「エコポリス板橋クリーン条例」に関する取り組みとしてまとめて表記する。

今後の対策:ポストコロナを見据え、活動内容や推進員の適正人数等について検討していきます。

関連するホームページ  
(エコポリス板橋クリーン条例)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006099.html>

#### エコポリス板橋環境行動会議

板橋区は、2001（平成13）年10月、「エコポリス板橋」実現のため、住民による任意の環境活動が、組織的な連携の場所を持つことにより一層活発化することをめざし、「エコポリス板橋環境行動会議」を設立しました。会議は、学識経験者、団体、地区環境

行動委員会からそれぞれ推薦のあった方、区職員で構成されています。

「エコポリス板橋環境行動会議」は、委員相互の緊密な連携のもとに、広く区民等に対して、環境保全・環境美化に関する普及啓発、環境情報の提供などを行います。

2020（令和2）年度の活動方針は以下のとおりです。

◆ 地域清掃及び環境美化の推進 （春・秋の板橋クリーン作戦）
◆ ごみのポイ捨て防止の推進 （ポイ捨て防止キャンペーン）
◆ 地球温暖化対策への取り組み （CO <sub>2</sub> 削減区民運動「エコライフウィーク」）
◆ 情勢に応じた、環境問題についての情報交換
◆ 当会議の活動内容や環境情報の周知

また、「エコポリス板橋環境行動会議」では、区民の環境美化意識を高め、自主的な環境美化活動の輪を広げていくため、活動方針に基づき、全区的統一行動として事業計画を定めています。2020（令和2）年度の取り組み結果は表2-6-1のとおりです。

関連するホームページ  
（エコポリス板橋環境行動会議）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006102.html>

表2-6-1 区内統一行動と2020（令和2）年度の取り組み結果

全区的統一行動	2020（令和2）年度の取組結果
春の板橋クリーン作戦	（P74参照）
秋の板橋クリーン作戦	（P74参照）
ポイ捨て防止キャンペーン	（P75参照）
板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権	（P75参照）
打ち水重点啓発期間	7月18日から9月6日までの期間に、地球温暖化防止及びヒートアイランド緩和（※P97）のための活動の一環として打ち水の啓発を行いました。SNS等を活用し広く区民に呼びかけました。
CO <sub>2</sub> 削減区民運動 （エコライフウィーク）	夏季・冬季に、エコアクション9（関連P77）の啓発を行いました。

## エコポリス板橋環境活動大賞

板橋区は1999（平成11）年11月に板橋区環境保全賞を創設しました。これは、1998（平成10）年10月に制定した「エコポリス板橋クリーン条例」に基づく顕彰制度と、1979（昭和54）年から行ってきた「板橋区環境保全推進優良事業所及び優良公害防止管理者感謝状贈呈要綱」の二つの制度を統合し、「板橋区環境保全賞」として、環境問題に積極的に取り組み、努力されている方々に対し表彰を行ってきました。

しかし、環境保全賞の創設当時と比べると、区民や団体、企業等の環境に対する変化・向上により、様々な環境活動が実施されるようになりました。また、2009（平成21）年3月に「板橋区環境基本計画（第二次）」が策定され、取り組むべき環境施策が具体化されました。こうした状況等を踏まえ、従来の

「環境保全賞」をリニューアルし、「エコポリス板橋環境活動大賞」として2011（平成23）年度より実施しています。

2020（令和2）年度は、コロナ禍の影響により、中止しました。



■エコポリス板橋環境活動大賞

関連するホームページ  
（エコポリス板橋環境活動大賞）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006100.html>

## 区民団体における取り組み

エコポリスセンターでは、環境活動を行う個人・団体等の活動支援や、環境について行動できる人づくりに力を入れています。事業

の受託者や講師として活躍している団体もあります。イベントへの出展等を通じて、来館者との交流も深めています。

### 関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和元年度	実績値 令和2年度	進捗度
ボランティアなどの協力を受入れたエコポリスセンター事業数※1	183 件	↗	187 件	91 件	後退
自主講座支援回数※2	2 回	↗	2 回	1 回	後退

※1 エコポリスセンターの事業のうち、ボランティアが協力した事業の件数を集計したもの

※2 団体が自主企画した講座をエコポリスセンターが支援した回数

今後の対策:コロナ禍のもとでの実施により、ボランティアの受け入れ事業数や団体の自主講座数は減少しました。今後も指導者養成講座にオンラインなどの新しい形態を取り入れながら、多様な人材の育成を図っていきます。

関連するホームページ  
(エコポリスセンター各種登録制度)

<https://itbs-ecopo.jp/various-application/>

# 参考資料

## 1 板橋区の概況・年表

### (1) 板橋区の概況

#### ① 位置、面積、地形、河川

板橋区は、東京都23区の中で北西部に位置し、西から北にかけては白子川、荒川をはさみ埼玉県と対峙しています(図1)。

面積は、32.22km<sup>2</sup>で、23区中9番目の大きさとなっています。

地形は、平均海拔30m前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地により形成されています。この荒川を本谷として白子川、石神井川などの谷が走り、起伏に富んだ地形となっています。

河川は、北部に荒川、新河岸川、白子川が、中央部に石神井川が流れています(図2)。

#### ② 道路・鉄道

区内の幹線道路は、放射状道路の中山道、川越街道をはじめとして、首都高速5号線が区を南北に通る、環状7号線が東西に通っています。

また区内には、JR東北・上越新幹線、JR埼京線、東武東上線、都営地下鉄三田線、東京メトロ有楽町線・副都心線の各鉄道が走っています。

#### ③ 人口

2021(令和3)年4月1日現在の板橋区の人口は約57万人、世帯数は約31万7千世帯となっています。

#### ④ 産業

板橋区の工業は、出荷額で約3千4百億円(2020(令和元)年工業統計調査)となっており、東京都23区の中では2番目です。また、板橋区には多様な業種が混在していますが、出版・印刷・精密機械の集積が高く、都内にあって、化学・鉄鋼といった業種が見られるのが特徴の一つです。

現在、区内には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に基づき、認可工場が3,362件(2021(令和2)年3月末現在)あります。

#### ⑤ 板橋区の変遷

板橋区が歴史にその名を登場させたのは、鎌倉時代といわれています。江戸時代には、板橋宿が中山道第一の宿場町として栄え、周辺部は穀倉地として江戸の発展を支えました。明治時代以降、鉄道の開通や水運の便等によって工場の進出が相次ぐとともに、関東大震災以降、住宅地としての開発も進みました。

戦後、高度経済成長期になると、板橋区の市街地化が急速に進み、現在では、徳丸や赤塚の一部を除き、ほぼ全域が市街地化されました。



図1 東京都23区分布図



図2 板橋区の概況図

## (2) 公害・環境保全の歴史

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
1932 (昭7)		・板橋区誕生
1949 (昭24)	・東京都で全国初の工場公害防止条例制定	
1953 (昭28)	・水俣病患者はじめて発生	
1954 (昭29)	・東京都、騒音防止に関する条例制定	
1955 (昭30)	・東京都、ばい煙防止条例制定	
1957 (昭32)	・荻野医師「イタイイタイ病」鉍毒説発表	
1958 (昭33)	・江戸川本州製紙汚水事件 ・水質保全法、工場排水規制法制定	
1961 (昭36)	・四日市ぜんそく患者多発	
1962 (昭37)	・東京に光化学スモッグ連続発生し問題化 ・ばい煙規制法制定 ・石油供給量が石炭を上回る	
1964 (昭39)	・新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生	
1965 (昭40)		・23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置
1967 (昭42)	・公害対策基本法制定	
1968 (昭43)	・地下鉄6号線開通 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定	
1969 (昭44)	・東京都公害防止条例制定	・公害規制の事務委任を受け公害課設置
1970 (昭45)	・新宿区牛込柳町で鉛公害発生 ・光化学スモッグ被害初めて発生 ・水質汚濁防止法制定	
1971 (昭46)	・環境庁設置 ・PCBによる環境汚染表面化 ・悪臭防止法制定	
1972 (昭47)	・国連人間環境会議ストックホルムで開催 ・自然環境保全法制定 ・東京における自然の保護と回復に関する条例制定	
1973 (昭48)	・昭和48年度自動車排出ガス規制告示 ・石油危機、物価高騰、物不足起きる	
1974 (昭49)	・酸性雨被害発生	
1975 (昭50)	・江東区、江戸川区を中心に六価クロム問題発生	・公害健康被害補償法により板橋区など19区が指定
1976 (昭51)	・振動規制法制定	・初の公害認定患者（10名）
1977 (昭52)		・首都高速5号線（Ⅱ期）が開通 ・三点比較式臭袋法による悪臭規制開始
1978 (昭53)	・二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）環境基準改定	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足
1979 (昭54)	・東京の自動車300万台を突破	・板橋区検査センター完成、環境監視システム、公害分析室を設置
1980 (昭55)	・東京都環境影響評価条例制定	・公害苦情相談員制度開設
1982 (昭57)	・窒素酸化物総量規制の実施	
1983 (昭58)	・東京地域公害防止計画策定	
1984 (昭59)		・「板橋区基本構想」策定 ・高速王子線環境影響評価書案提出
1985 (昭60)		・「板橋区基本計画」スタート ・白子川汚濁対策協議会発足
1986 (昭61)		・「板橋50万人グリーンラブ計画」策定 ・建築環境部公害対策課発足
1987 (昭62)	・「東京都環境管理計画」策定	・板橋区快適環境懇談会設置
1988 (昭63)		・メタノール自動車導入 ・第一回石神井川フェスティバル開催 ・三園交差点立体化
1989 (平元)	・「東京都自動車公害防止計画」策定	・石神井川流域環境協議会発足
1990 (平2)		・環状8号線環境影響評価書案提出 ・メタノール自動車助成開始
1991 (平3)		・「板橋区快適環境ガイドライン」策定 ・環境保全課に課名変更 ・リサイクル推進課設置 ・高速中央新宿線環境影響評価書案提出

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
1992 (平4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車NOx法」制定</li> <li>東京都地球環境保全行動計画の策定</li> <li>ブラジルで地球サミット開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内に大型メタノールスタンド設置</li> <li>「板橋区リサイクル条例」制定</li> </ul>
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エコポリス板橋」環境都市宣言</li> </ul>
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本計画」閣議決定</li> <li>東京都環境基本条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アジェンダ21いたばし」策定</li> <li>豊島地区清掃工場環境影響評価書案提出</li> <li>熱帯環境植物館開設</li> </ul>
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」(率先実行計画)閣議策定</li> <li>「容器包装リサイクル法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコポリスセンター開設</li> <li>環境監視システムの更新</li> </ul>
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>区内に急速充電スタンドを設置</li> <li>環境情報表示板「かんきょうくん」を本庁舎一階に設置</li> <li>区の標語「木も育つ ぼくらも育つ この地球」を本庁舎一階に設置</li> </ul>
1997 (平9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価法」成立</li> <li>「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」開催(京都)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「庁内環境管理・監査システム」構築</li> <li>天然ガス自動車小型充填機を設置</li> <li>第3次「板橋区リサイクル推進計画」策定</li> <li>板橋区資源環境審議会設置</li> <li>清掃事業移管担当副参事配置</li> </ul>
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」成立</li> <li>「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃事業担当課設置</li> </ul>
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダイオキシン類対策特別措置法」成立</li> <li>「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(PRTR法)」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エコポリス板橋クリーン条例」制定</li> <li>ISO14001の認証取得</li> <li>「板橋区環境基本計画」策定</li> <li>「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」制定</li> <li>太陽光発電システム・太陽熱温水器設置費助成制度の創設</li> </ul>
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「循環型社会形成推進基本法」成立及び循環関係6法の成立</li> <li>「東京都公害防止条例」の改正により「都民の健康と安全の確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に改名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区環境白書の発行(第1回)「環境レポート1999」</li> <li>「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定</li> <li>「板橋区地球温暖化対策推進実行計画」策定</li> <li>清掃事業の東京都から23区への事務移管に伴い、清掃事業、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、志村清掃業所設置</li> </ul>
2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB法)」成立</li> <li>「自動車NOx、PM法」成立</li> <li>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エコポリス板橋環境行動会議」設立</li> <li>「板橋・環境創造講座」開講</li> <li>ISO14001認証更新及び区内区立小・中学校・幼稚園に認証拡大</li> </ul>
2002 (平14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然再生推進法」成立</li> <li>ヨハネスブルグサミット開幕</li> <li>地球温暖化対策推進大綱決定</li> <li>「自動車リサイクル法」成立</li> <li>「土壌汚染対策法」成立</li> <li>東京都「地球温暖化阻止!東京作戦」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区制施行70周年</li> <li>区の鳥が「ハクセキレイ」に決定</li> </ul>
2003 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)」成立</li> <li>「循環型社会形成推進基本計画」決定</li> <li>東京都「ディーゼル車規制」開始</li> <li>家庭用パソコンのリサイクル開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコポリスセンターにおいて「グリーン電力証書システム」導入</li> <li>ISO14001適用範囲を清掃事務所に認証拡大</li> <li>本庁舎ESCO事業導入</li> <li>「板橋区環境基本計画」の見直し開始</li> </ul>
2004 (平16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヒートアイランド対策大綱」決定</li> <li>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」成立</li> <li>「産業廃棄物不法投棄ホットライン」設置</li> <li>「景観法」成立</li> <li>「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」成立</li> <li>「大気汚染防止法」改正(VOC規制導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区が「地球環境大賞 優秀環境自治体賞」受賞</li> <li>路上禁煙地区を決定(成増駅周辺、上板橋駅周辺、大山駅・区役所周辺)</li> <li>板橋第七小学校が「緑のカーテン」で「地球温暖化防止活動環境大臣賞」受賞</li> </ul>

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「京都議定書」発効</li> <li>「京都議定書目標達成計画」策定</li> <li>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」改正</li> <li>「東京都環境確保条例」改正(「エネルギー環境画書」「省エネラベリング制度」創設等)</li> <li>「東京都廃棄物条例」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「YUMEパーク大和町」オープン</li> <li>喫煙マナーアップ推進員制度創設</li> <li>アスベスト総合対策を決定</li> <li>板橋エコアクション(IEA)創設</li> <li>路上禁煙地区の追加決定(板橋・新板橋駅周辺、ときわ台駅周辺、高島平駅周辺)</li> <li>「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」策定</li> <li>「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定</li> <li>ISO14001の規格改訂に伴い、板橋区環境マネジメントシステムを新規格に適合するよう改訂</li> <li>熱帯環境植物館に指定管理者制度を導入</li> <li>リサイクル推進課と清掃事業課が清掃リサイクル課に再編成</li> </ul>
2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第三次環境基本計画」策定</li> <li>アスベストを0.1%を超えて含有する全ての物の製造・輸入・譲渡・提供・使用が中止</li> <li>環状8号線開通</li> <li>東京都「10年後の東京」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザ開設</li> <li>路上禁煙地区の追加決定(東武練馬駅周辺)</li> <li>ペットボトルモデル回収開始</li> <li>粗大ごみ日曜収集・持込制度開始</li> <li>地下水及び湧水保全条例制定</li> <li>「板橋区環境読本」発刊</li> </ul>
2007 (平19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「21世紀環境立国戦略」策定</li> <li>「東京都気候変動対策方針」策定</li> <li>東京都「「緑の東京10年プロジェクト」基本方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>坂本区長就任</li> <li>「板橋区環境教育推進プラン」策定</li> <li>サーマルリサイクルモデル収集開始</li> <li>ペットボトル回収を区内全域の集積所で開始</li> </ul>
2008 (平20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正</li> <li>「東京都環境確保条例」改正</li> <li>G8北海道洞爺湖サミット開催</li> <li>「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いたばしNo.1実現プラン」策定</li> <li>サーマルリサイクル本格実施</li> <li>ごみ処理手数料の改定</li> <li>粗大ごみ収集日を毎日に変更</li> <li>ごみ収集日・粗大ごみ収集状況のEメールでの通知開始</li> <li>「赤塚不動の滝と周辺地域」「志村城山公園と市周辺地域」を湧水保全地域に指定</li> <li>「板橋区環境教育ハンドブック」作成</li> </ul>
2009 (平21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土壌汚染対策法」改正</li> <li>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」改正</li> <li>太陽光発電の固定価格買取制度開始</li> <li>「国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)」開催(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区が「循環・共生・参加まちづくり表彰環境大臣賞」受賞</li> <li>「板橋区環境基本計画(第二次)」策定</li> <li>板橋区環境教育テキスト「未来へ」作成</li> <li>路上禁煙地区の追加決定(志村坂上駅周辺)</li> <li>第二回全国緑のカーテンフォーラム開催</li> <li>ICLEI世界大会に参加</li> </ul>
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正省エネ法の完全施行</li> <li>「生物多様性国家戦略2010」閣議決定</li> <li>「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催(名古屋)</li> <li>「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)」開催(カンクン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域」を湧水保全地域に指定</li> <li>改正省エネ法に対応したISO14001の改正</li> </ul>
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東北地方太平洋沖地震」発生</li> <li>福島第一原子力発電所事故(レベル7)発生</li> <li>「電気事業法第27条」等による電気の使用制限や節電への取組</li> <li>「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP17)」開催(ダーバン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区緑の基本計画「いたばしグリーンプラン2020」を策定</li> <li>「板橋かたつむり運動」の開始</li> <li>区関連施設において空間放射線量測定を開始</li> <li>区関連施設における節電や輪番休業の実施</li> <li>文化会館・上板橋体育館ESCO事業導入</li> </ul>
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本計画」閣議決定</li> <li>「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始</li> <li>「国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)」開催(ドーハ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区制施行80周年</li> <li>エコポリスセンターに指定管理者制度を導入</li> <li>スマートコミュニティ研究会へ参加</li> <li>ICLEI「地球の気候変動適応策推進に向けた日米政策対話」事業に参加</li> <li>教育科学館・大原社会教育会館ESCO事業導入</li> <li>環境課に課名変更、環境戦略担当課長配置</li> </ul>
2013 (平25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小型家電リサイクル法」施行</li> <li>「国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)」開催(ワルシャワ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑のカーテンハンドブック」発行</li> <li>「板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定</li> <li>環境戦略担当課を設置</li> <li>スマートシティ検討調査事業を実施</li> <li>「建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」策定</li> <li>「使用済小型家電」拠点回収の開始</li> </ul>

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害廃棄物対策指針」策定</li> <li>「水循環基本法」、「雨水利用促進法」制定</li> <li>「エネルギー基本計画」閣議決定</li> <li>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「板橋区スマートシティ検討調査報告書」策定</li> <li>デマンドレスポンス事業の導入 (板橋区保健所・板橋健康福祉センター・リサイクルプラザ)</li> </ul>
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水銀汚染防止法」制定</li> <li>「建築物エネルギー消費性能向上法」制定</li> <li>政府が2030年の「Eミックス(電源構成)」決定</li> <li>政府が温室効果ガスの削減目標を含む「約束草案」決定</li> <li>「廃棄物処理法」および「災害対策基本法」改正</li> <li>「気候変動影響適応計画」策定</li> <li>「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)」開催(パリ)、「パリ協定」採択</li> <li>国連主催の「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(「持続可能な開発目標」(SDGs))</li> <li>ISO14001の規格改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎南館の竣工</li> <li>「板橋区ハッピーロード大山商店街エネマネ事業化検討委員会」を実施</li> <li>「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」施行</li> <li>「行政財産の有効活用(屋根貸し)による太陽光発電事業」開始(リサイクルプラザ)</li> <li>「区営高島平七丁目アパートスマート化事業」開始</li> <li>「板橋区基本構想」策定</li> </ul>
2016 (平28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「気候変動・経済社会戦略」発表</li> <li>「労働安全衛生法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「板橋区基本計画2025」策定</li> <li>「いたばしNo.1実現プラン2018」策定</li> <li>「板橋区環境基本計画2025」策定</li> <li>「板橋区環境教育推進プラン2025」策定</li> </ul>
2017 (平29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水銀に関する水俣条約」発効</li> <li>「長期低炭素ビジョン」策定</li> <li>「土壌汚染対策法」の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」策定</li> <li>「板橋区スマートシティ推進方針」策定</li> <li>不燃ごみ全量の資源化開始</li> </ul>
2018 (平30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第五次環境基本法計画」策定</li> <li>「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議 (COP24)」開催(ポーランド)</li> <li>「気候変動適応法」成立</li> <li>「第五次エネルギー基本計画」閣議決定</li> <li>「プラスチック・スマート」キャンペーン開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連気候変動枠組条約第24回締約国会議 (COP24)参加</li> <li>環境課、環境戦略担当課、清掃リサイクル課が環境政策課、資源循環推進課へ再編成</li> <li>「いたばしグリーンプラン2025」策定</li> </ul>
2019 (平31・令元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然環境保全法」改正</li> <li>「プラスチック資源循環戦略」策定</li> <li>「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定</li> <li>「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定</li> <li>「フロン排出抑制法」改正</li> <li>G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有</li> <li>「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行</li> <li>「容器包装リサイクル法」関係省令改正</li> <li>「国連気候変動枠組条約第25回締約国会議 (COP25)」開催(スペイン)</li> <li>東京都「2050年『Eミックス』東京の実現」を宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いたばしNo.1実現プラン2021」策定</li> <li>「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2021」策定</li> </ul>
2020 (令2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生</li> <li>羽田空港 新飛行経路運用開始</li> <li>「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定</li> <li>「大気汚染防止法」改正</li> <li>プラスチック製レジ袋有料化開始</li> <li>国「2050年カーボンニュートラル」宣言</li> <li>「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最上町産木材の利用と環境教育等の協働の推進に関する覚書」締結</li> <li>「区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業」開始</li> </ul>
2021 (令3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策推進法」改正</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立</li> <li>「地球温暖化対策計画」閣議決定</li> <li>「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26)」開催(イギリス・2020年の延期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「板橋区地球温暖化対策実行計画2025(区域施策編)」策定</li> </ul>
2022 (令4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゼロカーボンいたばし2050」表明</li> <li>「板橋区地球温暖化対策実行計画2025(事務事業編)」策定</li> </ul>

## 2 用語解説

### あ行

#### アスベスト (P58)

繊維状鉱物の総称。石綿。化学薬品に強く耐熱性や電気絶縁性が高いため、建築材料や自動車のクラッチ板など幅広く使用されている。長期間吸入すると肺ガンの原因となり、他の発ガン因子の作用を増強することが知られている。

#### いおう 硫酸化物 (P57)

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が、燃焼によって酸化され発生した物質。呼吸器を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎やぜん息性気管支炎を起こすといわれる。水に溶解すると硫酸や亜硫酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。硫酸化物のうち二酸化硫黄については、環境基準が定められている。

#### 雨水浸透ます (P46)

雨水を地中に浸透しやすくするために底のあいている、たくさん穴をあけた「ます」。都市水害防止に効果的。

#### エコポリス板橋 (P1)

環境に配慮した「環境保全型都市」。「エコロジカル(生態系)」と「ポリス(都市)」の合成語。板橋区では、1993(平成5)年4月に人と環境が共生する都市をめざし、「エコポリス板橋」環境都市宣言を行った。

#### エコポリス板橋地区環境行動委員会 (P30)

板橋区各地域センターの所管区域を単位とし、地域内の事業所、商店及び個人などで構成される環境行動組織。地区における環境行動組織として、構成員間の情報交換や連絡調整を行って、地域の統一行動につなげている役割があります。(18地区委員会)

#### 屋上緑化 (P43)

建物の屋上スペースに植栽すること。緑化と緑被面積の拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図れるほか、屋上緑化による断熱効果で冷房用電力の省エネ効果も大きい。

#### 温室効果ガス (P12)

太陽光を吸収して加熱された地表面から放射される赤外線を吸収するガス。吸収された熱の一部は大気の外に放出され、残りは地表面に放出される。地表面に放出された熱は地表面を加熱するため地表面温度はより高くなり、これを温室効果という。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄がある。

### か行

#### 環境基本計画 (P1)

環境基本法に基づき、国や地方自治体が当該地域の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な方針を定めるもの。

区では、1999(平成11)年3月に第一次計画、2009(平成21)年3月に第二次計画を策定し、第三次計画となる「板橋区環境基本計画2025」を2016(平成28)年3月に策定した。(参考P99「板橋区環境基本計画の変遷」)

#### 環境マネジメントシステム (P15)

自治体や企業などの事業組織が、事業活動で生じる環境への影響を自主的・継続的に改善するための仕組み。国際的な規格として「ISO14001」、環境省による中小事業者向けの支援ツールとして「エコアクション21」、板橋区による事業者向け支援ツールとして「板橋エコアクション」がある。

#### グリーン購入 (P16)

物品やサービスを購入するにあたって、環境に配慮したものを優先的に選択すること。2000(平成12)年にグリーン購入法が成立し、国や地方自治体にグリーン購入の取り組みが義務付けられた。

#### コリドー路線 (P23)

副都心「池袋」を中心とし、そこから放射状に伸びている幹線道路を主として、ネットワーク核拠点、商業業務拠点等を結び、板橋区・豊島区を一体的な空間とした路線

### さ行

#### 再生可能エネルギー (P12)

化石燃料や原子力エネルギーなどといった埋蔵資源を利用せず、自然環境の中で再生産できるエネルギー。具体的には、太陽、風力、水力、地熱などのエネルギーが含まれる。資源を枯渇させず半永久的に利用可能であることに加え、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ないなどの利点があるが、一方で、エネルギー密度の低さ、コストの高さなどが課題として挙げられる。

#### 指定低公害車 (P22)

低公害車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車について、九都県市低公害車指定制度により指定されたもの。

#### 臭気指数 (P63)

気体又は水に係る悪臭の程度に関する値。気体の臭気指数の測定法の一つが三点比較式臭袋法で、複合臭に的確に対応でき、住民の悪臭の被害感とも一致する測定結果が得られやすい

## 重油 (P57)

石油の一種。原油を蒸留してガソリン、灯油、軽油などの留分を除いたあとの残油。ガソリン、灯油、軽油より沸点が高く、重粘質。粘度によりA重油、B重油、C重油に分類され、さらにA重油は硫黄分により1号、2号に分類される。

## 循環型社会 (P29)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 使用済小型家電 (P35)

家庭で使用する携帯電話やデジタルカメラなど、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の対象となる28種類。

## スマートシティ (P25)

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

## スラグ (P36)

家庭から出るごみを焼却炉で燃やした灰をさらに熔融炉で約1400℃の高温で熔融した結果、生成されるガラス質の固化物。スラグは砂の代替材料として使うことができるので、インターロッキングブロックや道路のアスファルト舗装材などの建設資材等への利用が進められている。

## た行

### 第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質）(P65)

化学物質排出把握管理促進法上でPRTR制度の対象となる化学物質。人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、計462物質が指定されている。そのうち、人に対する発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」として石綿、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物等15物質が指定されている。

### ターゲット12.3 (P31)

SDGsの目標「12：つくる責任 使う責任」に紐づく達成基準の一つ。「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」とされる。

### ターゲット14.1 (P37)

SDGsの目標「14：海の豊かさを守ろう」に紐づく達成基準の一つ。「2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」とされる。

### タラノア対話 (P25)

タラノアとは、COP23の議長国であるフィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味する。タラノア対話は世界全体の温室効果ガス排出削減の取組状況を確認し、目標達成に向けた取組意欲の向上を目指すもの。政府、企業、自治体、研究機関、NGOなど、あらゆる主体が参加して実施される。

### 窒素酸化物 (P22)

石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場・ビル・自動車などから排出される大気汚染物質。ほとんどが一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)。水に溶解すると硝酸や亜硝酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。環境基準が定められているのは、二酸化窒素である。

### 低公害車 (P22)

ガソリン自動車やディーゼル自動車に比較して、排出ガス中の環境負荷物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、黒煙など)や騒音・振動等の公害の発生を抑えた、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などのこと。大気汚染物質の排出が少ないなどの利点はあるが、価格が高い、インフラ整備が必要などの課題がある。

### 脱炭素社会 (P2)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量ゼロを目指す社会・経済のこと。

### 等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>) (P62)

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗の音圧を与える連続定常音の騒音レベルで単位はdB(デシベル)である。これは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をデシベルで表示するもので、変動する騒音を安定的に表現でき、かつ、人間がどの程度曝露されたかを表現する上で優れている。

### 土壌汚染 (P64)

有害物質等が水や大気を通じて又は直接土壌に浸透し生じる汚染で、いったん生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要である。

## は行

### ハイブリッド自動車 (P22)

2種類の動力源を組み合わせる自動車。内燃エンジンと電気モーターを組み合わせた電気・ガソリンハイブリッド車が代表的。排ガスやCO<sub>2</sub>排

出量を従来のガソリン車より大幅に削減することが可能で、燃費もよい。

#### 光触媒 (P55)

光(紫外線)を吸収することにより反応を促進するもので、触媒自体は反応の前後で変化しない。環境浄化アイテムとして二酸化チタンの光触媒製品が関心を集めている。

#### ヒートアイランド (P88)

冷房などの人口排熱や、アスファルトなどの放射熱が大量に放出され、都市部の平均気温が周囲に比較して高くなる現象。等温線が島のような形になるためヒートアイランド(熱の島)といわれる。温室効果ガスの増加により起こる地球温暖化とは別の仕組みによるものだが、化石燃料の大量消費が原因という点では同じ。緩和のためには、建物等からの排熱低減・緑地などの自然被覆を増加させる・空気の流れが生じやすい道路や建物の配置の工夫などが求められる。

#### ビオトープ (P81)

生物生息空間。ドイツ生まれの概念でBio(生物)とTope(場)の合成語。環境条件を整えて生態系ネットワークを再生し、生き物たちが自立できる空間を作ることが必要。

#### ポルトランドセメント (P36)

国内で消費されるセメントの約70%を占める最も一般的で汎用性の高いセメント。石灰岩、粘土、けい石、鉄原料、石こうを原料とする。

### ま行

#### 水循環 (P46)

地球上の水が、降水、蒸発散、流出、貯留という現象を基本要素として地球上を循環する現象で、その経路や基本要素の種類は様々である。大きく分けて大気・陸地・海域の三つの系を連続して循環し、さらにその系ごとにより小さな水循環が起こっている。

#### 緑のカーテン (P13)

つる性の植物を窓の外に這わせた自然のカーテン。夏の強い日差しを遮る効果や、葉の蒸散作用により気温の上昇を抑制する効果がある。ヒートアイランド対策に効果的とされる。植物の種類には、収穫用としてはヘチマ、ゴーヤ、キュウリ等、観賞用としてはアサガオ、フウセンカズラ等がある。

### や行

#### 湧水 (P49)

地下水が自然に湧き出した水を湧水といい、湧き水のある場所を湧泉という。東京の湧水は、湧出の形態から大きくみると、台地の崖の部分から湧出する崖線タイプと台地上の谷地形のところから湧出する谷頭タイプに分けられる。

#### 要請限度 (P59)

自動車排ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認める時、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準。

#### 用途地域 (P67)

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態などについて制限を定めた区域。種類は、住居系、商業系、工業系などの土地利用による13種類がある。

### ら行

#### リターナブルびん (P39)

一升びんやビールびん、牛乳びんなど、繰り返し使用されるガラスびん。小売店を通して回収された後、飲料メーカーで洗浄され、中身を詰めて繰り返し使用される。平均使用回数は、一升びんで7.2回、ビールびんで20回。そのため回収率は、一升びんで88%、ビールびん99%と高い。

### アルファベット

#### BCP(事業継続計画) (P26)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

#### COP (P25)

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などのガス削減について、国際的に取り組むことを定めた「地球温暖化防止条約(気候変動に関する国際連合枠組み条約)」の締約国会議(Conference of the Parties)。1995(平成7)年の第1回会議(COP1、ベルリン)以来、毎年開催されている。2015(平成27)年フランスのパリで開催されたCOP21では、2020(令和2)年以降の新たな枠組み(パリ協定)が採択された。2021(令和3)年にはイギリス・グラスゴーにてCOP26が開催された。

#### CO<sub>2</sub>排出係数 (P12)

地活動量(生産量、使用量、焼却量など)当たりのCO<sub>2</sub>排出量。電力においては、電気1kWhを発電する際に発生するCO<sub>2</sub>排出量となる。

#### DR(デマンドレスポンス) (P26)

需要家側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。需要側でも需給調整に貢献できる仕組み。

#### ESCO事業 (P21)

“Energy Service Company”の略。省エネ見込み量を省エネ改善計画段階において顧客に保証し、

パフォーマンス（成功報酬）契約に基づき、省エネ改善のための計画立案から改修、管理までの一連の役務を顧客に提供する事業。

## E S D （P80）

“Education for Sustainable Development”（持続可能な開発のための教育）の略。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。

## H E M S （P26）

「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

## I C L E I （イクレイ） （P24）

持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会が構成された国際的な連合組織。1990(平成2)年に43カ国200以上の地方自治体が集まり、ニューヨークの国際連合で行われた「持続可能な未来のための自治体世界会議」で、International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）という名称で誕生しました。地域レベルでの持続可能な開発を推進するにあたって、人材を養成し、知識を共有し、自治体を支援するために技術コンサルタント、トレーニング、情報サービスを提供する。

## I C T （P1）

“Information and Communication Technology”（情報通信技術）の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。

## I S O 1 4 0 0 1 （P15）

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。

## P T E M （P15）

区で運用している、クラウドを利用したエネルギーマネジメントシステムの名称。このシステムにより各課・施設のエネルギー状況の把握を行っている。

## P R T R 法 （P65）

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、把握・集計し、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、行政機関に年に一回報告する。

## S D G s （持続可能な開発目標） （P10）

Sustainable Development Goalsの略。SDGsは2030（令和12）年までに持続可能な世界を実現するために国連によって定められた開発目標で、飢餓の根絶や気候変動への対応などの17の目標（ゴール）から構成される。2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された先進国を含む全ての国々の共通目標。

## 3 R （P29）

リデュース（reduce：ごみになるものを減らす）、リユース（reuse：使い捨てにせず何度も使う）、リサイクル（recycle：再生し、活用する）の頭文字をとった言葉。これにリフユーズ（refuse：いらぬものを断る）を加えて4R、さらにリペア（repair：ものを修理して使う）を加えて5Rということもある。

## 水質調査測定項目の概要（関連P48）

- ◆ 透視度：透明さの程度を表す。ガラス管状の透視度計に水を入れ、底部の標識が上から見える水層の高さを、（cm）または（度）で表す。
- ◆ 水素イオン濃度（pH）：液体が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す数値で、1（強酸性）から14（強アルカリ性）まであり、pH7が中性。
- ◆ 生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物（汚れ）を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つ。数値が高いほど汚れている。BODは微生物が汚れを分解するのに必要とする酸素の量で表し、CODは化学薬品（過マンガン酸カリウム）で汚れを分解するときに要する酸素の量。一般に水道水源は、BOD3mg/ℓ以下、魚の生息には5mg/ℓ以下とされている。
- ◆ 溶存酸素量（DO）：水中に溶けている酸素の量。酸素のない河川は死んだ河川で、魚などは生息できません。魚の生息には5mg/ℓ以上が望ましいとされる。
- ◆ 浮遊物質（SS）：水中に浮遊している水に溶けない物質の量。川底にヘドロとなってたまる。
- ◆ 全窒素と全リン：リンと窒素はプランクトンや藻の栄養源になる。東京湾のような閉鎖性水域では、川から流れ込んだリン、窒素によりプランクトンが異常増殖し、赤潮の原因となる。リン、窒素は人のし尿、生ごみ、生活排水、食品工場などの排水に含まれ、下水処理でもあまり除去できない。
- ◆ 重金属類：比重が4～5以上の金属の総称。水銀、カドミウム、亜鉛、銅、クロムなどがあり、これらの大気、水質、土壌、食品などへの汚染を一般に重金属汚染という。重金属の多くは、生体内に蓄積されやすく、微量でも長時間吸入することによって、慢性的な影響が現れる。

## 大気汚染監視測定項目の概要（関連P54）

- ◆ 二酸化窒素：窒素酸化物の一つである二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）は、ぜんそくなどの呼吸器系疾患や酸性雨の原因物質であり光化学オキシダントの生成にも関与する。環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから

0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることである。

- ◆ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している微粒子で粒径が $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ) 以下のものをいう。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出される。呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれる有害物質による様々な影響が懸念されている。環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間平均値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることである。
- ◆ オキシダント：空気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成される。光化学スモッグの原因物質となり、濃度が高くなると眼、喉などの痛みを引き起こす。環境基準は、1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であることである。
- ◆ 二酸化硫黄：主として重油や石炭などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して発生するガスで、主な発

生源は工場からのばい煙や自動車の排出ガス。濃度が高くなると呼吸器を冒す。

環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.04\text{ppm}$ 以下であり、かつ1時間値が $0.1\text{ppm}$ 以下であることである。

- ◆ 一酸化炭素：約9割が自動車から排出され、中毒症状になると、呼吸障害から死に至ることもある。環境基準は、1時間値の1日平均値が $10\text{ppm}$ 以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が $20\text{ppm}$ 以下であることである。
- ◆ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)： $2.5\mu\text{m}$ 以下 ( $\mu\text{m}$ は $1/1000\text{mm}$ ) の粒子のことで、非常に小さいため人が吸い込むと肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念される。発生源は工場・自動車などの排ガスや塗料・接着剤などからの揮発性のガス、土壌、海洋、火山、植物等の自然界を起源とするものもある。環境基準は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることである。

### 3 板橋区環境基本計画の変遷

板橋区環境基本計画は、1999（平成11）年3月に策定して以降、これまでに3回の見直しを図っています。各計画は、策定当時の環境課題や社会状況の変化を的確に捉え、課題の解決に結びつく施策を打ち出してきました。

- 板橋区環境基本計画（第一次）：  
1999（平成11）年3月策定

板橋区で最初に作られた環境基本計画で、従前の公害対策や自然保護といった問題に加え、都市・生活型公害や地球環境問題などの新たな課題にも対処するため策定されました。

- 板橋区環境基本計画（改訂版）：  
2005（平成17）年3月策定

第一次計画の策定から5年が経ち、深刻な地球温暖化の進行や有害化学物質による汚染の拡がり、廃棄物行政のシステム確立、清掃事業移管をはじめとする都区制度改革や地方分権の推進など、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変わったことから、第一次計画を見直し、「改訂版」を策定しました。

- 板橋区環境基本計画（第二次）：  
2009（平成21）年3月策定

地球温暖化問題に関する世界的な意識の高まりや、都市部を中心とするヒートアイランド問題の深刻化など、環境行政を取り巻く状況の変化を受け、改訂版の計画期間（～2008（平成20）年度）の満了とともに「第二次」計画を策定しました。

- 板橋区環境基本計画2025（第三次）：  
2016（平成28）年3月策定

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災によるエネルギー消費の見直しや、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした新技術の導入、COP21における「パリ協定」を踏まえ、第二次計画の計画期間（～2015（平成27）年度）満了とともに「第三次」計画を策定しました。

# テレフォンガイド

●環境白書の編集について	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●環境基本計画について	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●地球温暖化対策について	環境政策課 脱炭素社会推進係 03(3579)2622
●環境マネジメントシステムについて	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●板橋エコアクションについて	環境政策課 脱炭素社会推進係 03(3579)2622
●ISO取得支援補助金について	公益財団法人 板橋区産業振興公社 経営支援グループ 03(3579)2175
●資源・ごみの分別、出し方について	資源循環推進課 管理係 03(3579)2217
	板橋東清掃事務所 03(3969)3721
	板橋西清掃事務所 03(3936)7441
●再生家具の販売、多目的室の貸出、講座の実施について	リサイクルプラザ 03(3558)5374
●屋上緑化、接道部緑化助成について	みどりと公園課 みどり推進係 03(3579)2533
●農地・区民農園等について	赤塚支所 都市農業係 03(3938)5114
●カラスの相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●アライグマ・ハクビシンの相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●水環境について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●大気環境について	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●放射線対策について (測定機器(簡易型)の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●工場・事業所の環境対策について (土壌汚染・悪臭対策、工場・指定作業場の諸届け、工場・建設工場等の苦情・相談、近隣公害についての苦情・相談、アスベストに関する苦情・相談、騒音計の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●環境学習・緑のカーテンについて	エコポリスセンター 03(5970)5001
●環境美化について	資源循環推進課 資源循環協働係 03(3579)2258

## 板橋区環境白書について、ご意見・ご要望をお寄せください

令和3年度板橋区環境白書について、ご意見やご要望、ご感想等がございましたら、板橋区資源環境部環境政策課までお寄せください。今後の参考にさせていただきます。

※このページをそのままFAX、郵送、あるいはメールでお送りください

板橋区 資源環境部 環境政策課 スマートシティ・環境政策係 宛  
F A X 03-3579-2249  
E-mail s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp  
住 所 〒173-8501  
東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区役所本庁舎北館7階

板橋区環境白書についてのアンケートにご協力ください

1 板橋区環境白書について、どこでお知りになりましたか。  
板橋区ホームページ・広報いたばし・環境政策課ツイッター  
・その他（ ）

2 どのようにお感じになりましたか。  
とてもわかりやすい・わかりやすい・どちらともいえない  
・わかりにくい・とてもわかりにくい

3 2のようにお感じになった理由をお聞かせください。

( )

4 どの記載事項についてご興味がありますか。

( )

5 お気づきの点やご意見・ご感想をお聞かせください。

( )



板橋区環境政策課 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL03-3579-2591 FAX03-3579-2249 刊行物番号 R03-134

板橋区環境白書は古紙/パルプ配合率 80%以上再生紙を使用しています